

助成申請書

申請日 2023年5月31日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 東京都港区新橋4-24-10 アソルティ新橋ビル502
申請団体の名称 公益社団法人ユニバーサル志縁センター
代表者の氏名 池田徹
法人番号 7010405009744

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 申請団体の名称：公益社団法人ユニバーサル志縁センター
- 申請団体の住所：東京都港区新橋4-24-10 アソルティ新橋ビル502
- 資金分配団体としての
業務を行う事務所の所在地：同上
- 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
（1）欠格事由について
（2）公正な事業実施について
（3）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
（4）情報公開について（情報公開同意書）
- 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

※記入上の注意点

- 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
- 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
- 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2023年度通常枠】

必須入力セル

任意入力セル

基本情報

申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	就労支援のための地域づくりコーディネーター育成事業		
	事業名（副）			
	団体名	公益社団法人ユニバーサル志縁センター	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1		③イノベーション企画支援事業		
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野

	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	－ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	－ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	－ ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	○ ④ 働くことが困難な人への支援
	○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	○ ⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	－ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	就労を希望する方が自身に適した体験プログラムに参加したり、自分に合った働き方（雇用）を実現できることで、貧困状態から脱することができる
8.働きがいも経済成長も	8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	若者が働く場に参加しやすいプログラムを地域の企業等とともに開発し、相談の現場で案内できるようにする
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ ささまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	地域の企業・農家等の協力事業所、就労支援機関、生活相談機関など多様な関係者がワークショップで対話し、課題認識、目標の共有を語り、地域の就労支援のための仕組みづくりを検討し、取り組む

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	196/200字
私たちは、NPO法人や社会福祉法人、労働組合、生協等の協同組合、社会的企業も含めた社会的経済セクターがゆるやかにつながることで、子ども・若者の自立支援、社会的経済セクターの協働、ユニバーサルなはたらく場づくり支援、大規模災害支援等によって、誰にとっても参加しやすいユニバーサルな地域社会づくりに寄与する事業を行い、『志をつなぎ、命や尊厳を大切にしたい“志縁社会”』の創造を目指しています。	
(2)団体の概要・活動・業務	178/200字
2011年に一般社団法人ユニバーサル志縁社会創造センターとして活動を開始。中間支援団体として、子ども・若者の自立支援やユニバーサルな働く場づくり支援の領域になどに力を入れています。現場の支援団体へのサポート、支援団体や市民セクターなどのネットワーク、調査研究、これらの取り組みから明らかになった課題を解決するための政策提言や啓発活動などを行っています。	

II.事業概要

実施時期	(開始)	2023/9/1	(終了)	2027/3/1	対象地域	全国	実行団体における、不動産（土地・建物）購入の想定有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	就労支援団体、協力企業・農家等					(人数)	20人×3地域	
最終受益者	生活困窮者、キャリアの模索・形成途上の若者、ひとり親、ひきこもりの方、長期離職者、働き手不足に悩む企業・農家など					(人数)	50～100人×3地域	
事業概要	生活困窮者自立支援事業等において就労支援が重視されるようになり、就労支援機関が増えているものの、就労支援のマッチングがうまくいかないという課題がよく聞かれる。相談者には、どんな仕事が自分に合うのかわからない、コミュニケーションが苦手、家族のケアとの両立が制約になっているなど個々に様々なニーズがある一方、就労支援機関では、既存の就労準備支援プログラムにマッチしない方に示せる選択肢がない、ハローワークに同行支援するもののうまくマッチングできないという課題、企業・農家等の側では、人手不足に悩むものの受入れのメリットがわからない、受け入れた際の対応の仕方がわからないといった課題がある。 そこで、当事業は、就労を希望する方が自分に合った働き方や就労に向けたステップを選択できるようにすることを目的に、地域の多様な関係者の連携により上記のような課題を克服する仕組みづくりを推進する実行団体を公募し、次の3つの取り組みをととして、地域づくりコーディネーターを育成する。 （１）地域づくりの基盤づくり：多機関参加型ワークショップを起点とする現状分析と必要な仕組みの検討、関係づくり、統計データを用いた地域分析など （２）協力事業所の開拓と地元企業・農家等での多様な働き方の創出：企業・農家等との対話による業務分析（しごとの切り出し）・プログラム開発と協力事業所支援など （３）就労支援中核センターの設置：「しごと情報」の地域共有資源化とその活用の仕組みづくり、グループ就農等の事業開発など （４） ユニバーサル志縁センターは、実行団体がこれらを推進する際の様々な企画をサポートするほか、業務分析・プログラム開発、マッチングの仕組みづくりの研修等を行うことで、地域コーディネーターを育成する。また、随時、自治体への政策提言も行い、持続可能な仕組みになることを目指す。							
781/800字								

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	953/1000字
就労支援事業は障害者、生活保護受給者、生活困窮者、ひきこもり傾向の若者、ひとり親など対象者ごとに設置され、それを担う機関、団体は増えている。各対象者ごとの支援機関では特性を踏まえた支援を提供できるのが利点だが、対象者が限定されるため、プログラムや体験の機会など地域の社会資源をうまく活かせていない。また、共通して聞かれる課題として、マッチングがうまくいかないというものがある。その背景として「見学や体験などのステップや多様な働き方の選択肢を地域で用意できていない」「相談者に案内するプログラム・仕事の内容や環境などの情報を相談員が十分にもてていない」「協力企業・農家等への支援が不十分」といったことが考えられる。企業等にアプローチする人員不足の問題もある。 一方で、既存の相談窓口で潜在的なニーズを十分にとらえられておらず、何らかの就労支援を必要とする人口は既存の就労支援機関の実績よりかなり多いと考えられる。たとえばひきこもり状態にある人の数（内閣府「生活状況に関する調査」推計）は、15～39歳で約54万人（H27）、40～64歳で約61万人（H30）。これらのうち、何らかの形で働きたいと考える人が就労支援につながる。また、就労形態が多様になるなか、労働需給のミスマッチなどにより、就業に関するニーズが満たされていない状態にある人たちの存在（未活用労働力）もある。労働力調査2021年平均によると、もう少し働く時間を増やしたい追加就労希望就業者は225万人、求職活動をしていない潜在労働力人口は39万人、失業者は213万人である。十分な収入を得られず、相対的貧困状態にある人は全人口の15.7%、経済・生活問題が原因の自殺者数は3376人（R4自殺統計）であり、こうした深刻な状況に至らずに地域生活ができるようにするため、地域の就労支援の仕組みづくりが求められる。 就労支援はキャリア形成や自己実現、生活困窮対策の観点からニーズがあると同時に、地域の人材育成、働き手の確保の観点からもニーズがため、就労支援の対象者像を広くとらえ、また、福祉領域から地域開発に視野を広げ、働き手や人材育成の課題をもつ地域の企業や農家とのパートナーシップによる就労支援の仕組みの構築が課題となっている。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	197/200字
就労マッチングの課題に対応するため、国は生労事業にて個別支援と受入企業への支援（就労体験・就労訓練先の開拓、受入体制整備支援、負担軽減、定着支援等）を一体的に行う担当者を配置するモデル事業をR5年度に設置したが、20自治体程度の想定にとどまる。重層的支援体制整備事業（42自治体・R3）において就労に焦点をあてて取り組むことが考えられるが、基礎自治体負担（1/4）がボトルネックになっている。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	222/200字
H29年度より就労支援事業者が実践すべき活動をロジックモデル形式で整理し、事業者による自己評価と改善の実装を推奨してきた。R3-4年度は就労支援を切り口にした地域づくりをテーマに、多機関参加型WSにてニーズと課題、期待される変化を共有して協働の下地づくり、業務分析を用いた体験プログラムづくりとその活用の研修とコンサルティングを15自治体で実施し、手引きとなる情報を掲載するHPを制作した。しかし、単年度では仕組みづくりの具体化は難しかった。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	199/200字
相談者が選択肢をもてるよう多様な体験プログラムや雇用の形を創出するための人員と仕組みづくりコーディネーターを配置する資金が得られることで、格段に地域に変化が生まれやすくなる。また、3年間あることで、必要な仕組みづくりを具体的に進めることができる。毎月の実行団体とのMTGでPOが伴走できる。行政側に意欲がない場合でも、思いのある民間側が主導して成功事例をつくり、3年後に自治体予算化しやすくなる。	

Ⅳ.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了後3年後に、対象地域の就労支援機関の支援員は、就労支援中核センターに集積されている多様な体験プログラム等のしごと情報のなかから、相談者に合いそうなものを複数を示すことができ、相談者はそのなかから、自分の希望のものを選ぶことができる。地域の企業や農家などは支援機関のサポートを受けて体験の受入れや働き手の確保ができるようになる。それにより、地域全体に活気が出て、生活しやすい地域になる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
1-1.【就労支援機関】 中核センター（実行団体）が地域の広範な就労支援関係機関のコーディネー ト役となり、必要かつ持続可能な仕組みづくりを牽引する機関になっている		仕組みづくりのための多機関参加型チームを立ち 上げている		0チーム		1-2チーム／各地域で設定 （2026年3月）
1-2.【就労支援機関】 業務分析、仕事の切り出しによる体験プログラム等のしごと情報シートの作 成法を習得した支援員が複数人いる		シートを作成したことがある支援員の人数		0人		4人／各地域で設定 （2026年3月）
1-3.【就労支援機関】 体験プログラム等のしごと情報シートを中核センターに集積し、複数の支援 機関で共同利用し、相談者に選択肢を複数示すことができる		中核センターにある体験プログラム・仕事情報数 活用実績件数		0件 0件		30-50件／各地域で設定（27.3） 20-30件／各地域で設定（27.3）
1-4.【就労支援機関】 相談者と企業・農家等のマッチングに資する多様なイベントやプログラム （交流会、グループ就農、送迎プログラム等）を企画し、相談者に案内でき る		イベントやプログラムの種類 定期開催の状況		企業合同説明会等をすでに実施している地域があると考えられる		3種類程度（各地で設定）のイベン ト等の定期開催（27.3）
2.【相談者】 支援員が紹介する複数の選択肢や、イベント等で得たつながりを通して、自 分に合った体験プログラムや働き方を選ぶことができる		体験や仕事の内容・環境等の情報を知ったうえで 自分で選んで参加した人の数（割合）		事業開始から3カ月の実績		相談者の7割（27.3）
3-1.【受入れ事業所】 支援機関のサポートを受けて体験の受入れや働き手の確保ができる		働き手不足を改善できた事業所数		ファーストコンタクト時または事業開始時の困り感		受入れ事業所の7割で改善（27.3）
3-2.【受入れ事業所】 参加する地元企業・農家等のネットワーク（学びあい、協同活動の母体）が できている		学びあいや協同活動をする集合体ができている		0個		10-15事業所（各地で設定）が集う ネットワーク（27.3）

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
1. 地域のニーズ・社会資源等の分析および地域づくり、しごと情報を軸にした仕組みづくりに関する研修等を踏まえ、目標とロードマップを関係機関と共有できている		しごと情報を軸にした仕組みづくり推進計画 ネットワーキング推進計画		なし		2024年7月までに当初計画を策定 2025年3月、2026年3月に見直し
2. 地域コーディネーターの役割（職務）、中核センターの役割（機能）を関係機関に説明できている		役割を整理できている パンフレットの類の作成・活用 シンポジウムの開催		なし		できている（2026年7月） シンポジウムは2027年2月
3. 構築した仕組みの有用性を示し、継続のための予算化の必要性について行政に働きかけられている		各年度の到達点を行政に報告し、意見交換できている 担当課の管理職と意見交換できている		なし		できている（2026年7月）
4. 構築した仕組みのビジョンや有用性を示し、実行団体の会員や地域の関係機関、地元の企業・農家等から寄付等の出資が得られている		出資した人・事業所数		0件		10-15件・目標値は各地で設定 （2027年3月）
5. ガバナンス・コンプライアンス等の組織基盤が整っている		規程類がある		事業開始時の状況		整備できている（2027年3月）

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	200字	時期
1-1a. 多機関参加型WSや研修会を企画し、準備から開催、振り返りのすべてのプロセスで関係機関と関係構築をする		2024年4-2027年3月
1-1b. 仕組みづくりの取り組みの目標やロードマップを示す		2024年8月
1-1c. 仕組みづくりとその運営のためのチームを必要に応じて立ち上げる		2024年9月～
1-1d. 就労支援のための地域づくりの到達点から見える課題と展望をテーマにシンポジウムを開催する		2025年2月、2026年2月、2027年2月
1-2. 業務分析、仕事の切り出しの方法を学ぶ研修会を実施し、実際に協力企業を訪問してしごと情報シートを作成する		2024年9月～
1-3a. しごと情報シートを活用した面談の進め方を学ぶ研修会を実施する		2024年12月～
1-3b. しごと情報シートを複数の支援機関で活用するための方法を検討し、そのプラットフォームを中核センターに設置する		2024年1月～
1-3c. しごと情報シートを複数の相談機関で活用し、より活用しやすくするための検討会を実施する		2025年4月～
1-4. 現状分析を踏まえて必要なイベントやプログラムを企画、実施する		2024年9月～
2. しごと情報シートや各種イベント、プログラムを活用し、相談者が選択できる就労支援の進め方を学ぶ研修会を実施する		2024年12月～
3-1a. 地元企業・農家等を訪問し、対話をとおして事業所の人材ニーズ、困り感を把握し、この取り組みへの参加意向を取り付ける		2024年9月～
3-1b. 対話を通して、業務の内容、職場環境を聞き取り、しごと情報シートを作成する		2024年9月～
3-1c. 受入れの際の現場サポートを行い、受入れ側、相談者側双方が成功体験を得られるようにする		2024年10月～
3-1d. 雇入れをする場合などに事業者が受けられる補助金制度の情報を紹介する		2024年10月～
3-2a. この取り組みに参加する事業所の交流会を開催し、事業者目線で課題や期待、経験知の共有を図る		2025年4月～
3-2b. 事業者が協同して取り組むとよい課題がある場合は、事業者ネットワークで取り組めるようサポートする		2025年10月～
		0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	200字	時期	
1a. 統計データを用いた地域分析のサポート 国勢調査、リーサス、自治体統計等を用いたデータ分析		2024年4-7月	49/200字
1b. 関係者へのアンケートによる現状・到達点の把握・分析サポート 所属機関での就労支援のリソース、できていること、難しいと感じていること、相談者にプログラム等の選択肢を示せているかなど		2024年4-7月、2025年10-12月、2026年10-12月	94/200字
1c. 多機関参加側WSによる現状・到達点の把握・分析サポート 事業開始時のWSでは、就労支援ニーズを持つ方の状況、必要な取り組み、就労支援の改善により期待する変化について洗い出す 終了時のWSでは、到達点について意見交換し、今後の課題を洗い出す		2024年4-8月、2026年10-12月	125/200字
1d. 3地域合同研修会、中間報告会などの開催 ロジックモデル作成、就労支援を軸にした地域づくり事例、業務切り出しの手法、体験プログラムシート作成、しごと情報の集積と活用事例、グループ就農事例など、地域のニーズを踏まえて研修テーマを設定する。1年目4回、2年目3回、3年目2回実施。		2024年4月～2026年12月	142/200字
1e. 弊センターの「就労支援×地域づくりに役立つ情報サイト」用いるなどして、しごと情報シートを軸にした仕組みの考え方を紹介する 地域づくりの進め方、多機関WSのススメ、業務切り出しのススメ、体験シート活用のススメ、無料職業紹介のススメ、就労支援の5要素を適宜紹介し、活用の手引きにしてもらう		2024年4月～	147/200字
1f. 仕組みづくりの取り組みの目標やロードマップ作成のサポート 現状分析を経て、地域の関係者をもつ課題感を踏まえ、新規に必要なイベント、プログラム等の目星をつけ、プランを立てる		2024年8月	89/200字
2a. 取り組みへの伴走支援の提供 月次MTGでPOが伴走支援を行う他、先進的取り組みをしているユニバーサルネットワークちば、A'ワーク創造館などの協力を得て、業務分析、仕事の切り出し、しごと情報シートの作成等に関するコンサルティングを行う。適宜、現地でのサポートも実施。		2024年9月～	137/200字
2b. 取り組みを振り返り、地域づくりコーディネーターの役割（職務）、中核センターの役割（機能）を整理するサポート 地域づくりコーディネーターに人件費が継続的につくようにするには職務を明確にしておく必要がある。就労支援中核センターの中間支援機関としての機能を明確にし、標準的なロジックモデルを作成することで、地域の関係機関と協働しやすく、また、行政が予算化を検討しやすくする。		2025年12月～	189/200字
2c. シンポジウムの開催 地域づくりコーディネーター、就労支援中核センターの取り組みとその成果、課題、展望を全国の関係者に発信する		2027年2月	67/200字
3a. 多機関参加型WS等に行政職員に有意義に参加してもらうためのサポート 行政の関係機関とも課題認識の共有をし、就労支援の仕組みづくりの意義を理解してもらい、適宜、ご協力いただけるようにする。		2024年4月～	99/200字
3b. 相談者、支援員、受入れ事業者へのアンケートや実績のモニタリングにより有効性と課題を資料にまとめるサポート 行政に予算化を検討してもらうための資料を作成する		2025年4-5月、2026年4-5月	82/200字
3c. 行政の関係機関、管理職への報告、意見交換のサポート 政策提言のタイミングや方法を実行団体と一緒に検討し、進める。		2025年4月～	61/200字
4. 事業者側がこの取り組みを有意義と思えるような示し方を検討するサポート この取り組みが地域の企業・農家等の困り感の改善にも貢献できるものであることを示せるよう、取り組みを進め、出資しやすくする		2025年11月～	99/200字
5. 規程類の整備に向け、助言する		2024年10月～	17/200字
			0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	全プロセスを通して当該地域で広報、啓発に努め、成果を自治体に発信するのはもちろんのこと、作成したロジックモデルもあわせて国にも政策提言をする。弊法人HP「就労支援×地域づくりに役立つ情報サイト」（ https://www.u-shien.jp/jobssupport/ ）にて事例紹介をしたり、シンポジウムを開催するなどして、同様の取り組みが広がるよう努める。	177/200字
連携・対話戦略	事業の柱の一つに多機関参加型WSの実施を位置づけ、就労支援機関同士、生活支援機関と就労支援機関間、就労支援機関と受入れ事業所間の対話を重ね、ボトムアップ型の地域づくりを目指す。実施地域の自治体関係者への報告や意見交換も戦略的に行う。また、当団体のこれまでの知見を実行団体に生かしてもらうため、月次の伴走MTGで就労支援及び地域づくりの観点からコンサルティング、方針検討を行う。	188/200字

VI.出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

資金分配団体	当事業をとおして、就労支援及び地域づくりのコンサルティング、研修のノウハウをさらに蓄積して応援プログラム・パッケージを設定し、民間団体や自治体から依頼を受けて提供できるとよい。また、都道府県社協の集合研修等で取り入れてもらえると取り組みが広がりやすいと思うので、わかりやすいパッケージを検討していきたい。	152/400字
実行団体	実行団体の財源獲得については2つが考えられる。 一つは、寄付が得られるよう、構築した仕組みのビジョンとその有効性（地域の企業・農家等の困り感の改善にも貢献できるものであることなど）を地域で発信し、実行団体の会員や地域の関係機関、地元の企業・農家等に出資を働きかけること。 もう一つは、公的制度の委託費あるいは補助費を得て継続できるよう、構築した仕組みの有用性について自治体に適宜報告したり意見交換をしたりし、予算化を行政に働きかけること。	219/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	637/800字
2018年に首都圏若者サポートネットワークを立ち上げ、東京、埼玉、神奈川の社会的養護出身等の若者に伴走する支援者に助成することで若者たちの独り立ちを応援している。基金造成実績は2018年度の1371万円から徐々に増え、2021年度は3279万円になった。助成事業に伴走支援枠と先駆の実践枠を設け、個別支援と先駆的な事業に助成をしている。休眠預金活用助成コロナ枠（2020年度、21年度、22年度採択）で「社会的養護アフターケア緊急支援事業」の採択を受け、公的制度では対応できないニーズに寄り添い型の支援で対応する団体に助成を行っている。これにより、孤立しがちな若者たち、困り感を抱えた若者たちが支援者をつながるきっかけを得て、深刻な状態になる前に支援を受けることができています。それと同時に、これらの助成先の事業から、現行の公的制度の限界、不十分な点が見えてくる。そこで、助成先団体や彼らが参加する支援団体連合組織からアンケート調査や意見交換会などをおして意見を集め、当ネットワークの政策提言ワーキンググループ関係者とともに、児童福祉法改正に合わせて政策提言を行い、一部、反映してもらうことができた。そのほか、2023年に取りまとめられることも大綱のなかで社会的養護出身等の若者支援について言及するよう政策提言も行った。 2022年度には通常枠の採択を受け、首都圏若者サポートネットワークをモデルに九州、中国、山陰地方で若者支援ネットワークを設立する助成事業を実施している。	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	798/800字
2017年度より厚労省社会福祉推進事業にて就労支援の実績のある方々の協力をえて就労支援のロジックモデルを作成し、「生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業の評価ガイドライン」「自立相談支援事業の評価ガイドライン（就労）」を開発した。2021年度は、就労自立だけでなく生活自立、社会自立もゴールに据えた評価指標づくりを行った。具体的には文部科学研究基盤研究B・補助事業「福祉課題への変革プログラムに取組む実践家と組織の評価キャパシティ形成支援法の開発」研究プロジェクトに参画し、「自立相談支援事業評価ガイドライン」の改善作業を行った。また、多機関参加型WSを出発点とする地域づくりコンサルティング事業を、2021年度に「多様な連携による就労支援」（厚労省R3年度生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業）、2022年度に「しごと・就労支援を切り口にした地域づくり応援プログラム」（WAM助成）にて実施した（2021年度： ██████████ 等6自治体、2022年度： ██████████ など9地域）。当事業に参加申し込みを行った部署がコーディネーターとなって、年3回のWSを弊センターとともに企画・実施。コンサルティングはA'ワーク創造館のエキスパートの協力を仰いだ。WSではマッチングの改善のため、多様な働き方のメニューを増やす支援の充実がいずれの地域でも重点課題に挙げられた。いくつかの地域で、協力事業所のしごと体験プログラム情報シート作成とその活用WSや、グループ就農プロジェクトの検討WSを実施し、導入を検討したところ、有用性は認められるものの、担当者、担当機関を決めることができない難しさがあった。人員を補充することなしに、企業等へのアプローチを増やしたり、関係機関のコーディネートをして新たな仕組みを構築することは難しく、また、1年間では時間が十分ではなかった。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3団体	
(2)実行団体のイメージ	一つまたは複数の自治体で就労支援を実施している民間団体。当該地域の就労支援団体および企業・農家などの協力事業者、行政の関係部署などをコーディネートし、就労支援のための仕組みづくりの中核を担える団体。就労支援の個別支援の経験を通して相談者像を把握しており、また、地元企業や農家等との対話を通して受入れ側目線でも課題をとらえ、新たな仕組みづくりにむけ、関係者を調整するポテンシャルのある職員がいる団体。	199/200字
(3)1実行団体当り助成金額	3年間で2100万円程度。1-2年目は750万円程度、3年目は600万円程度。事業を実施しながらビジョンや成果を発信して賛同者を増やし、寄付を募るなどし、3年目には一部を寄付で賄えるようにすることが期待される。	105/200字
(4)案件発掘の工夫	就労支援のための地域コーディネーターの機能と必要性、推進方法について考えるワークショップ型説明会を企画し、弊法人等のHPで広報するほか、これまでに弊団体が実施した就労支援を切り口にした地域づくり関連イベントに申込んだことがある団体等に案内する。説明会を経て、意欲をもった団体と個別相談を行い、ビジョンや推進方法についてよく擦り合わせたうえで、地域の実情に合わせた事業案を申請してもらえるようにする。	199/200字

IX.事業実施体制

(1)コンソーシアム利用有無	なし	
(2)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	統括・PO： ██████████ 弊法人事務局長・博士（社会福祉学）・Master of Community Development PO： ██████████、 経理： ██████████ 企業開拓としごと情報シート作成への伴走：ユニバーサル就労ネットワークちば ██████████、A'ワーク創造館 ██████████ 地域づくりアドバイザー：地域福祉領域の学識 ロジックモデル作成アドバイザー：社会的インパクト評価領域の学識	199/200字
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	これまでに緊急枠、通常枠と採択していただき、整備しました。	29/200字

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2023/10/01	～ 2027/03/01
資金分配団体	事業名	就労支援のための地域づくりコーディネーター育成事業	
	団体名	公益社団法人ユニバーサル志縁センター	

	合計		
		助成金	自己資金・民間資金
事業費	73,362,520	70,762,520	2,600,000
実行団体への助成	60,360,000	60,360,000	0
管理的経費	13,002,520	10,402,520	2,600,000
プログラムオフィサー関連経費	20,042,500	20,042,500	－
評価関連経費	3,937,400	3,937,400	－
資金分配団体	3,057,400	3,057,400	－
実行団体用	880,000	880,000	－
合計	97,342,420	94,742,420	2,600,000

資金計画書資料 ①調達の概要

1. 事業費（助成金、自己資金・民間資金）

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金 (A)	784,280	24,806,080	24,806,080	20,366,080	70,762,520
実行団体への助成	0	21,600,000	21,600,000	17,160,000	60,360,000
－					
管理的経費	784,280	3,206,080	3,206,080	3,206,080	10,402,520
自己資金・民間資金 (B)	200,000	800,000	800,000	800,000	2,600,000
実行団体への助成	0	0	0	0	0
管理的経費	200,000	800,000	800,000	800,000	2,600,000
合計 (A+B)	984,280	25,606,080	25,606,080	21,166,080	73,362,520
実行団体への助成	0	21,600,000	21,600,000	17,160,000	60,360,000
管理的経費	984,280	4,006,080	4,006,080	4,006,080	13,002,520
補助率 (A/(A+B))	79.7%	96.9%	96.9%	96.2%	96.5%

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金）

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	1,470,625	6,190,625	6,190,625	6,190,625	20,042,500
プログラム・オフィサー人件費等	645,000	4,962,000	4,962,000	4,962,000	15,531,000
その他経費	825,625	1,228,625	1,228,625	1,228,625	4,511,500

3. 評価関連経費（助成金）

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
評価関連経費 (D)	0	1,286,800	1,196,800	1,453,800	3,937,400
資金分配団体	0	986,800	896,800	1,173,800	3,057,400
実行団体用	0	300,000	300,000	280,000	880,000

4. 合計

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+C+D)	2,254,905	32,283,505	32,193,505	28,010,505	94,742,420
総事業費(A+B+C+D)	2,454,905	33,083,505	32,993,505	28,810,505	97,342,420

金融機関からの融資や財団からの助成を受ける等の理由で本事業の指定口座に入金できない自己資金・民間資金がある場合、上記1から3までの総事業費には含めず、以下に当該資金の金額および使途を記入してください。

[illegible]

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)年度別合計

[附]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	計
自己資金・民間資金	200,000	800,000	800,000	800,000	2,600,000

(2)内訳

1.事業費「自己資金・民間資金(B)」の調達予定について、調達方法、調達金額、調達確度、調達時期等を記載してください。

[illegible]

申請書類チェックリスト

事業名：	就労支援のための地域づくりコーディネーター育成事業
団体名：	公益社団法人ユニバーサル志縁センター

<留意点>

・申請書類を提出する前に必ず本チェックリストを使って提出書類が揃っているか確認してください。

本チェックリストも申請書類と合わせて提出してください。

・本申請チェックリストは事業ごとにご提出ください。なお、2事業目は、「団体ごとに提出する申請書類」の記載は不要です。

「申請事業ごとに提出する書類」のみ記載してください。

※通常枠では、申請団体は、4つの助成事業のうち、同一事業区分の中では1事業まで、異なる事業区分間では合計2事業まで申請できます。

なお、災害支援事業については、防災・減災支援、緊急災害支援、災害復旧・生活再建支援については組み合わせての申請も可能とし、この場合は1事業として申請してください。

申請事業ごとに提出する申請書類	公募システム添付先	提出する書類	提出形式	通常枠	チェック	備考
	助成申請書	様式01 助成申請書	PDF	●	添付済み	※書式厳守（登録印の押印が必要）
	事業計画書	様式02 事業計画書	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	資金計画書等	様式03 資金計画書等	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	申請書類チェックリスト	様式04 申請書類チェックリスト※本紙	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	事業設計図補足資料	事業設計図補足資料	PDF	任意	該当しない	
	その他（計画の別添等）					※団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料があれば提出してください。 ※「提出する書類」の欄に提出する書類名を入力してください。 ※欄が足りない場合は行を追加してください。
団体ごとに提出する申請書類 ※複数事業申請の場合、2事業目は記入不要						
	団体情報	様式05 団体情報	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	役員名簿	様式06 役員名簿	Excel	●	添付済み	※書式厳守 ※役員名簿にはパスワードをかけ、パスワードはJANPIA WEBサイトから指定のフォームでJANPIAに送ってください。（詳細は、JANPIA WEBサイト申請ページをご確認ください。） ※過去資金分配団体に採択された団体で、最新の書類を提出済みの団体は提出不要です。
	規程類必須項目確認書	様式07 規程類必須項目確認書	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	定款	定款	PDF	●	添付済み	
	規程類	規程類	PDF	●	該当しない	※該当する規程類が添付できていることを確認し、チェックしてください。 ※過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
	登記事項証明書	登記事項証明書(全部事項証明書)	PDF	●	添付済み	※発行日から3ヶ月以内の全部事項証明書の写しをご提出ください。
	事業報告書（過去3年分）	事業報告書	PDF	●	添付済み	※設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出ください。
	決算報告書類（過去3年分）	貸借対照表	PDF	●	添付済み	※設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出ください。 ※随時枠の場合は前年度分のみ提出ください。 ◎キャッシュ・フロー計算書、附属明細書、財産目録及び収支決算書については、作成している場合は提出してください。監事及び会計監査人による監査報告書は監査を受けている場合提出してください。 ※ソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去3年分）」を参考書類として提出していただきます。
		損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)	PDF	●	添付済み	
		キャッシュ・フロー計算書◎	PDF	●	該当しない	
		附属明細書◎	PDF	●	該当しない	
		財産目録◎	PDF	●	添付済み	
		収支決算書◎	PDF	●	該当しない	
		監事及び会計監査人による監査報告書◎	PDF	●	添付済み	

※コンソーシアムで申請の場合には、幹事団体は以下書類もご提出ください。

申請事業ごとに提出する申請書類	コンソーシアム関連書類 (申請事業ごと)	コンソーシアムの実施体制表	PDF	●		
		様式C01 コンソーシアムに関する誓約書	PDF	●		※書式厳守
幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体分の書類	団体情報	様式05 団体情報	Excel	●		※該当資料の上記【備考】をご確認ください。
	役員名簿	様式06 役員名簿	Excel	●		
	規程類必須項目確認書	様式07 規程類必須項目確認書	Excel	●		
	定款	定款	PDF	●		
	規程類	規程類	PDF	●		
	決算報告書類（過去3年分）	貸借対照表	PDF	●		※該当資料の上記【備考】をご確認ください。 ※申請時点で非幹事団体として決定している場合、非幹事団体分をご提出ください。
		損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)	PDF	●		
		キャッシュ・フロー計算書◎	PDF	●		
		附属明細書◎	PDF	●		
		財産目録◎	PDF	●		
		収支決算書◎	PDF	●		
		監事及び会計監査人による監査報告書◎	PDF	●		

2020年7月25日

公益社団法人ユニバーサル志縁センター
2019年度事業報告

<はじめに>

2019年度は公益社団法人に移行した初年度で、3つの事業に重点を置いて活動を行ってまいりました。

1つ目は**首都圏若者サポートネットワーク**の活動です。2015年総会で子どもの貧困について議論を進めていくことが決定し、理事を中心に議論を進め、2016年度**社会的養護下にある子の自立を考える研究会**を実施しました。研究会の報告書に基づき、措置経験の有無にかかわらず、家族の後ろ盾もなく困難に直面する子ども・若者が自立するのに必要な支援の仕組みを構築するため「首都圏若者サポートネットワーク」を立ち上げ、2018年から補助金とは異なる支援者にとって使い勝手の良い助成制度を立ち上げるために「**若者おうえん基金**」を創設し、基金に集まった寄付金額に応じて支援者への助成事業を開始しました。今年度は助成事業に加え、三菱財団の助成を活用し自立援助ホームに入所した若者に対して就労体験の機会を提供する事業を実施しました。

2つ目は困難を抱えた子どもたちへのコンピューターサイエンス教育の機会を提供しました。**2020年から小学校においてプログラミング教育が必修化**され、プログラミング体験を通してプログラミング的思考を育み、また身近な問題発見・解決にコンピュータやソフトウェアの働きを活かし、よりよい社会を創っていくための能力を養成することが期待されていますが、現時点では子どもたちがプログラミングに接する機会は限定的であり、地理的、或いは、環境的な差異なく、プログラミング体験の機会を提供することが急務となっています。このような状況を踏まえ、プログラミング体験および、デジタルなもののづくりを通じた問題発見・解決を目指すツールとして、世界的に人気のある「**Minecraft**」の教育版を活用し、全ての子どもたちがプログラミング教育や、デジタルなもののづくりに触れる事のできる機会創出を行っていくことを考え、特に、“届き辛い”とされる子供たちに対しては、技術者と支援者とが連携したサポート体制を組むことで、作品づくりにチャレンジする環境創りを行いました。

3つ目はNPO、協同組合、労働組合、社会的企業など社会的経済セクターの協働です。人材研修、講演、イベント等を子ども食堂運営者等子ども・若者団体に対して行うと共に、NPO等の活動支援については、NPO事業サポートセンターから継続して行っている会計士・税理士の専門家の皆様と連携し支援事業を行いました。政策提言に関しましては、杉戸市で開催している協働型災害訓練や世話団体として参加している東日本大震災支援全国ネットワークなどを通じて防災や復興支援活動に関与しました。

最後に、新型コロナウイルスの流行や緊急事態宣言の影響で、若者おうえん基金の助成先団体より、業務増加に伴うスタッフ人件費の増加、マスク・消毒液等物資の不足など、厳しい現況について報告を受けたことをきっかけに緊急助成事業に取り組みました。このような緊急対応が実施できたのも会員団体、理事団体の皆様との活動の連携の成果であり、この場を借りて御礼申し上げます。

＜当センターの事業内容＞

当センターはNPO法人や社会福祉法人、労働組合、生協等の協同組合、社会的企業も含めた社会的経済セクターがゆるやかにつながることにより、子ども・若者の自立支援、社会的経済セクターの協働、ユニバーサルなはたらく場づくり支援、大規模災害支援等によって、誰にとってもユニバーサルな地域社会づくりに寄与する5つの事業を行う。

1. 子ども・若者の自立支援事業

1-1. 子ども・若者等の自立を支える支援の仕組みの構築

児童養護施設在籍児の高等学校卒業後の進学率は全高卒者の割合に比べ著しく低く、進学しても一般の学生に比べ中退率も高い。退所後は生活等で困難に直面した際には家族の後ろ盾もない。そのような子ども・若者が自立していくために学識経験者や支援団体の関係者等が参画する首都圏若者サポートネットワーク運営委員会(※1)を組織し、必要な支援の仕組みを構築する。そのために、以下の3つの活動を行った。

※1 首都圏若者サポートネットワーク運営委員会は、当団体が推進する首都圏若者サポートネットワークおうえん基金事業の諮問機関であり、当団体の内部組織。

1-1-1. 首都圏若者サポートネットワーク 若者おうえん基金の運営

困難に直面する子ども・若者たちに伴走する支援者（退所児童等アフターケア事業、自立援助ホーム等のスタッフを想定）は行政からの補助金で主たる活動を行っており、使途の制約があるため子ども・若者の相談内容によっては補助金を活用できず自己資金やスタッフの自腹で対応する場合がある。そのため昨年度補助金とは異なる支援者にとって使い勝手の良い資金が継続的に集まる若者おうえん基金を創設し、公募を行い、基金に集まった寄付金額に応じて支援者への助成を行った。支援者による支援の対象者は、首都圏の支援者が伴走可能な、措置経験の有無に係らず支援が薄い若者（おおむね30歳未満／原則として大学進学をしている人を対象とせず、中退者は対象とし、支援の谷間にいる人を支援する）とする。支援者は支援対象者と相談して支援申請を決める。

① 基金造成：基金造成のための活動と募金額について

【寄付金募集期間】2019年1月1日から12月31日まで

【基金造成のキャンペーン期間】2019年9月から12月まで

【記者発表会】2019年8月29日（木）16時～17時 厚生労働記者会会見場



【シンポジウム】2019年10月5日(土) 13時30分～16時30分 田町交通ビル6階ホール

来場者数：81人

プログラム

開会挨拶：藤井康弘（首都圏若者サポートネットワーク副委員長）来賓挨拶数名

来賓挨拶：増田和美（生活クラブ生活協同組合・東京 理事長）

大信政一（パルシステム生活協同組合連合会 代表理事・理事長）

永井伸二郎（生活協同組合コープみらい 副理事長）

基調講演：宮本みち子（首都圏若者サポートネットワーク委員長）

報告①：若者おうえん基金2018年度助成先団体 こもれびホーム

報告②：若者おうえん基金2018年度助成先団体 NPO法人パノラマ

首都圏若者サポートネットワーク活動報告（若者おうえん基金助成）

首都圏若者サポートネットワーク活動報告（就労・キャリア支援）

パネルディスカッション

コーディネーター：村木厚子（元厚生労働事務次官）

パネラー：伊藤由理子（生活クラブ連合会常務理事）

早川悟司（児童養護施設子供の家施設長）

藤井康弘（NPO法人東京養育家庭の会理事）

吉中由紀（一般社団法人くらしサポート・ウィズ理事長）

閉会挨拶：池田徹（公益社団法人ユニバーサル志縁センター 代表理事）



【広報】生活クラブ東京、埼玉、神奈川において広報チラシ配布、WEB サイトでの周知

生活クラブフロンティア 2019年12月号 第21号 生活クラブ消費者運動推進委員会

児童養護施設や里親のもとを巣立つ 若者たちの自立をサポートする

「若者おうえん基金」

寄付にご協力ください！

児童養護施設や児童家庭援助など「社会的養育」と呼ばれる公的な支援のもとで育った子どもたちは、巣立つ時に18歳になるか施設や児童家庭へも自費を出すことが求められます。しかし、大半のサポートなしに自立するは経済面で種類面も多く壁があり、継続して学ぶ若者もおおきくありません。

生活クラブでは、昔ながらの若者サポートネットワークの運営から2018年度より参加し、「若者のうえん基金」への寄付活動に取り組んでいます。この基金は、社会的養育のもとで育った子ども・若者に限り、任意での支援をしようとする方々への助成金交付を目的としています。同じ社会の一員である若者たちの未来のためには、あなたの力が必ずです。

社会的養育から巣立つ若者の自立を支えるため 「若者おうえん基金」にご協力をお願いします！

みなさんの支援が
子どもたちの力に

東京福祉青年サポートネットワーク運営委員会
代表 中村千代子
(認定NPO法人「若者大学」代表理事)

社会的養育のおかた育った子どもたちの中には、いじめを受けたり虐待にあったり、抱っただけに殺害したりと大人にも被害があります。「若者おうえん基金」は、大学などの学び直しや生活再建をサポートするための一助として、2年以上定住で困難を抱えている若者を対象とします。生活クラブの寄付を通して支えてくれる方が増えます。より多くの若者の自立を支援するためにも、組織を超えたみなさんの支援もうれしく思います。

支援を続け、いずれは
子どもを支える制度に

東京都若者サポートネットワーク運営委員会副
代表 佐藤 大
(元生活クラブ事務局長)

少子化や大学進学率の低下に伴い、私たちが育ててきた子どもたちはちゃんと自立できるように育つべきだと、その可能性も高い環境を準備する必要があります。一人ひとりの個性や能力を生かし、自立した生活ができるように。ここに必要なのは、ある人たちの思いが「持続性」のある資金と制度で支えられているのが現状です。どうか、これまでにないような大人、組織として育つことにも、皆さんの力を貸してください。

カンパの申込み方法

12月2日～12月4日の注文締切まで受け付けます

OCR注文書での申込み方法

12月2日～12月4日の注文締め切り当日に入社しているご注文番号を、数量欄に243965の数字を入力すると、101,000円のご注文となります。

注文番号

口印

243965 1,000円

インターネット注文 くらぶ での申込み方法

「クーポン」メニューから

「ソンのご案内」注文リンク先より

実施中のキャンペーンが表示されます。

※申込期限は12月4日午後1時迄です。

※QRコードを読み取ると申し込みページが開きます。

支払方法

お振込み（銀行振込）またはクレジットカード決済が可能です。お振込みの場合は、お振込み完了後、当会よりお振込み確認メールが届きます。クレジットカード決済の場合は、ご注文確定後、当会より決済完了メールが届きます。

[illegible]

【クラウドファンディング】230 人の方にご支援いただき 3,198,000 円が集まる。

施設や里親のもとで育った若者たちが
困難を乗り越えられる社会をつくりたい！

首都圏若者
サポート
ネットワーク

現在の支援総額	パトロン数	募集終了まで残り
3,198,000円	230人	終了

現在**106%**／目標金額**3,000,000円**

【2019年に造成された若者おうえん基金の内訳】

募金先	金額
生活クラブ東京	6,731,000 円
生活クラブかながわ	1,041,000 円
生活クラブ埼玉	3,971,000 円
生活クラブ東京単協寄付付きカレンダー寄付金	695,790 円
生活クラブ神奈川単協デポジット寄付金	6,906 円
パルシステム連合会	300,000 円
コープみらい財団	200,000 円
チャリティ自販機（生活クラブ）	135,831 円
チャリティ自販機（伊藤園）	340,224 円
6/22 活動報告会参加者様からのカンパ	9,805 円
10/5 シンポジウム参加者様からのカンパ	85,557 円
CAMPFIRE	3,198,000 円
Syncable	405,800 円
口座振込	1,459,588 円
受取利息	73 円
合計	18,580,574 円

② 第2回若者おうえん基金助成先選考

【公募期間】2019年9月1日～11月30日

【選考委員】

朝比奈ミカ氏 中核地域生活支援センターがじゅまる
 伊藤由理子氏 生活クラブ連合会
 岡本正氏 弁護士
 小木曾宏氏 東京経営短期大学
 湯浅 美和子氏 NPO 法人ちばこどもおうえんだん

【応募件数】一般枠：4件、先駆的实践枠：6件

【第1次選考委員会】書類選考、日時：2019年12月12日17時～22時

【第2次選考委員会】面接選考、日時：2019年1月19日13時～18時

【選考方法】

選考委員が必要（どのような支援に必要なのか）、緊急性（なぜ今のタイミングに必要なのか）、信頼性（支援計画が計画通り実施できるかどうか）、寄り添い度という4つの評価基準に基づき5点満点で評価し、その点数を踏まえて、選考委員の合議で候補を決定。

【理事会で決定】選考を経た後、運営委員会での承認後2020年2月3日、理事会で決定した。

第2回若者おうえん基金助成 採択団体

第2回若者おうえん基金 採択団体 決定金額一覧 計9,294,000円

(一般枠)

NO.	採択団体名	申請内容	決定金額
1	NPO 法人日向ぼっこ	地方から上京してきた児童養護施設の卒園生に対する学習サポート、生活、進学面のサポート及び、進学後の精神面や経済面を含む生活全般における寄り添い。	¥1,500,000
2	一般社団法人Masterpiece	16歳で児童相談所に保護され、自立援助ホームを経て、現在シェアハウスに住む若者の卒業までの伴走支援。	¥1,190,000
3	一般社団法人若草プロジェクト	親からの経済的虐待等を理由に就学継続や進学をあきらめようとしている若者への伴走支援。1名は、来年度に就職を予定しているが、給与が少なく、生活に余裕がない状態になることが予想される。もう1名は、親からの虐待によるPTSDの治療中である。	¥800,000

(先駆的实践枠)

1	フェアスタートサポート	社会的養護下に暮らす(暮らした)若者たちが自分らしく「はたらく」を実現し、社会で活躍することのできるよう、本人の意向や状況に即したオーダーメイドの伴走支援型就労支援を行うとともに、就労後のアフターフォローの充実を図る。	¥1,720,000
2	自立援助ホーム 樹の下ホーム	退所した若者が離職後、就職活動がうまく進まず、家賃も払えないほど窮地に立ったことを契機に生活が不安定になっていく中でステップハウスを利用した段階的な準備ができる環境を整えること計画。	¥1,900,000
3	こもればホーム	(継続支援)メールや電話での卒園生への対応、個別訪問、家事、育児などの生活ノウハウの提供、夫からのDVで母子家庭となった卒園生の小学4年生の子供の預かりなど、当事者一人一人に寄り添った伴走支援を行いつつ、児童養護施設の旧職員をつなぐネットワークづくりなど継続的な運営に向けた活動を行う。	¥480,000
4	児童養護施設 聖ヨゼフホーム	卒園後、進学、就職した子供たちが、退学、離職等により生活が成り立たなくなった場合のリスタートや生活の立て直しの為の一時期の生活場所として、身近に職員がいる環境でアフターケア支援に当たれるような実家機能を用意する。	¥1,300,000
5	一般社団法人Masterpiece	(継続支援)金銭的に厳しい若者からの相談依頼に対して現地へ訪問し相談にのるボランティアを組織化し、当事者への伴走支援を行っている。ボランティアによるアウトリーチをベースとしたアフターケア体制の基盤整備。	¥404,000

¥9,294,000

③ 第2回若者おうえん基金助成二次公募実施

2019年支援総額の85%が15,497,163円であり、現在助成額が9,294,000円のため、2018年度の剰余金(1,089,463円)に6,203,163円を加えた7,292,626円を上限として二次公募を実施。公募については一般枠(上限150万円)のみ公募を実施。スケジュールは以下の通り。

【二次公募期間】 2020年3月1日から4月30日

【選考委員】

朝比奈ミカ氏 中核地域生活支援センターがじゅまる
 伊藤由理子氏 生活クラブ連合会
 岡本正氏 弁護士
 小木曾宏氏 東京経営短期大学
 日野原雄二氏 鶴ヶ島市社会福祉協議会

【応募件数】 一般枠：7件

【第1次選考委員会】書類選考、日時：2020年5月23日13時～15時

【第2次選考委員会】面接選考、日時：2020年6月14日13時～17時半、16日20時から21時

【選考方法】

選考委員が必要性（どういう支援に必要なのか）、緊急性（なぜ今のタイミングに必要なのか）、信頼性（支援計画が計画通り実施できるかどうか）、寄り添い度という4つの評価基準に基づき5点満点で評価し、その点数を踏まえて、選考委員の合議で候補を決定。

【理事会で決定】選考を経た後、運営委員会での承認後2020年6月30日、理事会で決定した。

④ 第2回若者おうえん基金助成 採択団体

第2回若者おうえん基金二次公募 採択団体決定金額一覧 採択団体：6団体 計5,457,000円

NO.	助成先団体	申請内容	金額
1	DV対策センター	アスペルガー症候群で、集団での学習に困難のある高校生の伴走支援。コロナの影響でオンラインとなった授業を受けるためのパソコン購入と学習サポートを行う。	¥100,000
2	自立援助ホーム ヒューマンフェローシップ	発達障害や引きこもりなどで自立に困難がある若者に対し、再就職や就労継続に向けたサポートを行う。伴走者が寄り添い、生活面・メンタル面の継続的な支援を行う。	¥1,500,000
3	自立援助ホーム マラナ・タハウス	母親の虐待を受け、母親から子ども名義の不動産があり、それが他の住人に損害を与えたため、本人が不利益を被るといわれた高校生のサポート。弁護士の協力を得る。	¥360,000
4	侍学園スクオーラ	第三者のサポートが必要な若者にとって、高校進学や再入学に向けて、衣食住についての基礎を学ぶ機会や、コミュニケーションの実践の機会を強化していく。	¥1,485,000
5	神奈川子ども支援センター つなぐ	家庭内で過酷な性被害を受けた子どもに対し、学習費用や生活費の支援に加えて、ケースワーカーの派遣やセラピーの活用に取り組み、苦痛の軽減を目指す。	¥662,000
6	特定非営利活動法人 なんとかなる	施設等を退居した子どものアフターケア。カウンセラーの定期訪問により当事者の心理の安定や、自立支援に向けた生活費や食育の援助に取り組む。	¥1,350,000

⑤ 連合「ゆにふあん」クラウドファンディングの進捗報告

労働組合のナショナルセンター連合が「ゆにふあん推進計画」に基づき市民活動を応援するプラットフォームの中にクラウドファンディングを行う機能があり、その2例目の支援先として「若者おうえん基金」が選ばれた。

【広報】

2019年10月1日 ゆにふあんオープニングカフェ

2020年2月20日 連合中央執行委員会後にプレゼンテーション



【クラウドファンディング実施期間】2020年2月12から5月12日



⑥ 連合「ゆにふあん」クラウドファンディングに基づく助成事業の実施

【研修枠の設置】

首都圏若者サポートネットワーク「若者おうえん基金」は、通常のカンパ等とは別に「ゆにふあん※2」と連携して実施しているクラウドファンディングの寄付金を財源とした「若者おうえん基金（研修枠）助成」を設置。

※2 ゆにふあんとは日本労働組合総連合会（連合）が中心となり、労働組合や地域の NGO・NPO による「支え合い・助け合い」活動を紹介、サポートする取り組み。

【趣旨】

社会的養護の下に暮らす（暮らした）子どもたち等の多様な自立を応援するために、全国の都道府県に専門的な伴走者を擁し、利用者が安心して信頼できる持続的な支援体制を整備する一助となる事業を実施することを応援するために助成を実施。

【対象】

全国の社会的養護の下に暮らす（暮らした）おおむね30歳までの子ども・若者を支援する「伴走者」（既存の専門機関、児童養護施設、自立援助ホーム、里親家庭、アフターケア事業者、生活困窮者自立支援相談窓口、若者サポートステーションなど）ただし、応募に際しては、全国自立援助ホーム協議会、首都圏若者サポートネットワーク運営委員・オブザーバー所属団体の推薦を必要とする。

【助成内容】

専門的な伴走者を擁し、利用者が安心して信頼できる持続的な支援体制を整備する一助となる事業（上限30万円、例：集合研修開催支援、見学研修開催支援）

【募集期間】2020年3月10日（火）～4月30日（木）

【募第一次選考】2020年5月

【第二次選考】2020年6月

【助成金分配】2020年7月

⑦ 寄付金・助成金

【寄付金】パルシステム連合会 : 30万円

【寄付金】コープみらい財団 : 20万円

【助成金】市民ファンド推進プログラム 2019年助成事業 : 140万円

【助成金】リコー社会貢献クラブ・FreeWill : 30万円

⑧ チャリティ自販機

【生活クラブ】飯能デリバリーセンター：2019年10月より設置

【伊藤園】富士通エフ・オー・エム株式会社：2019年8月より設置

かどや製油株式会社：2019年12月より設置

パルシステム連合会 熊谷セットセンター：2020年3月より設置

1-1-2. 就労・キャリア支援

困難に直面した子ども・若者たちが安心して働ける環境を提供できる事業者を開拓し、それらの事業者と連携して、支援対象者にとって就労やキャリア向上につながるインターンシップ、アルバイト、中間就労、一般就労等の機会を用意する。具体的な活動としては、三菱財団助成を活用し、自立援助ホームに入所した若者に対して就労体験の機会を提供する。協力事業者の開拓・リストアップ、支援対象者と協力事業者のマッチング等を支援対象者の希望に応じて行う。

【期間】2019年4月～8月

【エリア】足立区、多摩地域

【目標】各エリア毎月1名程度を想定。

【プログラム実施内容】

時期	項目	内容
2018年7月	就労自立支援のニーズをヒアリング	全国自立援助ホーム協議会事務局長、ブリッジフォースマイル（B4S）事務局長へヒアリング。
8月	プログラムのたたき台の検討・作成 就労希望者を抱える施設との協議	足立区と多摩エリアの自立援助ホームジョブトレーナー（JT）との協議。 よいしごとステーションとの意見交換。
8月～ 9月	就労受入事業者への協力要請	就労受入先を生活協同組合や労働者協同組合等の協同組織に絞り、体験就労の受入について打診。
10月～ 11月	受入先開拓・見学等実施に向けた準備	受入協力をしてくれる団体への訪問、職場見学を実施。
12月～ 1月	プログラム実施（案）検討及び作成	体験就労のプログラムの受入、コーディネート、流れを確認
12月～2019 年3月	トライアル実施	就労希望の若者を受け入れてほしいという JT の要望を受け、2名の若者を4か所体験。 2名ともアルバイトとして就労した。
2019年2、3 月	トライアル実施の振り返り、プログラム修正	WGメンバー、JTで振り返りを行い、4月からの実施に向けて確認。
3月	受入団体への説明・学習会等開催	希望する受入団体へは学習会を開催。希望しない団体へは担当者へ説明の資料配布と案内をする。
4月～ 9月	プログラム実施 就労中、就労後の若者へのフォロー、 ヒアリング実施	希望者5名、体験5か所。 就労中の若者の状況について受入先、JT、コーディネーターとの MTG や面談など実施。 困難対応：2件
8,9,10月	体験就労者・受入事業者へのヒアリング	首都大学・小田川氏の協力の元、調査報告書作成に向けたスキームを検討し、報告書作成に向けて調査実施。
11月	受入事業者へのアンケート	
11,12月	ジョブトレーナーへのヒアリング	
2020年1月	プログラム実施内容についての振り返り・調査内容確認	

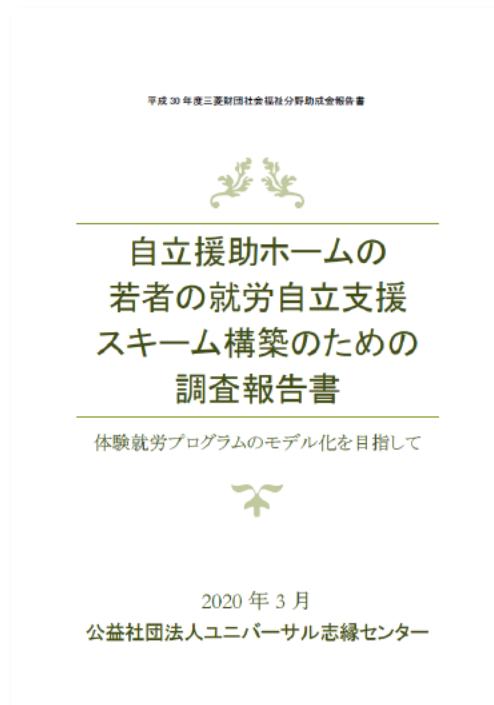
コーディネーターが仲介役となり三者連携で若者を応援する仕組み



【報告書制作】

タイトル：自立援助ホームの 若者の就労自立支援 スキーム構築のための 調査報告書
～体験就労プログラムのモデル化を目指して～

研究代表者兼調査担当者：小田川華子 首都大学東京客員准教授



1-1-3. 調査研究・政策提言

助成先の事業者に対して研究者と共にヒアリング調査等を実施し、従来の補助金の適用範囲では支援することができないケースについて、阻害要因を明確化し、類型化やその対応策のデータベース化などを行ない、制度変更を伴うものについては政策提言を行う。

※首都圏若者サポートネットワーク運営委員会内に設置する「調査研究・政策提言ワーキンググループメンバー」を中心に調査研究・政策提言を実施。第1回若者おうえん基金助成採択団体へのヒアリング調査を調査研究・政策提言ワーキング主査の一橋大学教授猪飼周平氏が実施。

【ヒアリング日程】

11月12日(火)	10:00～	マラナ・タ・ハウス
11月12日(火)	14:00～	若草寮
11月14日(木)	10:00～	NPO 法人パノラマ
11月14日(木)	14:00～	NPO 法人なんとかなる
11月18日(月)	10:00～	こもれびホーム
11月18日(月)	14:00～	NPO 法人夢舞台

1-2. 子どもの貧困対策に関する各種事業の推進（関連団体とのネットワークおよび情報交換、学習会への参加、研修会の開催等）

家庭間の経済格差が進み子どもの貧困が深刻化する中で2014年子どもの貧困対策法が施行され、子ども食堂、学習支援等が各地で急増したが、これらの事業者の運営基盤は脆弱である。そこで、各地の子どもの貧困支援の事業者(※3)と連携し、運営支援や地域支援の紹介等を行う。

※3 各地のこども食堂が活動しやすくなるように、情報を流す仕組みをつくり、企業等と連携して、活動の環境整備を応援するプロジェクト「こども食堂サポートセンター」に参加・協力。

【「こども食堂サポート機能設置事業」選定委員会】

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく資金分配団体として平野理事が専務理事を務める一般社団法人全国食支援活動協力会が採択され、こども食堂の持続的な運営に資する「こども食堂サポートセンター」機能を設置する中間支援組織に対して助成を行うことになった。その選定委員会に池本専務が参加。

①スケジュール

第1回選定委員会（趣旨説明）	2019年12月3日
第2回選定委員会（書類選考）	2020年2月14日
第3回選定委員会（面接選考）	2020年2月26日

②採択事業

事業名	こども食堂サポート機能設置事業・こどもの居場所サポートおおさか
団体名	一般社団法人にしなりプレーパークプロジェクト
所在地	大阪府大阪市
事業名	ふくしまこども食堂組織基盤整備 ～こども食堂ネットワークを整備し、持続的展開を拡充させる事業～
団体名	特定非営利活動法人寺子屋方丈舎
所在地	福島県会津若松市

事業名	こども食堂等支援事業
団体名	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会
所在地	沖縄県那覇市
事業名	子ども食堂ネットワーク北九州機能強化事業
団体名	一般社団法人コミュニティシンクタンク北九州
所在地	福岡県北九州市

【「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議】

「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議は、子育てひろば、冒険遊び場、児童館、母子生活支援施設など多様な機関がゆるやかに連携し、活動を支える仕組みの構築を目指し定期的に会議を開催。第4回「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議 2020年3月9日に池本専務が首都圏若者サポートネットワーク若者おうえん基金について事例共有を行った。



2. 社会的経済セクターの協働事業

2-1. 人材育成研修の実施

特定非営利活動法人等で働くスタッフの人材育成研修は企業と比べ充実していないため、キャリア形成を含め、特定非営利活動法人等のスタッフの人材育成事業(関連団体とのネットワークおよび情報交換、講師派遣を実施。

【目標】年4回開催

【実施内容】

ハーバード大学ケネディスクールなどで教えられているコミュニティ・オーガナイズジングに基づくリーダーシップをはぐくむスキルをワークショップ形式で講義。

【実施日】

2019年11月17日 おもに千葉・埼玉のこども食堂がつながる研修会

主催：NPO法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク

2020年1月5日 青森県子どもの居場所づくりコーディネーター 養成 講座

主催：青森県



千葉



青森

2020年2月9日 チャレンジいばらき県民運動主催コミュニティワーク実践講座事業

主催：NPO法人 セカンドリーグ茨城

2020年2月22日 中部ブロックこども食堂がつながる研修会

主催：NPO法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク



茨城



愛知

2-2. 政策提言のためのプラットフォーム運営

社会課題(地域共生、子どもの貧困、震災復興等)に取り組む事業者と連携し、現状の制度では対応できない事例を集め、NPO、生活協同組合、労働組合、共済、社会的企業等社会的経済セクター等のステイクホルダーが集まり、政策提言のためのプラットフォーム(※4)を形成し、課題解決のための政策を検討する場を設ける。

【通常のプロセス】

1. 制度提案をするタイミング（選挙や毎年の概算要求の前など）に、運営委員や参加団体に対して、現状の制度では対応できない課題を募集する。
2. 集まってきた課題を集約し、提言の形にまとめる。
3. まとまった提言を制度作りに係る人たち（候補者、役所の担当部局）などに届ける。
4. 必要に応じて公開シンポジウム等を開催する。

※4 2011年に発足した政策提言プラットフォーム「市民キャビネット」の事務局の運営を当団体が担い、各ステイクホルダーへの働きかけや意見調整、関係機関(行政機関・議員を含む)への働きかけを行っている。また2017年に発足した首都圏若者サポートネットワークも各地域のアフターケアの課題を政策提言していくプラットフォームとしての機能を持つ。

① 「広域的地域間共助」第7回推進協働型災害訓練 in 杉戸への参画

東日本大震災においては、都市と農村の交流連携や姉妹都市・友好都市連携など、地域活性化や地域振興を目的とした遠隔地との連携・交流の取組がきっかけとなって被災地の支援活動に発展するなど、平時に構築した連携の枠組みが有事の助け合いにおいて効果的に機能を発揮した。本法人理事団体のNPO 埼玉ネット、一般社団法人協働型災害訓練は行政間、行政とNPO・市民団体（以下NPO等という）との連携を支援し多数の広域的な地域間の相互支援（共助）活動を進めてきた。このような取組を有効に機能させるために、常日頃から連携する地域同士が「顔の見える関係」づくりを継続的に進めておくとともに、いざという時の手厚い支援に繋げるために、行政関係者のみならず、地域住民や企業、NPO等など幅広い関係者を巻き込み、多様な階層が重層的な連携体制を構築することが必要と考え協働型災害訓練に参画し、参加者の意見を取りまとめ政策提言を行った。



【事業主体】 埼玉県杉戸町、福島県富岡町・川内村、（一社）協働型災害訓練、NPO 埼玉ネット、
【参加者数】 1日目100名、2日目150名（合計のべ250名）

② AI 革命と働き方改革フォーラム

AI 革命と雇用の未来を拓く 2019～2020 年働き方改革フォーラムを設立し、働き方の調査 (R) と研究開発 (D) の活動開拓に取り組んだ。

【実施日】

2019 年 4 月 27 日 (土) キックオフミーティング (於 ; 第 90 回メーデー中央大会@代々木公園)

参加者 6 名



2019 年 6 月 28 日 (金) 第 1 回フォーラム (於 ; 霞が関ナレッジスクエア)

参加者約 50 名 講師 水町勇一郎氏 (東京大学大学院 法学政治学研究科)



2019 年 10 月 5 日 (土) 第 2 回フォーラム (於 ; 田町交通ビル 5F 大会議室)

参加者数約 40 名 (協働型災害訓練 inTOKYO として開催)



2019年12月3日(火) 第3回フォーラム(於;霞が関ナレッジスクエア)

参加者役40名 講師 Dr. マルティン・ポール氏(在日ドイツ連邦共和国大使館参事官)



2-3. 社会課題解決に取り組む事業者の情報発信支援

ホームページ(年12回程度)、メールマガジン(月1回)、インターネット放送(月1回)等情報発信支援のツールを用意し、社会課題解決に取り組む事業者の活動を全国の間支援 NPO 等に紹介しました。

① メールマガジン

通常版: 月1回発行・臨時号: 随時

② イベント

第90回メーデー中央大会: 2019年4月27日(土)



③ 動画配信

埼玉 NPO 放送局「キミに、つながってテレビ!」、地域情報局「つながりレポート SAITAMA」事務局(小山田)が MC 担当



2-4. 特定非営利活動法人等の基盤強化

特定非営利活動法人等からの起業・運営や会計・税務の相談を随時受け付けるとともに、必要に応じて専門家(当団体の NPO 設立・運営相談インストラクター)による相談業務、法人運営者向けの研修会の開催、支援ツール(NPO活動保険、会計ソフトウェア、NPO 法人会計日誌等)提供、特定非営利活動法人等のネットワーキングの場等の支援メニューを通して、特定非営利活動法人等の基盤強化を行う。特定非営利活動法人の起業・運営や会計・税務等の相談会や研修会は、当団体が主催して実施し、実施に際して、NPO 支援東京会議(※5)に所属している税理士、公認会計士の先生方などに講師や相談員を依頼している。

※5 NPO 支援東京会議は、NPO 支援組織や公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政書士などの有志により、専門家の立場から NPO や市民活動団体に対する団体運営や日常的な実務のサポートを東京都内を中心に行う団体で、当団体が事務局を担っている。

① 支援ツールの提供による機能強化

専門家派遣や講演会、NPO 支援ツールの販売等を継続して行う。

【専門家による起業・運営相談(会計・税務)】

目標: 5 団体 結果: 4 団体

【支援ツールの普及(NPO活動保険、会計ソフトウェア等の販売)】

NPO 活動保険(保険代行者、あいおいニッセイ同和損害保険)

N-books 紹介(問い合わせ対応)

チャリティ自販機の設置(生活科学運営、生活クラブ風の村等)

会計日誌等ツールの販売



② NPO 支援東京会議の事務局運営

NPO 支援東京会議(会計士、税理士等の専門家ネットワーク)の事務局。

【定例セミナー】年 3 回

2019 年 6 月 20 日 NPO 支援東京会議 6 月定例セミナー

「NPO 向け会計ソフト使い方セミナー(free)」



2019 年 11 月 22 日 NPO 支援東京会議 11 月定例セミナー

「NPO 法人支援者が知っておくと役立つこと(NPO よろず相談から)」



2020 年 2 月 5 日 NPO 支援東京会議 2 月定例セミナー

「NPO 法人の運営で支援できること・できないこと」



3. ユニバーサルな地域社会づくり事業

3-1. 志縁をつなぐ文化芸術活動の実施支援

普段 NPO 活動に接点を持たない住民が、地域で活動している NPO を知り、地域における関係構築を志縁(支援)することを目的に、地域の NPO 等がアーティストと連携した、チャリティコンサート等の文化芸術活動(文化祭)の開催支援を実施する。

【目標】ぬちゆいトークライブを1回開催

【結果】本年度は未実施。来年度以降、首都圏若者サポートネットワーク主催として「若者おうえん基金」を呼び掛けるような企画・開催をトキコ・プランニングと協議中

3-2. 困難を抱えた子どもたちへのコンピューターサイエンス教育の機会を提供

2020 年から小学校においてプログラミング教育が必修化され、プログラミング体験を通してプログラミング的思考を育み、また身近な問題発見・解決にコンピュータやソフトウェアの働きを活かし、よりよい社会を創っていく能力を養成することが期待されている。しかし、現時点では子どもたちがプログラミングに接する機会は限定的であり、地理的、或いは、環境的な差異なく、プログラミング体験の機会を提供することが急務となっている。

このような状況を踏まえ、プログラミング体験および、デジタルなものづくりを通じた問題発見・解決を目指すツールとして、世界的に人気のある「Minecraft」を活用し、全ての子どもたちがプログラミング教育や、デジタルなものづくりに触れる事のできる機会創出を行っていくことを考え、特に、“届き辛い”とされる子供たちに対しては、技術者と支援者とが連携したサポート体制を組むことで、作品づくりにチャレンジする環境創りを行う。

【大会テーマ】

スポーツ施設のある僕・私の街〜ワクワクする「まち」をデザインしよう〜

スタジアムや運動場、体育館などのスポーツ施設とこれと連携して利用される施設のある町に住んだり訪れたりすることで、暮らす全ての人々が充実した暮らしをすることができるワールドを開発する

【大会概要】

マインクラフト教育版において 15 歳以下の男女で構成される 3 名以上 30 名以内のチームでのワールド作成を全国に呼び掛け、「スポーツ施設のある僕・私の街ワクワクする「まち」をデザインしよう」というテーマで作品コンテストを実施した。

【プログラミング作品応募期間】

2019 年 3 月 10 日(日)～8 月 18 日(日)

【授賞式】

2019 年 9 月 23 日(月) 会場：日本マイクロソフト本社



【アドバイザー】

青砥 恭（全国子どもの貧困・教育支援団体協議会 代表幹事）
赤堀 侃司（日本教育情報化振興会会長、ICT CONNECT 21（みらいの学び共創会議）会長）
岡田 武史（元サッカー日本代表監督）
タツナミ シュウイチ（Minecraft 公式プロマイクラフター）
村木 厚子（元厚生労働事務次官）
吉藤 健太朗（株式会社オリィ研究所 代表取締役 CEO）
若宮 正子（最年長プログラマー）

【主催】

Minecraft カップ 2019 全国大会運営委員会

（構成団体：ICT CONNECT 21、日本マイクロソフト、ユニバーサル志縁センター）

運営委員長：鈴木寛、運営委員：赤堀 侃司、平野拓也、池本修悟 監事：岡本正

【周知方法】

- ・マイクロソフト認定教員コミュニティによる周知
- ・小学校約2万校、中学校約1万校への公式ガイドブックの配布
- ・キックオフイベントのメディアによる記事化
- ・人気ユーチューバーによる告知

【参加について】

アカウント貸与数：2888 名 アカウント貸与チーム数：250 チーム

（応募内訳：PCスクール39件、Coder-Dojo 32件、教育機関120件、特別支援拠点4件、その他55件）

作品提出チーム数：133 チーム 作品提出チーム メンバー総数：1045 人

【入賞】

作品：8 作品（内、大賞1作品、マイクロソフト賞1作品）

	賞	チーム	プレゼンター
大賞	大賞	加藤学園暁秀初等学校 サンシャイン WHITE6	鈴木寛
審査員賞	ALL AS ONE 大西賞	CoderDojo 宜野湾	大西一平
	ピア・ボーディング Kazu 賞	CoderDojo Ishigaki	Kazu
	クリエイティブ アイデア賞	UNIX 研究同好会	神谷加代
	街づくり すずかん賞	Souya channel	鈴木寛
	Best Coding 賞	Coding Lab Japan	タツナミシュウイチ
	物人賞	CoderDojo 久留米	高崎正治
日本マイクロソフト賞	日本マイクロソフト賞	バタフライ エフェクト	日本マイクロソフト株式会社

【特別な支援が必要な団体の参加サポート】

“すべての個人とすべての組織が、より多くのことを達成できるようにする”という Microsoft のミッションを実現するために、Minecraft カップでは、子どもたちの学びの場をサポートする団体と協力して、Minecraft をつかった学習のサポートを実施。

サポートがないと参加できなかった団体

病院内での学習支援：連携パートナー：Your School

居場所づくり（全国子どもの貧困・教育支援団体協議会）：連携パートナー：WEW とかち

連携パートナー：特定非営利活動法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい kukulu

定住外国人の子どもの学習支援：連携パートナー：NPO法人青少年自立援助センター YSC ネットワーク

災害復興：連携パートナー：SAVE TAKATA

サポート内容：PC 貸与、コーチトレーニングの実施、随時相談の受付

結果：サポートがなければ参加できなかった団体の全体が作品作りに取り組み、1 団体を除き大会に作品をエントリーすることができた。詳細については＜別紙＞報告書を参照。

サポートが必要でなかったが公立の特別支援学級におけるマイクラフトカップ参加の手引を作成するために、以下の学校にヒアリングを実施。

特別支援学級：連携パートナー：つくば市立学園の森学園義務教育学校

【教育効果】

一般社団法人次世代教育・産官学民連携機構によるループリックに基づく評価を実施。結果は別紙参照。



4. ユニバーサルなはたらく場づくり支援事業

4-1. ユニバーサル就労の普及

ユニバーサル就労(障がいがあったり、生活困窮状態にあるなど、様々な理由で働きたいのに働きづらいすべての人が働けるような仕組みを作ると同時に、誰にとっても働きやすく、働き甲斐のある職場環境を目指していく取り組み)に取り組む企業団体(※6)を増やすための普及啓発事業(シンポジウム、メールニュースの配信、イベント等での展示、各種メディアの取材対応 等)を実施する。

※6 ユニバーサル就労に取り組んでいる、NPO 法人ユニバーサル就労ネットワークちば、社会福祉法人生活クラブ風の村と連携している。

【活動内容】

2019年11月3日、4日に開催された第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会において自立相談支援事業評価実践ガイドを紹介。

4-2. ユニバーサル就労を推進するための調査、研究、政策提案

ユニバーサル就労等を地域社会において推進するために、これまで取り組んできた「生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業の評価ガイドライン」「自立相談支援事業の評価ガイドライン」を踏まえた調査、研究、政策提言を行う。本年度も社会福祉推進事業を応募。

※厚生労働省平成27年度社会福祉推進事業生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業評価ガイドライン作成事業

※厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業就労準備支援事業評価ガイドライン検証事業

※厚生労働省平成29年度社会福祉推進事業自立相談支援事業評価ガイドライン作成・検証事業

※厚生労働省平成30年度社会福祉推進事業自立相談支援事業評価実践ガイド普及展開方法検討事業

【結果】本年度社会福祉推進事業は不採択。

4-3. ちばユニバーサル農業フェスタ 2019 の広報を実施

本団体はちばユニバーサル農業フェスタに協賛を行い、埼玉県熊谷市の第13回こうなん祭り、太鼓祭 in 彩の国くまがやドーム 2019 和太鼓&よさこい大祭典等で広報を実施した。

【期間】2019年4月から12月



5. 大規模災害時における復興支援活動事業

5-1. 復興活動に取り組む支援団体とのネットワークおよび情報交換、コーディネート等

東日本大震災や熊本地震等、大規模災害時に復興支援活動を行うとともに、復興支援活動に同様に取り組んでいる団体と意見交換の場を開催する(※7)。また、企業等(※8)による被災地支援におけるコーディネートを行う。

※7 東日本大震災支援全国ネットワークには、当団体が世話団体として参画

※8 企業等による被災地支援におけるコーディネートは当法人単独の事業として実施、これまでに、日本ヒューレット・パッカー社の福島県の高校等への社会貢献活動のコーディネート、日本マイクロソフト社による熊本市の避難者支援システムくまもと R ネットにおける協働事業、などに取り組んでいる。ほか、当団体が行ってきた復興支援 IT ボランティアにおいては、文部科学省、ヤフー株式会社、株式会社バッファロー、デル株式会社、一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)、株式会社NTT ドコモ、KDDI 株式会社などと協働している。

【東日本大震災支援全国ネットワーク】

本年度も東日本大震災支援全国ネットワークに、世話団体として参画。

【協働型災害訓練】

市民キャビネット災害支援部会が中心に取り組む令和元年度「広域的地域間共助」推進協働型災害訓練等で復興支援活動の報告や防災訓練等を実施。

【企業の社会貢献活動支援】

日本ヒューレット・パッカー社の社会貢献活動(FY19 Social Impact Activity Program~福島グループ)のサポートとしてコーディネート、前日研修実施及び現地同行を実施。

5-2. 地域コミュニティ活動支援

専門家と連携し地域における防災教育システムを用意し、公民館や仮設住宅・復興住宅の集会所等を軸としたコミュニティの活性化のための支援事業を被災地の支援団体と連携し取り組む。

①東日本大震災復興支援

昨年に引き続き、福島県川内村において復興支援活動を実施。

【協力】特定非営利活動法人加須ふれあいセンター、特定非営利活動法人川内村NPO協働センター

【内容】音楽ライブ、和太鼓、お囃子、獅子舞

【日程】2019年9月29日

②台風15号災害支援

ちばのWA地域づくり基金等へのメルマガ、SNS、ホームページでの広報協力を実施。

③台風19号・10月豪雨災害支援

市民キャビネット災害支援部会が中心に支援活動を実施。

(活動記録)

2019年

10/13(日)市民キャビネット災害支援部会情報計画部：隊員3名、入間川・荒川合流地点

(開平橋周辺)、吉見町、東松山、鴻巣市、熊谷市の被害状況確認を行ないました。

10/14 (月)市民キャビネット災害支援部会は、予定されていた、太鼓祭 in 彩の国くまがやドームに参加して、台風被害者への黙とう、東日本大震災被災者（加須ふれあいセンター、あゆみの会、ターニャの店）と出演者・来場者との交流会を行いました。被災地調査。

10/15 (火)情報収集。さいたま市西区、上尾市の冠水地区への支援活動決定。出動準備指令発令。

10/16 (水)上尾市平方、上宿公民館避難所（自治会運営）に対し支援活動開始。

要請に基づき支援物資（フードバンク埼玉提供：タオル、洗面道具、飲用水、お米、アルファ米等、市民キャビネット災害支援部会：ラザージャケット食器等）、炊き出し（加須ふれあいセンター：カレー50食）の支援を行いました。社会福祉協議会登録災害ボランティアの皆さんが清掃活動に従事されていました。

10/19 (土)支援物資（フードバンク埼玉提供）を搬入

10/20 (日)上尾市平方避難所閉鎖に伴い、同所での支援活動終了。於きたまちしましま公園支援金募金活動。

10/21 (月)福島県いわき市冠水地区からの支援要請に基づき、2019/10/24（木）断水状態の地域に、飲用水150箱（21×12本×150箱）等を第一弾として、支援要請があった避難所に物資輸送を行いました。

飲用水はフードバンクから提供、トラックは埼玉労福協の物を使います。積み込みボランティア、絆ジャパン、日進親和会の協力を受けました。

10/24 (木)東松山市内での浸水地区被災者に対し、お米、食料品の支援物資を東松山市の支援団体に輸送しました。（提供フードバンク埼玉）

10/27 (日)東松山市内での浸水家屋（高齢者避難済で社会福祉協議会対象外）の清掃活動を行いました。（協力絆ジャパン、チーム東松山）

10/30 (水)追加の食料等の支援物資を東松山市の支援団体に輸送しました。（提供フードバンク埼玉）



5-3. 地域における震災を踏まえた調査研究

地域における震災を踏まえた調査研究を行なう。また、その成果を学会等のシンポジウムやポスター展示等で発表する。

【結果】本年度は未実施。

6. 機関運営（総会、理事会、事務局体制）

① 総会

2019年6月18日 17時30分～19時 連合東京会議室

② 理事会

第1回理事会 2019年6月18日 15時30分～17時 定例 連合東京会議室

第2回理事会 2019年6月18日 15時30分～17時 代表理事選出 連合東京会議室

第3回理事会 2020年2月3日 13時～13時15分 助成先承認 みなし理事会

第4回理事会 2020年3月17日 15時30分～17時30分 定例 TKP 浜松町

③ 事務局体制

常勤2名（池本、小山田）、非常勤（豊島）

7. 資金状況報告

別紙

8. その他

2021 年 5 月 7 日

公益社団法人ユニバーサル志縁センター
2020 年度事業報告

<はじめに>

2020 年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、当センターの会員・理事の皆様の生活にも影響が及び、所属されている団体に置かれましても事業変更など様々な対応に迫られたことと思います。この場を借りて謹んでお見舞いを申し上げます。当センターは平常時より厳しい状況にある方々に支援を届ける活動を行っており、そのような方々は普段よりも更に厳しい生活を強いられていることがわかってきました。そのため出来る限り柔軟に事業を組み替え、多くの皆様からの援助をいただくことで、大半の事業を実施することが出来ました。本当にありがとうございました。冒頭、本年度特に重点を置いて取り組んだ2つの事業を紹介させていただきます。

1 つ目は首都圏若者サポートネットワークの活動です。2015 年総会で子どもの貧困について議論を進めていくことが決定し、理事を中心に議論を進め、2016 年度社会的養護下にある子の自立を考える研究会を発足し、研究会の報告書に基づき、措置経験の有無にかかわらず、家族の後ろ盾もなく困難に直面する子ども・若者が自立するのに必要な支援の仕組みを構築するため「首都圏若者サポートネットワーク」を立ち上げました。2018 年から補助金とは異なる支援者にとって使い勝手の良い助成制度を立ち上げるために「若者おうえん基金」を創設し、基金に集まった寄付金額に応じて支援者への助成事業を開始しました。そのような中、今年度は定例で実施する「第 3 回若者おうえん基金助成」に加えて、新型コロナウイルス感染拡大を受け、助成先団体にどのような影響があるかアンケートを実施し、業務増加に伴うスタッフ人件費の増加、マスク・消毒液等物資の不足など、厳しい現況について報告を受けたことをきっかけに、「若者おうえん基金新型コロナ緊急助成」「チャリティスマイル新型コロナ助成」の 2 つの事業を行い、全国の社会的養護で育つ（育った）若者たちを、伴走者を通して支援しました。また、選考や報告会等はオンラインで開催いたしました。

2 つ目は Minecraft カップ 2020 全国大会を通じた困難を抱えた子どもたちへのコンピューターサイエンス教育の機会の提供です。2020 年から小学校においてプログラミング教育が必修化され、プログラミング体験を通してプログラミング的思考を育み、また身近な問題発見・解決にコンピュータやソフトウェアの働きを活かし、よりよい社会を創っていく態度を養成することが期待されていますが、現時点では子どもたちがプログラミングに接する機会は限定的であり、地理的、或いは、環境的な差異なく、プログラミング体験の機会を提供することが急務となっています。新型コロナウイルス感染拡大で、GIGA スクール構想の推進やオンライン授業が普及する中で ICT 教育のニーズが高まる中で、昨年に引き続きプログラミング体験および、デジタルなものづくりを通じた問題発見・解決を目指すツールとして、世界的に人気のある「Minecraft」を活用し、全ての子どもたちがプログラミング教育や、デジタルなものづくりに触れる事のできる機会創出を行っていくことを考え、Minecraft カップ 2020 全国大会を実施しました。前回大会は 3 人以上 30 人以内のチーム参加でしたが、密になることを避けるために個人戦での開催となりました。また、特に、“届き辛い”とされる子供たちに対しては、オンラインサーバーなどクラウド技術を駆使し、対面での支援が難しい中でも技術者と支援者とが連携したサポート体制を組むことで、作品づくりにチャレンジする環境創りを行い、最終審査会・表彰式もオンラインで実施しました。

今年度は、残念ながら、実施できない事業もありましたが、お陰様で大半の事業は継続実施をすることが出来、前述したような緊急対応も行うことが出来ました。このような活動を推進できたのも会員団体、理事団体の皆様との活動の連携の成果であり、この場を借りて御礼申し上げます。

＜当センターの事業内容＞

当センターはNPO法人や社会福祉法人、労働組合、生協等の協同組合、社会的企業も含めた社会的経済セクターがゆるやかにつながることで、子ども・若者の自立支援、社会的経済セクターの協働、ユニバーサルなはたらく場づくり支援、大規模災害支援等によって、誰にとってもユニバーサルな地域社会づくりに寄与する5つの事業を行う。

1. 子ども・若者の自立支援事業

1-1. 子ども・若者等の自立を支える支援の仕組みの構築

児童養護施設在籍児の高等学校卒業後の進学率は全高卒者の割合に比べ著しく低く、進学しても一般の学生に比べ中退率も高い。退所後は生活等で困難に直面した際には家族の後ろ盾もない。そのような子ども・若者が自立していくために学識経験者や支援団体の関係者等が参画する首都圏若者サポートネットワーク運営委員会(※1)を組織し、必要な支援の仕組みを構築する。そのために、以下の4つの活動を行った。

※1 首都圏若者サポートネットワーク運営委員会は、当団体が推進する首都圏若者サポートネットワークおうえん基金事業の諮問機関であり、当団体の内部組織。

1-1-1. 首都圏若者サポートネットワーク 若者おうえん基金の運営

困難に直面する子ども・若者たちに伴走する支援者（退所児童等アフターケア事業、自立援助ホーム等のスタッフを想定）は行政からの補助金で主たる活動を行っており、使途の制約があるため子ども・若者の相談内容によっては補助金を活用できず自己資金やスタッフの自腹で対応する場合がある。そのため昨年度補助金とは異なる支援者にとって使い勝手の良い資金が継続的に集まる若者おうえん基金を創設し、公募を行い、基金に集まった寄付金額に応じて支援者への助成を行った。支援者による支援の対象者は、首都圏（東京都、埼玉県、神奈川県）の支援者が伴走可能な、措置経験の有無に係らず支援が薄い若者（おおむね30歳未満）とする。支援者は支援対象者と相談して支援申請を決める。

1 基金造成：基金造成のための活動と募金額について

【寄付金募集期間】2020年1月1日から12月31日まで

【基金造成のキャンペーン期間】2020年9月から12月まで

【シンポジウム】2020年10月3日（土）13時30分～16時30分

プログラム

- ・主催者挨拶 宮本みち子
- ・共催団体挨拶 伊藤由理子(生活クラブ連合会会長)
- ・首都圏若者サポートネットワークの現状報告 池本修悟
- ・助成先団体の活動報告

報告① 若者おうえん基金2019年度採択団体

K2 インターナショナルグループ

NPO法人ヒューマンフェローシップ

坂本牧裕

報告② 若者おうえん基金研修枠採択団体
認定 NPO 法人育て上げネット
教育支援事業事務局
力丸ゆみ

報告③ 新型コロナ緊急助成採択団体
NPO 法人日向ぼっこ
木本ゆう

- ・ 体験就労について 中根康子 (一般社団法人くらしサポートウィズ)
- ・ 体験就労協力事業者の活動報告

報告④ 体験就労受け入れ事業者
ワーカーズコレクティブ凜
小柳智恵

- ・ 講演「最新の社会的養護関連施策について」
講師：中野孝浩 (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長)
- ・ パネルディスカッション

テーマ：「社会的養護における就労支援の現状と課題」
コーディネーター

藤井康弘 (首都圏若者サポートネットワーク副委員長)

パネラー

秋田豊 (自立援助ホーム マラナ・タ ハウス)

北川裕士 (よいしごとステーション・ワーカーズコープ)

小柳智恵 (ワーカーズコレクティブ凜)

菅原亜弥 (認定 NPO 法人ブリッジフォースマイル)

中根康子 (一般社団法人くらしサポートウィズ)

渡辺繁美 (生活クラブ連合会)

助言者

中野孝浩 (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長)

- ・ 閉会挨拶 村木厚子 (首都圏若者サポートネットワーク 顧問)



【広報】WEB サイト、SNS での周知や、You Tube でのライブ配信イベント等を実施。

○第 2 回若者おうえん基金助成報告会の実施

【報告会日程】2020 年 7 月 4 日開催 13 時 30 分～16 時 30 分
開会挨拶・基調講演 運営委員長 宮本みち子

2019 年度活動報告 事務局長 池本修悟

第 2 回若者おうえん基金助成先団体活動報告第一部

- (1) 一般社団法人 Masterpiece
- (2) NPO 法人フェアスタートサポート
- (3) こもれびホーム

第 2 回若者おうえん基金助成先団体活動報告 - 第二部

- (4) 一般社団法人若草プロジェクト
- (5) 自立援助ホーム樹の下ホーム
- (6) 児童養護施設聖ヨゼフホーム

総括コメント 運営委員・選考委員 伊藤由理子

閉会挨拶	運営委員	池田徹
	顧問	村木厚子

○伴走支援者インタビューライブ配信

#1 一般社団法人 Masterpiece 代表 菊池真梨香さん

10 月 27 日(火)、19 時半～20 時半



#2 アフターケア相談所ゆずりは 高橋亜美さん

11月22日(日)、19時～20時



#3 クローバーハウス（コンパスナビ） 管理責任者 ブローハン聡さん

11月24日(火)、19時半～20時半



【クラウドファンディング】

○ゆにふあん連動クラウドファンディング

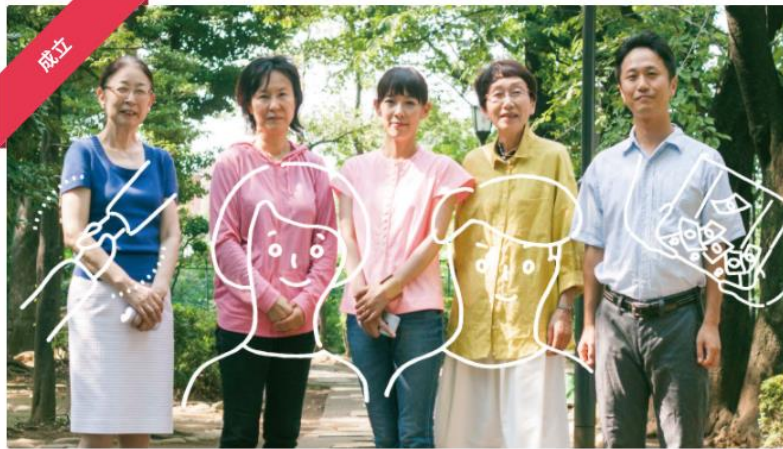
- ・実施期間
2020年2月12から5月12日
- ・達成金額
7,574,000円(1件、誤入金)

・ 寄附者

520 人

施設や里親の下で育った若者たちをサポートする若者おうえん基金

 若者おうえん基金



寄附総額

7,844,000 円 目標金額 3,000,000 円

寄附者 募集終了日
520 人 2020年5月12日

プロジェクトは成立しました！

♡
43

終了報告を読む

[シェア](#) [ツイート](#) [LINEで送る](#) [noteで書く](#)

○第 3 回若者おうえん基金クラウドファンディング

・ 実施期間

2020 年 8 月 28 日から 11 月 26 日

・ 達成金額

3,739,000 円

・ 寄附者

255 人

養護施設や里親の下で育った若者をサポートする若者おうえん基金

 若者おうえん基金



寄附総額

3,739,000 円 目標金額 3,000,000 円

寄附者 募集終了日
255 人 2020年11月26日

プロジェクトは成立しました！

♡
16

[シェア](#) [ツイート](#) [LINEで送る](#) [noteで書く](#)

【2020年に造成された若者おうえん基金の内訳】

募金先	金額
生活クラブ東京	6,397,000 円
生活クラブ埼玉	5,232,000 円
生活クラブ神奈川	3,096,000 円
生活クラブ東京単協寄付付きカレンダー寄付金	201,573 円
コープみらい財団	200,000 円
チャリティ自販機（生活クラブ飯能 DC）	569,704 円
チャリティ自販機（伊藤園）	525,033 円
チャリティ自販機（ハチヨウ飯能営業所）	91,666 円
ゆにふあん連動クラウドファンディング	7,574,440 円
第3回若者おうえん基金クラウドファンディング	3,739,000 円
口座振込、クレジットカード寄付	2,005,080 円
受取利息	106 円
合計	29,631,602 円

2 第2回若者おうえん基金助成事業

■第2回若者おうえん基金助成二次公募

2019年支援総額の85%が15,497,163円であり、現在助成額が9,294,000円のため、2018年度の剰余金（1,089,463円）に6,203,163円を加えた7,292,626円を上限として二次公募を実施。公募については一般枠の名称を伴走支援枠としたうえで伴走支援枠（上限150万円）のみ2020年3月1日より公募を実施。

第2回若者おうえん基金二次公募 採択団体決定金額一覧 採択団体：6団体 計5,457,000円

（参考）別紙1 首都圏若者サポートネットワーク 2019年度活動報告書

NO.	助成先団体	申請内容	金額
1	DV 対策センター	アスペルガー症候群で、集団での学習に困難のある高校生の伴走支援。コロナの影響でオンラインとなった授業を受けるためのパソコン購入と学習サポートを行う。	¥100,000
2	自立援助ホーム ヒューマンフェローシップ	発達障害や引きこもりなどで自立に困難がある若者に対し、再就職や就労継続に向けたサポートを行う。伴走者が寄り添い、生活面・メンタル面の継続的な支援を行う。	¥1,500,000
3	自立援助ホーム マラナ・タ ハウス	母親の虐待を受け、母親から子ども名義の不動産があり、それが他の住人に損害を与えたため、本人が不利益を被るといわれた高校生のサポート。弁護士の協力を得る。	¥360,000
4	侍学園スクオーラ	第三者のサポートが必要な若者にとって、高校進学や再入学に向けて、衣食住についての基礎を学ぶ機会や、コミュニケーションの実践の機会を強化していく。	¥1,485,000

5	神奈川県子ども支援センター 一ツなぐ	家庭内で過酷な性被害を受けた子どもに対し、学習費用や生活費の支援に加えて、ケースワーカーの派遣やセラピーの活用に取り組み、苦痛の軽減を目指す。	¥662,000
6	特定非営利活動法人 なんとかなる	施設等を退居した子どものアフターケア。カウンセラーの定期訪問により当事者の心理の安定や、自立支援に向けた生活費や食育の援助に取り組む。	¥1,350,000

■若者おうえん基金研修枠助成

首都圏若者サポートネットワーク「若者おうえん基金」は、通常のカンパ等とは別に「ゆにふあん(※2)」と連携して実施しているクラウドファンディングの寄付金を財源とした「若者おうえん基金(研修枠)助成」を設置。

※2 ゆにふあんとは日本労働組合総連合会(連合)が中心となり、労働組合や地域のNGO・NPOによる「支え合い・助け合い」活動を紹介、サポートする取り組み。

【趣旨】

社会的養護の下に暮らす(暮らした)子どもたち等の多様な自立を応援するために、全国の都道府県に専門的な伴走者を擁し、利用者が安心して信頼できる持続的な支援体制を整備する一助となる事業を実施することを応援するために助成を実施。

【対象】

全国の社会的養護の下に暮らす(暮らした)おおむね30歳までの子ども・若者を支援する「伴走者」(既存の専門機関、児童養護施設、自立援助ホーム、里親家庭、アフターケア事業者、生活困窮者自立支援相談窓口、若者サポートステーションなど)ただし、応募に際しては、全国自立援助ホーム協議会、首都圏若者サポートネットワーク運営委員・オブザーバー所属団体の推薦を必要とする。

【助成内容】

専門的な伴走者を擁し、利用者が安心して信頼できる持続的な支援体制を整備する一助となる事業(上限30万円、例:集合研修開催支援、見学研修開催支援)

【募集期間】2020年3月10日から4月30日

【選考委員会】2020年5月18日

【助成金分配】2020年6月

【採択団体】2団体 計511,500円

NO.	団体名	申請内容	金額
1	認定NPO法人育て上げネット	社会的養護下にある・あった若者が就労支援を必要とした時に、プロアクティブに支援できる体制、伴走支援できる体制構築のためのオンライン研修を実施(その後研修報告をwebで公開)	¥287,500
2	NPO法人そだちの樹	若年者を対象とするソーシャルワークに関する総合的な研修②地域におけるアフターケアの連携体制づくりに関する研修	¥224,000

¥511,500

■若者おうえん基金 新型コロナ緊急助成

新型コロナウイルスの流行や緊急事態宣言を受けて、若者おうえん基金の助成先団体より、業務増加に伴うスタッフ人件費の増加、マスク・消毒液等物資の不足など、厳しい現況について報告を受けた。こうした状況を踏まえ、社会的養護からの自立支援を行う「伴走者」に対して、緊急支援が必要と判断。感染予防や様々な活動自粛の影響を、資金面で支える目的で、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急助成事業を実施。

【対象】

全国の社会的養護の下に暮らす（暮らした）おおむね 30 歳までの子ども・若者を支援する「伴走者」（既存の専門機関、児童養護施設、自立援助ホーム、里親家庭、アフターケア事業者、生活困窮者自立支援相談窓口、若者サポートステーションなど）。

＊以下のいずれにも該当しない団体であること

- ・ 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
- ・ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
- ・ 反社会的勢力と関係のある団体

【対象事業】

新型コロナウイルスの影響への対応として必要となる活動。

＊使用について、使用実績のご報告を依頼

＊以下、想定している対象事業例

- ・ 当事者支援のために必要な活動
 - －就労リスク対応：生活支援、食料配達、シェルター確保
 - －精神面のケア：相談員の充実、子どもの余暇の充実（玩具等の購入）
- ・ 団体運営継続のために必要な活動
 - －感染リスク対応：マスク等の予防衛生物資の購入、宅食の充実、職員の車通勤支援、オンライン購入にかかる配送料確保、オンライン事業の充実
 - －人手不足対応：スタッフの補充、既存スタッフの人件費補充
 - －感染時リスク対応：隔離場所確保、防護服等の衛生物資の購入

【助成内容】

1 団体あたり上限 10 万円（総額は 200 万円を想定）

【募集期間】

2020 年 4 月 23 日から 5 月 7 日

【応募方法】

申請書（緊急助成用）に必要事項を入力の上、メールにて送付。＊押印は不要

【選考委員会日程】

第 1 回選考委員会 2020 年 5 月 15 日（金）11 時～12 時

第 2 回選考委員会 2020 年 5 月 18 日（月）11 時～11 時 15 分

【選考委員】

土谷雅美 生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会

林大介 浦和大学社会学部准教授

藤井康弘 元厚生労働省 障害保健福祉部長

【選考方法】

書面審査で選考を行い、3 名の審査員が以下の選考基準 5 項目について評価。

【選考書類】

助成金交付申請書。その他、応募事業の参考となる添付資料（任意）。

【評価項目】

以下の評価基準について各審査員評価を行う。

選考 5 項目

信頼性：連携している機関・団体があるか。【連携している機関・団体】

緊急性：新型コロナの影響による緊急性があるか。【コロナの影響、現在の運営状況】

必要性：どのような活動に助成金が使われるか明確であるか。【想定される助成金の使途】

実行可能性：支援対象の当事者がいるか。【使途、支援対象者数】

継続性：今回申請した活動が、今後の団体の活動継続のきっかけとなることが期待できるか。

申請件数	申請金額合計	選考結果金額合計
52件	497万円	457.075万円

番号	申請団体名	申請内容	選考結果金額
001	自立援助ホーム元気さん	マスク購入	9.075万円
002	児童アフターケアセンターおおい(特定非営利活動法人おおい子ども支援ネット)	衛生、食材	10万円
003	特定非営利活動法人マナズ 自立援助ホーム「ハレルヤ・ファミリー」	マスク等購入	10万円
004	自立援助ホームKCカルム	マスク等購入	7万円
005	一般社団法人Masterpiece	食糧支援	10万円
006	とらぎユースアフターケア事業協同組合	衛生、食材等	10万円
007	アフターケア事業所ほつぷすてっ「さくらハウス」	衛生、食料	10万円
008	退所児童等アフターケア事務所めぐり	シェルター等	10万円
009	自立援助ホーム Cape Diem(カーペ・ディー・エム)	マスク、賃料等	10万円
010	聖ヨゼフホーム	ブリカ、容器	10万円
011	湘南つばさの家(自立援助ホーム)	マスク、賃料等	10万円
012	自立援助ホーム こたにがわ学園	マスク等購入	8万円
013	自立援助ホーム マルコの家	衛生、生活、人件費	10万円
014	NPO法人なんとかなる(自立援助ホーム)	衛生、人件費、余暇の充実	10万円
015	特定非営利活動法人そだちの樹	衛生、テレワーク等	5万円
016	自立援助ホーム まつぼっくり	予防・生活支援、シェルター準備	10万円
017	社会福祉法人 生活クラブ風の村 ちばアフターケアネットワークステーションCANS	食料・生活支援	10万円
018	自立援助ホーム「みんなのいえ」	在宅による生活費増	5万円
019	自立援助ホーム WARAKU	衛生用品、生活支援	10万円
020	三宿憩いの家、経堂憩いの家、祖師谷憩いの家	食費援助	10万円
021	特定非営利活動法人 日向ぼっこ	人件費等、ネット回線	10万円
022	京都 YWCA 自立援助ホーム カルーナ	学習支援、ケアプログラム、衛生	10万円
023	自立援助ホーム アシュレー	支援充実人件費	10万円
024	少年の家「ロージーハウス」	人件費、衛生品	10万円
025	自立援助ホーム ケイ・自立援助ホーム ケイセカンド・自立援助ホーム ケイアネックス	職員車通勤経費	10万円
026	コロンプスアカデミー	マスク等購入	10万円
027	こどもの里自立援助ホーム	余暇・食料支援、衛生	10万円
028	湘南・横浜若者サポートステーション	PC増設	10万円
029	自立援助ホーム カリオンとびらの家	食糧支援、衛生・隔離費	10万円
030	児童養護施設 若草寮	生活費振込、食料支援	10万円
031	社会福祉法人青少年福祉センター 自立援助ホーム長谷場新宿寮	衛生、生活、隔離テント等	10万円
032	仙台市生活自立・仕事相談センター 他仙南、黒川、北部、多賀城、富谷事務所	食糧支援	10万円
033	自立援助ホーム カリオンタやけ荘	IT整備、衛生・食料物資	10万円
034	ヤング・アシストいっば(一般社団法人ヤング・アシスト)	衛生・食料の購入等	10万円
035	東京都養育里親(夫婦)	生活・食料支援	8万円
036	自立援助ホーム マラナ・タ ハウス	レンタカー代等	10万円
037	自立援助ホーム Ohanaの家、Lalaの部屋	衛生・食料等、その他	10万円
038	特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ	補充人件費、衛生品購入	10万円
039	社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会 自立援助ホームマナの家	食料・生活支援、衛生	10万円
040	自立援助ホーム 樹の下ホーム	相談生活支援、衛生等	10万円
041	社会福祉法人 中央有鄰学院 自立援助ホーム きょうわ	余暇充実費	5万円
042	認定NPO法人D×P	PC提供、人員補充	10万円
043	児童養護施設 舞鶴双葉寮	余暇充実費	10万円
044	自立援助ホーム あすなろ荘	食糧支援	10万円
045	若草ハウス	ストレス緩和、駐車代、オゾン発生器	10万円
046	児童自立援助ホームしもつけ	オンライン環境整備費	10万円
047	ゆずりは学園 田原校	人件費補充、オンライン事業充実	10万円
048	自立援助ホームいっば	余暇充実、食糧支援	10万円

■チャリティスマイル緊急助成

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、首都圏若者サポートネットワークが実施している「若者おうえん基金」助成先である社会的養護下からの自立を支援している施設や事業所、団体より、若者たちの生活や就労面等の相談や感染症予防に伴うマスク・消毒液等衛生物品の不足など、厳しい現況が多く寄せられている。そうした影響が長期に及んでいることを受け、社会的養護下の

若者たちへの自立支援を行う施設、事業所、団体に対して、緊急的な活動に対する支援が必要と判断し、ソフトバンク株式会社、社会福祉法人中央共同募金会、首都圏若者サポートネットワークの三者が協働し、ソフトバンク「チャリティスマイル」と首都圏若者サポートネットワーク「若者おうえん基金」により、感染症拡大による影響を受け困難をきたす若者の自立に寄り添ってサポートする取り組みに対して本緊急助成事業を実施。

【実施団体】

ソフトバンク株式会社・社会福祉法人中央共同募金会・首都圏若者サポートネットワーク

【助成対象者】

全国の社会的養護の下に暮らす（暮らした）おおむね 30 歳までの若者たちの自立を支援する施設、事業所、団体施設・事業所・団体については、児童養護施設や自立援助ホーム、里親家庭、アフターケア事業所、若者サポートステーション、また上記施設をサポートする団体を対象とする。なお、法人格の有無は問わない。

首都圏若者サポートネットワーク「若者おうえん基金」が 5 月に実施した「新型コロナ緊急助成」に応募している場合や、これまでソフトバンク株式会社「チャリティスマイル」に応募している場合も応募可。ただし、今回初めて応募した施設・事業所・団体等を優先して採択する場合がある。以下に該当する場合は対象外とする。

個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体、政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体、反社会的勢力と関係のある団体

【助成対象事業】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により困難な状況をきたしている当事者への緊急支援を行う活動

（想定している活動例）

- ・生活・就労のケア：相談支援（困りごと等）、生活支援（食料や宅食の配達）、住居支援（シェルター確保等）
- ・精神面のケア：オンライン相談のための環境整備
- ・学習面のケア：オンライン学習のための環境整備
- ・感染リスク対応：感染予防衛生用品の購入、隔離場所確保等

＊ただし、人件費は対象外とする。

【助成額】

1 団体あたり上限 10 万円（助成総額は 350 万円を予定）

【募集期間】

2020 年 5 月 28 日から 2020 年 6 月 18 日

【応募方法】

申請書に必要事項を入力の上、メールにて首都圏若者サポートネットワーク宛に送付。

＊押印は不要

【選考方法】

各団体の申請内容を見て、必要性、緊急性、信頼性の 3 項目について選考委員が評価し選考を行った。

選考の基準

- ・どのような活動に助成金が使われるか明確であるか。
- ・支援対象の当事者がいるか。

- ・ 新型コロナの影響による緊急性があるか。
- ・ 連携している機関・団体があるか。
- ・ 助成対象事業としての確かどうか。

【選考委員】

ソフトバンク株式会社・社会福祉法人中央共同募金会・首都圏若者サポートネットワークの各団体から選考委員を出して選考を実施。首都圏若者サポートネットワークからは、藤井康弘副委員長に選考を依頼。

【選考委員会日程】

2020 年 6 月 19 日（金）10 時～12 時

■採択団体について

38 団体 378.5 万円

番号	施設名	審査額
1	自立援助ホーム Cape Diem	10万円
2	退所児童等アフターケア事務所 めぐり	10万円
3	自立援助ホームノースガイア	10万円
4	特定非営利活動法人CAN	10万円
5	とちぎユースアフターケア事業協同組合	10万円
6	自立援助ホーム こたにがわ学園	10万円
7	自立援助ホームアシュレー	10万円
8	児童アフターケアセンターおおいた	10万円
9	自立援助ホームhome	10万円
10	児童養護施設 みどり自由学園	10万円
11	湘南・横浜若者サポートステーション	10万円
12	一般社団法人 Masterpiece	10万円
13	自立援助ホームマナの家	10万円
14	児童養護施設 クリスマス・ヴィレッジ	10万円
15	ぬっくハウス(子どもシェルター)、自立援助ホーム Re-Co(リコ)	10万円
16	児童養護施設 聖家族の家	10万円
17	自立援助ホームゆらい	10万円
18	若草ハウス	10万円
19	特定非営利活動法人おかえり	10万円
20	ヤング・アシストいっぽ	10万円
21	マラナ・タハウス	8.5万円
22	二葉むさしが丘学園	10万円
23	自立援助ホーム カリヨンタやけ荘	10万円
24	特定非営利活動法人グッド東京オフィス	10万円
25	京都市中央青少年活動センター(他6施設運営:北・東山・山科・下京・南・伏見)	10万円
26	みんなの広場・つばさ2020	10万円
27	一般社団法人青少年自助自立支援機構	10万円
28	小規模住居型児童養育事業 村形ホーム	10万円
29	認定NPO法人コロンブスアカデミー	10万円
30	特定非営利活動法人日向ぼっこ	10万円
31	湘南つばさの家	10万円
32	アフターケア相談室 にじのしずく	10万円
33	自立援助ホームKCカルム・KCホームズ	10万円
34	自立援助ホーム長谷場新宿寮	10万円
35	ゆずりは学園	10万円
36	自立援助ホーム とびらの家	10万円
37	自立援助ホーム あいらんど佐世保	10万円
38	少年の家 ローダーハウス	10万円

■第 3 回若者おうえん基金助成

【目的】

社会的養護の下に暮らす（暮らした）子どもたちをはじめ、社会的自立が困難な状況に置かれている若者の多様な自立を、伴走者と共に支援する。

【対象】

社会的養護の下に暮らす（暮らした）子どもたちをはじめ、社会的自立が困難な状況に置かれている若者への支援を、埼玉県、東京都、神奈川県内で行う「伴走者」。

【助成内容】

・ 伴走支援枠

子ども・若者たちに寄り添う伴走者の経費の補助（上限 150 万円）

・ 先駆的实践枠

既存の制度では支援や活動が難しい先駆的实践（上限 300 万円）

【募集期間】

2020 年 9 月 1 日（火）～11 月 30 日（月）

【選考方法】

・ 一次審査：書類選考

・ 二次審査：面接

選考委員が必要性、緊急性、信頼性の評価基準を 5 点満点で評価し、その点数を踏まえて、選考委員の合議の上、理事会で決定します。

伴走支援枠

* 7団体に総額5,825,200円を助成。

助成先団体	所在地	申請内容(概要)	助成額(万円)
自立援助ホーム フィオーレ	埼玉県	自立援助ホーム退所後に生活が行き詰まってしまった若者への伴走支援。 住居支援の初期費用を助成し、病院への通院や、金銭管理の支援をおこない、自立に向けた支援をおこなう。	78
一般社団法人 Masterpiece	神奈川県	親からの身体的・精神的虐待により、2歳から18歳まで施設で生活をした児童への伴走支援。資格取得のための学費を助成金で補助する他、精神科に通院する対象者のメンタル面のサポートをおこなう。	75
自立援助ホーム home	神奈川県	自立に困難を抱える施設退所児童(主に支援対象者4名)に、安心して共に生活、あるいは生活の一部を支援者と共にすごせる場を提供する。支援スタッフが居住し、随時対応できる環境を整え支援をおこなう。	150
NPO法人 神奈川子ども支援センター つながぐ	神奈川県	性被害から避難をしている児童2名への伴走支援。大学の学費の一部補填や、参考書の購入費などを助成。緊急支援終了後も定期的に連絡を取り長期的に伴走支援をおこなう。	35
自立援助ホーム カリヨンとびらの家	東京都	親からの虐待から逃れ、自立援助ホームに入所した児童に対する学習支援費用への助成。成績優秀で上位大学を目指す児童へ大学進学後の一人暮らしに向けて伴走支援をおこなう。	90.22
自立援助ホーム マラナ・タ ハウス	東京都	自立援助ホーム退所後に生活が行き詰まってしまった若者への伴走支援。当面の住居費用や病院への付き添いの支援をおこない、自立に向けてサポートする。	118.5
自立援助ホーム 経堂憩いの家	東京都	退所後再び支援が必要になった3名への伴走支援。新型コロナにより収入が減少した学生への学費支援や、定期的な面談による伴走支援のための費用に充てる。	35.8

先駆的実践枠

* 8 団体に総額 13,390,000 円を助成。

助成先団体	所在地	申請内容(概要)	助成額(万円)
認定NPO法人 みらいの森	東京都	児童養護施設で暮らす高校生に向けた「リーダー実習プログラム」卒業生のネットワーク構築。卒業生同士がお互いを支え合い、必要に応じてスタッフやボランティアの支援を受けられる居場所を確立する。	140
一般社団法人 Masterpiece	神奈川県	社会的養護を巣立った若者向けに、空き家をリフォームしたシェアハウスを新規開設する事業。生活困窮や孤立などの課題を抱える若者の衣食住を支援する。	250
自立援助ホーム Cape Diem	埼玉県	自立援助ホームの入所児童が一人暮らしを1～3ヶ月ほど体験するステップハウスを運営する事業。施設退所前に一人暮らしをすることで、自立に向けた課題などを体験する。	99
NPO法人 プレイグラウンド・オブ・ホープ	東京都	社会的養護経験者に対し、「実社会生活訓練プログラム」を提供する事業。在学中からの職場見学や、自立生活をしながらの1年間のトライアル就業をおこない自立に向けた支援をおこなう。	200
NPO法人 フェアスタートサポート	神奈川県	児童養護施設等で生活する児童に、職業適性検査や会社見学、就労体験等の機会を提供。自身の興味や適正を十分に加味した就労を支援し、就職後の定着支援も実施することで離職率の低下につなげる。	200
一般社団法人 青少年自助自立支援機構	埼玉県	高年齢で保護され、公的サポートが不十分なまま自立を迫られ生活困窮に陥っている社会的養護出身者に対し、それぞれの特性に合わせたパーソナルな就労前訓練プログラムを実施する。	290
NPO法人 パノラマ	神奈川県	校内居場所カフェの卒業生に対する、LINEを利用した相談支援体制を構築し、アウトリーチを介した相談伴走支援をおこなう。事例の分析・検討をおこない社会に発信をする。	110
NPO法人 学生支援ハウスようこそ	東京都	児童養護施設等を退所した学生向けシェアハウスの新型コロナ感染対策費用を助成。感染症対策の担当職員を配置する人件費や、マスク、消毒液などの購入費。	50

(別紙 2) 首都圏若者サポートネットワーク 2020 年度上半期報告書

3 チャリティ自販機

(伊藤園自販機)

5 台：生活クラブ風の村、山九（株）

3 台：（株）石井鐵工所

1 台：パルシステム 熊谷セットセンター、くらしサポート・ウィズ、かどや製油（株）、のむら産業、石井博様

(生活クラブ自販機)

7 台：生活クラブ飯能デリバリーセンター

4 その他

■生活クラブ連合会 新型コロナウイルス感染拡大にともなう米の緊急支援

【内容】

米の緊急支援。詳細は別紙。

【主催】

生活クラブ連合会

【協力】

全農山形、全農パールライス

【支援内容】

山形県産「はえぬき」

【時期】

2020 年 6～7 月

【支援対象】

首都圏若者サポートネットワーク運営委員会参加団体

若者おうえん基金助成先団体（一般枠・先駆的实践枠）

■児童養護施設対象・児童・生徒を対象とした iPhone の無償貸出

ソフトバンク株式会社と首都圏若者サポートネットワークが共同で、児童養護施設の児童・生徒を対象に学習端末として iPhone を無償で貸与する『みらいスマイルプロジェクト』を緊急実施。

【企画趣旨】

『みらいスマイルプロジェクト』とは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う休校措置により、学習の遅れや、コミュニケーションの壁にお困りの子ども達をサポートするため、ソフトバンク株式会社と首都圏若者サポートネットワークが連携して実施するプロジェクト。児童養護施設で生活する児童・生徒、とりわけ、受験を控えた中学 3 年生や高校 3 年生を中心に、iPhone を無償で貸し出す。

【応募期間】

2020 年 6 月末日まで随時受付

【応募対象】

児童養護施設

【貸与物】

iPhone 6S、USIM カード(端末に内蔵)、充電器等のソフトバンクが定める標準装備の備品

貸出期間中の上記貸出機に係る以下のサービス

- ・通話料金・通信料金（海外利用不可）
- ・ウェブ利用料金（有料アプリケーションのコンテンツ料金については利用者負担）

【貸与台数】

各施設からの貸出しの希望台数をもとに、当社にて調整のうえ、決定。貸出しに際しては、用意できる端末台数に限りがあることから、必ずしも希望に沿うことができない場合あり。

【貸与期間】

2021 年 3 月末日まで

【費用】

無償（ただし、有料アプリケーションのコンテンツ料金や破損時の修理費用等は利用者に負担）

【利用者】

受験学年を中心とした児童・生徒

【発送時期】

応募いただいてから発送まで、最長 2 週間程度。

【主催】

ソフトバンク株式会社、首都圏若者サポートネットワーク

【協力】

一般財団法人 LINE みらい財団、LINE 株式会社、全国児童養護施設協議会

■生活クラブ連合会 2020 年度新型コロナ感染拡大下の緊急助成

若者おうえん基金の過去採択団体について、申請を希望する団体に推薦を行った。

【趣旨】

新型コロナウイルスの緊急事態宣言による経済活動の縮小は、契約社員や一時雇用者にしわ寄せが出ています。生産者につながる生活クラブだからこそできる支援として生活クラブグループと全農パールなどの生産者団体の協力により緊急のお米の支援を実施しました。今後、感染のさらなる拡大により市民生活への影響は今後より深刻化することが予測されます。その継続的支援として、生活に困窮している社会的弱者への支援活動を実施している団体に対し、助成事業を実施します。

【主催】

生活クラブ福祉事業基金

【助成対象期間】

2020 年 8 月～2021 年 3 月

【助成の金額】

1 団体上限 30 万円

1-1-2. 就労・キャリア支援

困難に直面した子ども・若者たちが安心して働ける環境を提供できる事業者を開拓し、それらの事業者と連携して、支援対象者にとって就労やキャリア向上につながるインターンシップ、アルバイト、中間就労、一般就労等の機会を用意する。具体的な活動としては、三菱財団助成を活用し、自立援助ホームに入所した若者に対して就労体験の機会を提供する。協力事業者の開拓・リストアップ、支援対象者と協力事業者のマッチング等を支援対象者の希望に応じて行う。

【期間】 2020 年 8 月～2021 年 3 月（以降も継続予定）

【エリア】 東京都内全域

【対象者】 原則、東京都の自立援助ホームジョブトレーナーが関わる、概ね 30 歳までの若者

＊ただし、アフターケア相談所など支援者のかかわりがある若者も対象とする。

【相談・体験就労の状況】 面談実施者4名 体験4か所3名

NO.	属性	相談理由	申込	体験日	体験先	体験後
①	17 歳 男性	引っ越し会社の正社員退職後、仕事が決まらない。知的障害あり。	9 月	10/25～	ワーカーズコープ 児童館（3 か所）	面接を経てワーカーズコープに就労。
②	16 歳男 性	施設退所者。前職のラーメン屋は親の紹介。自分で仕事探せない。	9 月	10/5～	㈱ロジカル パル システム配送同乗	アルバイトとして就労後、2週間で退職。
③	16 歳男 性	自分で仕事探せない。就労経験少ない。	10 月	11/2～	生活クラブ 配送 同乗	施設退所。
②-2	16 歳男 性	ロジカル退職者。仕事を見つけるのが難しい。	11 月		生活クラブデポー 希望だったが、確認している間にアルバイトが決まった。	
④	16 歳男 性	就労経験なし。8 社受からず。知的障害あり。	12 月		探している期間内にとび職の仕事が決まり、実施なし。	
③-2	16 歳男 性	11 月に体験就労した生活クラブに就労希望。 緊急事態宣言中は配送同乗の仕事ができないため、他の体験就労を希望。	2 月	2/17～	①一社) よって屋 ②おひさまネット ワーク ごはん会 (コロナの関係で体験キャンセル)	生活クラブ小平センター 面接

1-1-3. 調査研究・政策提言

調査研究・政策提言のための組織体制の見直しを実施。各ワーキンググループを以下のように再編し、目的の達成に向けた運営の改善を検討するための仕組みを作るとともに、政策提言に向けた戦略立案や調査研究を行っていく。

(参考)

- ・ 選考管理 WG
各助成金の選考過程を管理し助成金審査の透明化を図る。
- ・ 公募要項策定 WG
公募要項、申請書類等の見直しを行い、基金の目的を達成するための改善を行う。
- ・ 助成先団体調査 WG
助成先団体に対しヒアリング等を行い、各採択団体の調査を行う。
- ・ 研修 WG (採択団体フォローアップ WG 等)
助成先団体への研修やサポートの内容を検討し、支援体制作りをサポートする。
- ・ 基金造成 WG
基金造成に向けた各組織の連携をより緊密に行う体制を作る。
- ・ 就労・キャリア WG
資金基盤を確立し継続的に体験就労支援事業を実施できる体制を作る。
- ・ 政策提言 WG
各 WG と連携し政策提言に向けた戦略を検討する。

1-1-4. 休眠預金等活用法に基づく休眠預金を活用した助成金事業

■JANPIA「新型コロナウイルス対応緊急支援助成」

日本民間公益活動連携機構（JANPIA）が募集する「新型コロナウイルス対応緊急支援助成」実行団体採択に伴い、助成事業を実施する。

- ・ 採択額：89,796,000 円
- ・ 助成団体の公募開始：2021 年 3 月～4 月

【2021 年度スケジュール】（予定）

採択団体の決定：4 月～5 月

研修の実施：5 月から 6 月

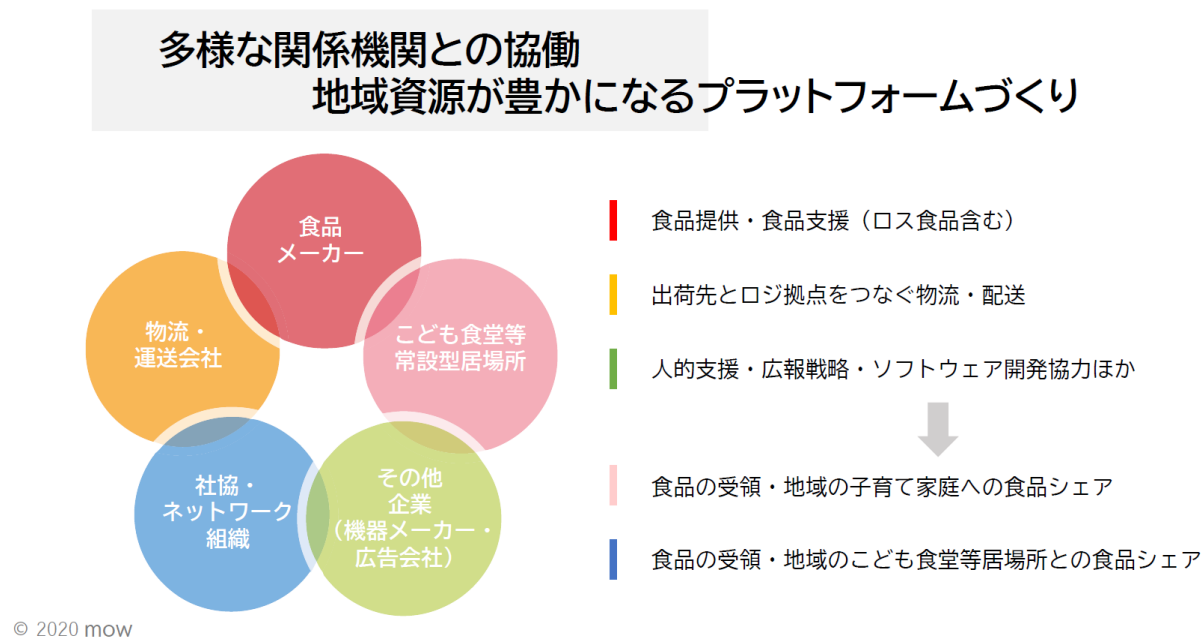
中間報告：10 月頃

（事業完了報告：2022 年 4 月以降）

1-2. 子どもの貧困対策に関する各種事業の推進（関連団体とのネットワークおよび情報交換、学習会への参加、研修会の開催等）

家庭間の経済格差が進み子どもの貧困が深刻化する中で 2014 年子どもの貧困対策法が施行され、子ども食堂、学習支援等が各地で急増したが、これらの事業者の運営基盤は脆弱である。そこで、一般社団法人全国食支援活動協力会が各地の子どもの貧困支援の事業者(※3)と連携し、運営支援や地域支援の紹介等を行う。※3 各地のこども食堂が活動しやすくなるように、情報を流す仕組みをつくり、企業等と連携して、活動の環境整備を応援するプロジェクト「こども食堂サポートセンター」に参加・協力。

関連する下記の委員会に池本専務が参加。



【「こども食堂サポート機能設置事業」評価委員会】

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく資金分配団体として平野理事が専務理事を務める一般社団法人全国食支援活動協力会が採択され、こども食堂の持続的な運営に資する「こども食堂サポートセンター」機能を設置する中間支援組織に対して助成を実施。

第 1 回評価委員会	2020 年 6 月 15 日
第 2 回評価委員会	2020 年 9 月 13 日
第 3 回評価委員会	2021 年 2 月 9 日

【「子どもの居場所づくり応援事業」助成選定委員会】

下記の解決に向けてこども食堂等居場所に食を確保するしくみを整備する団体を募集。

- ◆コロナ禍において自己資金を拠出してこども食堂等の運営をしている団体が多く、継続が難しい
- ◆食材を寄付したいと思う企業に対し、冷凍冷蔵設備の未整備により食品を受け取る環境がない
- ◆特に生鮮食品（野菜、食肉当）や冷凍総菜などのマッチングが進みにくい現状がある

(本事業の達成目標)

- ・ こども食堂等居場所が地域で孤立せずに、多団体や関係機関と資源を共有しながら活動を続けられる
- ・ 「食」「居場所」の確保に向けた連携の素地ができ、子どもの健やかな成長のためにネットワークする地域づくりが進む基盤が整う



(第 1 次)

第 1 回選定委員会 (趣旨説明)	2020 年 8 月 5 日
第 2 回選定委員会 (書類選考)	2020 年 9 月 13 日
第 3 回選定委員会 (面接選考)	2020 年 9 月 23 日

(第 2 次)

第 1 回選定委員会 (趣旨説明)	2020 年 11 月 21 日
第 2 回選定委員会 (書類選考)	2021 年 1 月 24 日
第 3 回選定委員会 (面接選考)	2021 年 2 月 7 日

【「食の物流ネットワーク整備プロジェクト」助成選定委員会】

2021 年 4 月に開始し、2024 年 3 月までに完了するプロジェクトが、本事業の助成対象。(3 カ年事業のみ) 下記の解決に向けて、物流ネットワーク整備の一環として「ロジスティック拠点」を担い、「ハブ拠点」を設置することで、食支援活動を行う地域の団体を圏域で支援する中間支援団体

◆こども食堂に寄付される食品に多様性が乏しく、子どもの食の乱れの改善に結びついていない現状

◆こども食堂実施団体の運営基盤が脆弱にもかかわらず自己資金で食品を購入し、活動が続いている現状

◆販売されない未利用品を受けとめる物流ネットワークがないことで、食べられる食品が廃棄されている現状

(本事業の中長期目標)

- ・ 企業・NPO・地域住民・行政によって、多様な地域資源が豊饒化するプラットフォームが地域に生まれ、子ども・子育て家庭分野における互助サービスが充実する。
- ・ 「廃棄にしない」食品・物品の利活用のためのロジシステムを通じ、より多くの子ども達へ食支

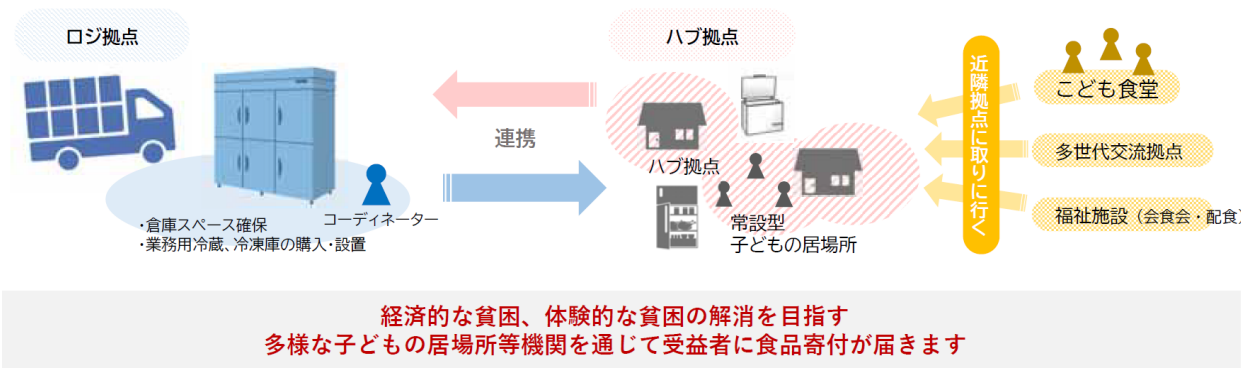
援をはじめとする資源の循環が生まれる。

(ロジスティック拠点 (以下、ロジ拠点) とは)

企業等から寄付食品を受け入れ、適切 (温度・衛生状態・消費期限) に管理し、ハブ拠点への小分け配達作業を担う。

(ハブ拠点とは)

ロジ拠点からの食品を受け入れてストックする、活動団体が取りに行ける場所に設置するランチ



第 1 回選定委員会 (趣旨説明)

2020 年 11 月 21 日

第 2 回選定委員会 (書類選考)

2021 年 1 月 24 日

第 3 回選定委員会 (面接選考)

2021 年 2 月 7 日

【「こども食堂運営継続 応援プロジェクト」毎日新聞東京社会事業団助成 選定委員会】

本プロジェクトは毎日新聞東京社会事業団からの寄付助成を受け実施する助成事業です。こども食堂を運営する団体に対し、安定的な活動に要する経費の一部助成を目的としている。

申請対象団体：東日本で活動するこども食堂等居場所 (フードパントリーやお弁当配布を含む)

対象経費：こども食堂の運営に要する経費のうち、食材購入費・感染症対策費用など備品購入費、弁当容器代等消耗品費、運営に係る経費全般※但し会場借料、人件費は除く

助成総額：300 万円 (1 件 6 万円)

選定委員会

2021 年 2 月 7 日

【日本財団寄付情報システム構築プロジェクト：システム開発委員会】

企業等の大規模組織から地域の小規模団体への食品寄付や未利用食品の活用ができる情報システムの整備・システム開発委員会の立ち上げ

第 1 回 システム開発委員会

2020 年 11 月 4 日

第 2 回 システム開発委員会

2020 年 11 月 26 日

第 3 回 システム開発委員会

2020 年 12 月 16 日

第 4 回 システム開発委員会

2021 年 1 月 12 日

【食フェスタ東京】

コロナにより人との距離が求められる中、改めて「居場所」の持つ力が注目され、今まで見えなかった課題が顕在化し、新しい地域資源とのつながりが生まれた。今回のセミナーでは、そうした様々な立場の方にご登壇いただき、コロナ禍の食育、助成の活用、活動方法や連携について議論を実施。池本専務が分科会のファシリテーターを務めた。

食フェスタ東京

2020 年 11 月 22 日

【「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議】

「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議は、子育てひろば、冒険遊び場、児童館、母子生活支援施設など多様な機関がゆるやかに連携し、活動を支える仕組みの構築を目指し定期的に会議を開催。

第 5 回推進会議

2020 年 7 月 10 日

第 6 回推進会議

2020 年 8 月 17 日

第 7 回推進会議

2020 年 10 月 16 日

第 8 回推進会議

2020 年 11 月 30 日

第 9 回推進会議

2021 年 2 月 16 日



2. 社会的経済セクターの協働事業

2-1. 人材育成研修の実施

特定非営利活動法人等で働くスタッフの人材育成研修は企業と比べ充実していないため、キャリア形成を含め、特定非営利活動法人等のスタッフの人材育成事業(関連団体とのネットワークおよび情報交換、講師派遣を実施。

【目標】 年 4 回開催

【結果】 1 回実施

2021 年 1 月 9 日 チャレンジいばらき県民運動主催コミュニティワーク実践講座事業

主催：NPO 法人 セカンドリーグ茨城

テーマ：交渉・行政との協働

池本専務が講師として参加。



2-2. 政策提言のためのプラットフォーム運営

社会課題（地域共生、子どもの貧困、震災復興等）に取り組む事業者と連携し、現状の制度では対応できない事例を集め、NPO、生活協同組合、労働組合、共済、社会的企業等社会的経済セクター等のステイクホルダーが集まり、政策提言のためのプラットフォーム(※4)を形成し、課題解決のための政策を検討する場を設ける。

【通常のプロセス】

1. 制度提案をするタイミング（選挙や毎年の概算要求の前など）に、運営委員や参加団体に対して、現状の制度では対応できない課題を募集する。
2. 集まってきた課題を集約し、提言の形にまとめる。
3. まとまった提言を制度作りに係る人たち（候補者、役所の担当部局）などに届ける。
4. 必要に応じて公開シンポジウム等を開催する。

※4 2011 年に発足した政策提言プラットフォーム「市民キャビネット」の事務局の運営を当団体が担い、各ステイクホルダーへの働きかけや意見調整、関係機関(行政機関・議員を含む)への働きかけを行っている。また 2017 年に発足した首都圏若者サポートネットワークも各地域のアフターケアの課題を政策提言していくプラットフォームとしての機能を持つ。

1 「広域的地域間共助」第8回推進協働型災害訓練 in 杉戸への参画

東日本大震災においては、都市と農村の交流連携や姉妹都市・友好都市連携など、地域活性化や地域振興を目的とした遠隔地との連携・交流の取組がきっかけとなって被災地の支援活動に発展するなど、平時に構築した連携の枠組みが有事の助け合いにおいて効果的に機能を発揮した。本法人理事団体の NPO 埼玉ネット、一般社団法人協働型災害訓練は行政間、行政と NPO・市民団体（以下 NPO 等という）との連携を支援し多数の広域的な地域間の相互支援（共助）活動を進めてきた。このような取組を有効に機能させるために、常日頃から連携する地域同士が「顔の見える関係」づくりを継続的に進めておくとともに、いざという時の手厚い支援に繋げるために、行政関係者のみならず、地域住民や企業、NPO 等など幅広い関係者を巻き込み、多様な階層が重層的な連携体制を構築することが必要と考え協働型災害訓練に参画した。今回の訓練は新型コロナウイルス感染拡大を受け、現地と ZOOM、Youtube を活用したハイブリッド形式で開催。



【事業主体】埼玉県杉戸町、福島県富岡町・川内村、（一社）協働型災害訓練、NPO 埼玉ネット

【参加者数】 延べ180名（オンライン参加含む）

1 日目

- ・ 災害対策本部訓練（日本防災教育訓練センター・サニーカミヤ氏）
- ・ 著書「マンション防災の新常識」から（防災コンサルタント・釜石徹氏）、
- ・ コロナ禍における地域連携医療支援（東埼玉総合病院・中野智紀氏）、
- ・ 郷土史から読み解く災害の避け方（防災科研・増田和順氏）、
- ・ 近年の水害と BSP（災害リスク研究所・松島康生氏）

2 日目

- ・活動の要ファンドレイジング（佐賀未来創造基金、山田健一郎氏）
- ・真備町で家族を救う活動（ペアレント・サポートすてっぷ、安藤希代子氏）
- ・クライシスマッピングとドローンバード（青山学院大・古橋大地氏）
- ・DMTC 活動報告と ICS 講座（東大生研、沼田宗純氏）
- ・IPW 版 CDT と協働型災害訓練 DX（立正大、後藤真太郎氏）

2-3. 社会課題解決に取り組む事業者の情報発信支援

ホームページ（年 12 回程度）、メールマガジン（月 1 回）、インターネット放送（月 1 回）等情報発信支援のツールを用意し、社会課題解決に取り組む事業者の活動を全国の中間支援 NPO 等に紹介しました。

1 メールマガジン

通常版：月 1 回発行・臨時号：随時

2 イベント

今年度はコロナのためリアルイベントでの告知は未実施

3 動画配信

埼玉 NPO 放送局「キミに、つながってテレビ!」、地域情報局「つながレポート SAITAMA」事務局（小山田）が MC 担当

今年度はコロナのため未実施

2-4. 特定非営利活動法人等の基盤強化

特定非営利活動法人等からの起業・運営や会計・税務の相談を随時受け付けるとともに、必要に応じて専門家(当団体の NPO 設立・運営相談インストラクター)による相談業務、法人運営者向けの研修会の開催、支援ツール（NPO 活動保険、会計ソフトウェア、NPO 法人会計日誌等）提供、特定非営利活動法人等のネットワーキングの場等の支援メニューを通して、特定非営利活動法人等の基盤強化を行う。特定非営利活動法人の起業・運営や会計・税務等の相談会や研修会は、当団体が主催して実施し、実施に際して、NPO 支援東京会議(※5)に所属している税理士、公認会計士の先生方などに講師や相談員を依頼している。

※5 NPO 支援東京会議は、NPO 支援組織や公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政書士などの有志により、専門家の立場から NPO や市民活動団体に対する団体運営や日常的な実務のサポートを東京都内を中心に行う団体で、当団体が事務局を担っている。

1 支援ツールの提供による機能強化

専門家派遣や講演会、NPO 支援ツールの販売等を継続して行う。

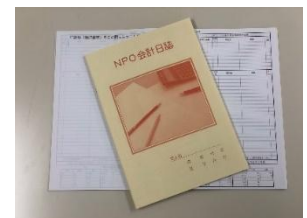
【専門家による起業・運営相談（会計・税務）】

目標：5 団体 結果：0 団体（コロナのため未実施）

【支援ツールの普及（NPO 活動保険、会計ソフトウェア等の販売）】

NPO 活動保険（保険代行者、あいおいニッセイ同和損害保険）

N-books 紹介（問い合わせ対応）



チャリティ自販機の設置（生活科学運営、生活クラブ風の村等）
会計日誌等ツールの販売（販売冊数は 652 冊）

2 NPO 支援東京会議の事務局運営
NPO 支援東京会議（会計士、税理士等の専門家ネットワーク）の事務局。
【定例セミナー】年 0 回

今年度はコロナのため未実施

3. ユニバーサルな地域社会づくり事業

3-1. 志縁をつなぐ文化芸術活動の実施支援

普段 NPO 活動に接点を持たない住民が、地域で活動している NPO を知り、地域における関係構築を志縁(支援)することを目的に、地域の NPO 等がアーティストと連携した、チャリティコンサート等の文化芸術活動(文化祭)の開催支援を実施する。

【目標】ぬちゆいトークライブを 1 回開催

【結果】本年度は未実施。来年度以降、首都圏若者サポートネットワーク主催として「若者おうえん基金」を呼び掛けるような企画・開催をトキコ・プランニングと協議中

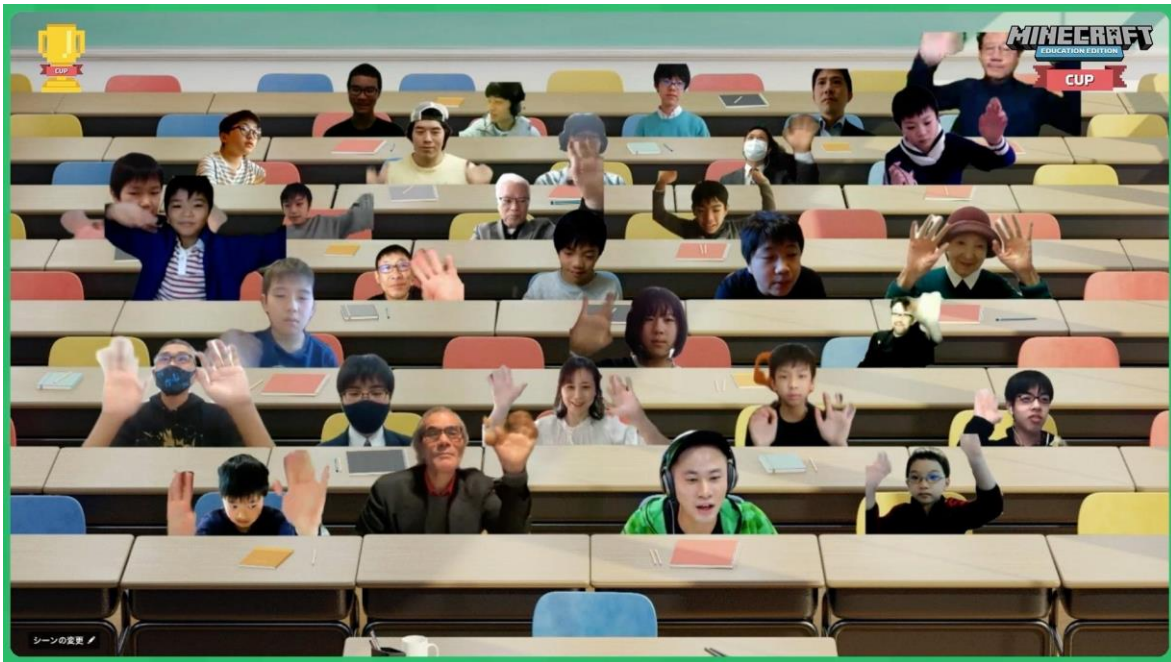
3-2. 困難を抱えた子どもたちへのコンピューターサイエンス教育の機会を提供

2020 年から小学校においてプログラミング教育が必修化され、プログラミング体験を通してプログラミング的思考を育み、また身近な問題発見・解決にコンピュータやソフトウェアの働きを活かし、よりよい社会を創っていく態度を養成することが期待されている。しかし、現時点では子どもたちがプログラミングに接する機会は限定的であり、地理的、或いは、環境的な差異なく、プログラミング体験の機会を提供することが急務となっている。

このような状況を踏まえ、プログラミング体験および、デジタルなものづくりを通じた問題発見・解決を目指すツールとして、世界的に人気のある「Minecraft」を活用し、全ての子どもたちがプログラミング教育や、デジタルなものづくりに触れる事のできる機会創出を行っていくことを考え、特に、“届き辛い”とされる子供たちに対しては、技術者と支援者とが連携したサポート体制を組むことで、作品づくりにチャレンジする環境創りを行う。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から個人参加の形で開催。表彰式もオンライン上で開催しライブ配信を行った。





【大会テーマ】

「未来の学校～ひとりひとりが可能性に挑戦できる場所～」

将来どんな学校になったらいいか？教室・体育館・音楽室・運動場など、学校の施設は将来どんな形になっているか？” Society5.0” ” 持続可能な開発目標（SDGs）” など、未来を考えるテーマを元に構想を広げて「Minecraft: Education Edition」のワールドで表現する。

【大会概要】

応募期間：2020 年 7 月 22 日(水)～11 月 23 日(月・祝)

参加対象：2021 年 3 月 31 日時点で 18 歳以下の個人

各部門：

小学生低学年部門：9 歳（小学 3 年生）以下

小学生高学年部門：9 歳（小学 4 年生）から 12 歳（小学 6 年生）

中 学 生 部 門：12 歳（中学 1 年生）から 15 歳（中学 3 年生）

高 校 生 部 門：15 歳（高校 1 年生）から 18 歳（高校 3 年生）

【後援】

文部科学省、総務省、経済産業省

【表彰式】

2020 年 2 月 21 日（日）

【審査委員】

鈴木 寛（東京大学教授、慶應義塾大学教授）

大西 一平（プロフェッショナルラグビーコーチ）

Kazu（動画クリエイター）

神谷 加代（株式会社インプレス「こどもと IT」編集記者）

高崎 正治（王立英国建築家協会名誉フェロー建築家）

タツナミ シュウイチ (プロマイНКラフター、マイクロソフト認定教育イノベーター (MIEE))
コロコロコミック編集部

【アドバイザー】

青砥 恭 (全国子どもの貧困・教育支援団体協議会 代表幹事)
赤堀 侃司 (日本教育情報化振興会会長、ICT CONNECT 21 (みらいの学び共創会議) 会長)
遠藤利明 (東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 会長代行・自民党 2020 オリンピック・パラリンピック東京大会実施本部長)
岡田 武史 (元サッカー日本代表監督)
鎌田和樹 (UUUM 株式会社 代表取締役 CEO)
吉藤 健太朗 (株式会社オリィ研究所 代表取締役 CEO)
若宮 正子 (最年長プログラマー)

【技術アドバイザー】

タツナミ シュウイチ (Minecraft 公式プロマイНКラフター)

【技術サポーター教員 (マイクロソフト認定教育イノベーター)】

岩田 智文 愛知県江南市立西部中学校
岡田 隆嗣 神戸学院大学附属中学校・高等学校
川上 尚司 八王子市立第八小学校
木村 浩之 東松島市立鳴瀬未来中学校
金 洋太 登米市立佐沼小学校
小池 翔太 千葉大学教育学部附属小学校
小林 義安 北海道星置養護学校ほしみ高等学園
関口 あさか 埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学校
谷岡 広樹 徳島大学
知花 智子 名護市立名護中学校
土井 国春 東みよし町立昼間小学校
鏑田 マリ 大田区立大森東小学校
豊吉 淳 東京都立多摩桜の丘学園
能城 茂雄 東京都立三鷹中等教育学校
福井 将 堺市立百舌鳥支援学校
福島 学 多久市立西溪校
星野 尚 那須町教育委員会学校教育課
堀田 隆史 札幌学校 ICT 活用勉強会
前多 昌顕 つがる市立育成小学校
圓井 健史 加東市立東条中学校
山下 真人 高槻中学校高等学校

【主催】

Minecraft カップ 2020 全国大会運営委員会

(構成団体: ICT CONNECT 21、日本マイクロソフト、ユニバーサル志縁センター)
運営委員長: 鈴木寛、運営委員: 赤堀 侃司、龍治玲奈、池本修悟 監事: 岡本正

【参加について】

エントリー数：1,770 人

応募数：483 作品

【入賞】

※ファイナリストの詳細一覧は別紙 5 参照

賞名	授与作品
・大西一平賞	1094_高田豊彬 光る学校
・Kazu賞	1010_須崎有哉 ゆっぴースクール
・神谷加代賞	3009_松本康佑 未来地区小学校
・鈴木寛賞	2037_かずね 未来の学校
・タツナミシュウイチ賞	2040_たける 電気学校
・高崎正治賞	2128_リュウトラゴン 未来の学校
・コロコロコミック賞	1049_吉川岳人 天空の学校
・Microsoft賞	2032_原田優月 Sea school
・小学校低学年部門 優秀賞	1023_りゅうき レッドストーン小学校
・小学校高学年部門 優秀賞	2205_しょうた エネルギーが学べる学校
・中学生部門 優秀賞	3081_山口翼 未来の学びの島
・高校生部門 優秀賞	4018_なおぴえ 科学と社会の学校
・大賞	2206_浦添昂 未来への 5 つの約束



(大賞：未来への 5 つの約束 ～キレイな水と溪谷の洞窟学校～)

【特別な支援が必要な団体の参加サポート】

“すべての個人とすべての組織が、より多くのことを達成できるようにする”という Microsoft のミッションを実現するために、Minecraft カップでは、子どもたちの学びの場をサポートする団体と協力して、Minecraft をつかった学習のサポートを実施。

特別サポートを行った団体

- ・ NPO 法人青少年自立援助センター YSC グローバルスクール
- ・ NPO 法人 さいたまユースサポートネット
- ・ NPO 法人アスイク

○特別支援団体で Minecraft を体験した人数

約 57 名 (13 拠点)

○特別支援団体での大会エントリー人数

計 26 名

○特別支援団体での大会応募人数

計 14 名

【教育効果】

一般社団法人次世代教育・産官学民連携機構によるループリックに基づく教育効果評価を実施。

(別紙 4) Minecraft カップ 2020 全国大会報告書 (速報版)

(別紙 5) Minecraft カップ 2020 全国大会ファイナリスト一覧

(別紙 6) Minecraft カップ 2020 全国大会ループリック評価レポート

4. ユニバーサルなはたらく場づくり支援事業

4-1. ユニバーサル就労の普及

ユニバーサル就労(障がいがあったり、生活困窮状態にあるなど、様々な理由で働きたいのに働きづらいすべての人が働けるような仕組みを作ると同時に、誰にとっても働きやすく、働き甲斐のある職場環境を目指していく取り組み)に取り組む企業団体(※6)を増やすための普及啓発事業(シンポジウム、メールニュースの配信、イベント等での展示、各種メディアの取材対応 等)を実施する。

※6 ユニバーサル就労に取り組んでいる、NPO 法人ユニバーサル就労ネットワークちば、社会福祉法人生活クラブ風の村と連携している。

【活動内容】

2020 年 12 月 22 日一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク九州・沖縄ブロック研修「自立相談支援事業評価ガイドライン作成・検証事業から考える事業拡充に向けた方策」協力。

4-2. ユニバーサル就労を推進するための調査、研究、政策提案

ユニバーサル就労等を地域社会において推進するために、これまで取り組んできた「生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業の評価ガイドライン」「自立相談支援事業の評価ガイドライン」を踏まえた調査、研究、政策提言を行う。

※厚生労働省平成 27 年度社会福祉推進事業生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業評価ガイドライン作成事業

※厚生労働省平成 28 年度社会福祉推進事業就労準備支援事業評価ガイドライン検証事業

※厚生労働省平成 29 年度社会福祉推進事業自立相談支援事業評価ガイドライン作成・検証事業

※厚生労働省平成 30 年度社会福祉推進事業自立相談支援事業評価実践ガイド普及展開方法検討事業

【活動内容】

文部科学研究基盤研究 B・補助事業「福祉課題への変革プログラムに取り組む実践家と組織の評価キャパシティ形成支援法の開発」研究プロジェクトに参画し、厚生労働省社会福祉推進事業で作成した自立相談支援事業評価ガイドラインの改善作業を行う。

プロジェクトメンバー

日本社会事業大学 大島巖氏

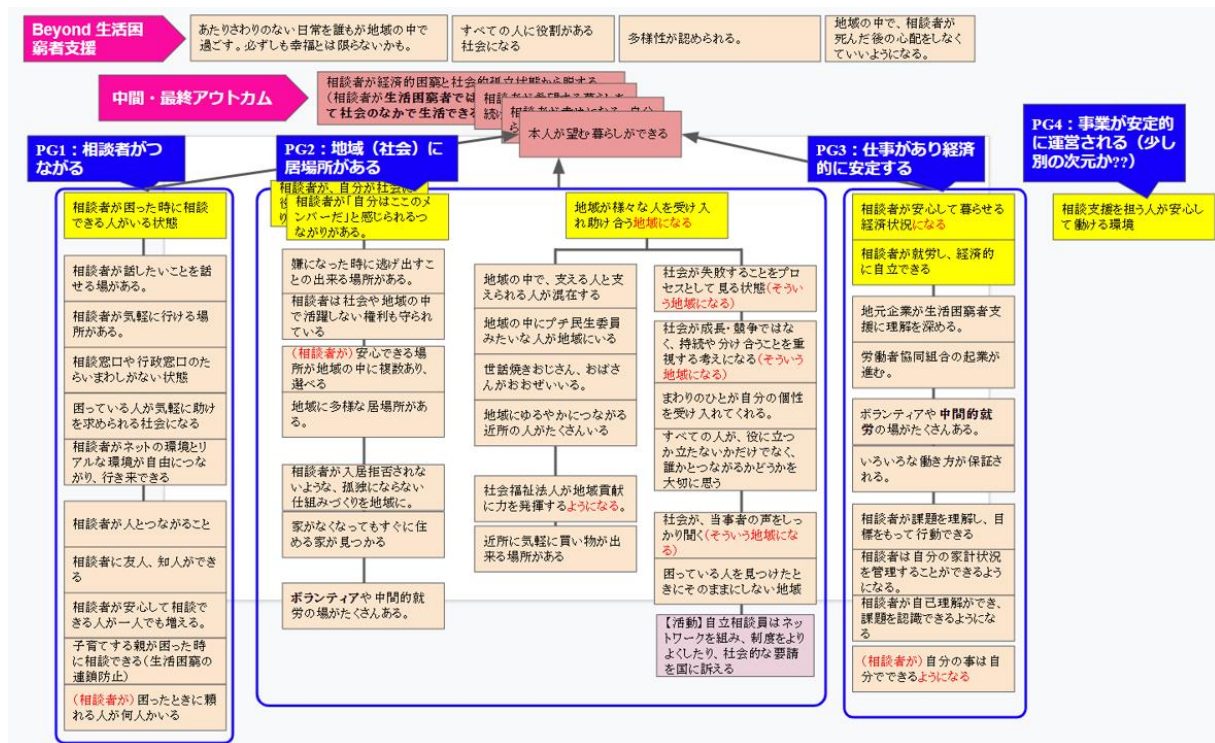
群馬医療福祉大学 新藤健太氏

A' ワーク創造館 西岡正次氏、他

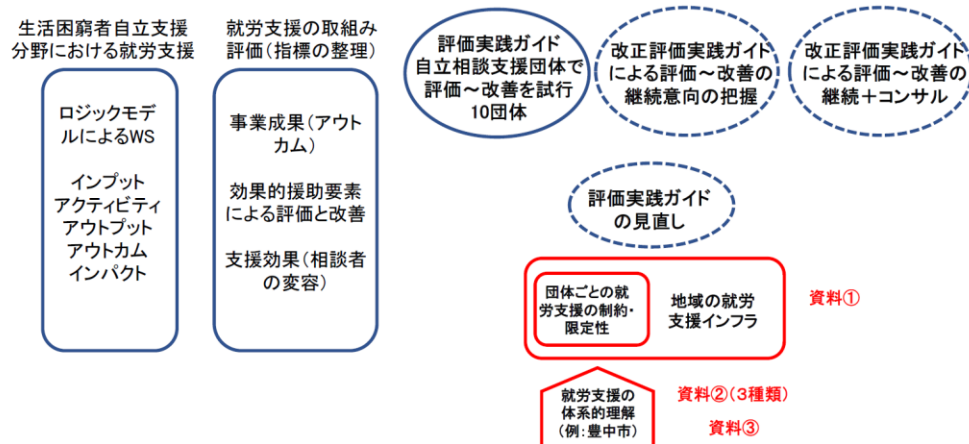
2021 年 2 月 8 日 千葉県内生活困窮者自立支援事業関係者向け自立相談支援事業評価ガイド説明

2021 年 3 月 2 日 自立相談支援事業評価ツールバージョンアップのためのワークショップ

(参考) ワークショップで作成したロジックモデル



(参考) 西岡正次氏作成資料



4-3. ちばユニバーサル農業フェスタ 2020 の広報を実施

本年度は「ちばユニバーサル農業フェスタ」の広報としてメールマガジン・ホームページ・SNSの掲載、11月23日NP0防災訓練in日進等で広報を実施した。

【期間】2019年4月から12月



5. 大規模災害時における復興支援活動事業

5-1. 復興活動に取り組む支援団体とのネットワークおよび情報交換、コーディネート等

東日本大震災や熊本地震等、大規模災害時に復興支援活動を行うとともに、復興支援活動に同様に取り組んでいる団体と意見交換の場を開催する(※7)。また、企業等(※8)による被災地支援におけるコーディネートを行う。

※7 東日本大震災支援全国ネットワークには、当団体が世話団体として参画

※8 企業等による被災地支援におけるコーディネートは当法人単独の事業として実施、これまでに、日本ヒューレット・パッカード社の福島県の高校等への社会貢献活動のコーディネート、日本マイクロソフト社による熊本市の避難者支援システムくまもと R ネットにおける協働事業、などに取り組んでいる。ほか、当団体が行ってきた復興支援 IT ボランティアにおいては、文部科学省、ヤフー株式会社、株式会社バッファロー、デル株式会社、一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)、株式会社NTT ドコモ、KDDI 株式会社などと協働している。

【東日本大震災支援全国ネットワーク】

本年度も東日本大震災支援全国ネットワーク(JCN)に、世話団体として参画。

【Voice from 3.11】

JCN が中心となって実行委員会形式で開催する Voice from 3.11 の実行委員に池本専務が参画。

・Voice from 3.11 主旨

2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東日本大震災（以下、3.11）から 10 年が経過します。社会的な節目となる 2021 年 3 月に、被災された方や避難を余儀なくされた方、そしてその人々を支えてきた支援者や心を寄せてくれた方々と共にこの 10 年を振り返り、それぞれのことばに耳を傾けることで、3.11 という事象について広く知って頂く機会に、そしてその経験と教訓を未来へとつなげる機会にしたいと考えています。

・Voice from 3.11 目的

社会的節目となる震災 10 年を機に、一人ひとりの復興に向けた取り組みの中で、被災された方や避難を余儀なくされた方、その人々を支える支援者、私たちが経験して気がついたことや大切にしてきた「それぞれの言葉」を広く伝えていくと共にアーカイブ化を図ります。そして地震と津波、原発災害によって及ぼした大きな課題とその解決に向けた取り組みを振り返り、このような惨劇を繰り返さないために、多くの方と共に考え、震災での教訓・気づきを、次の世代につなげ、社会化していくことを目的とします。

・Voice from 3.11 主な事業

①ことばの集い（被災者・避難者・支援者の声のアーカイブ化事業）

内 容：これまでの思いやこれからの願いを「ことば」として集め、WEB サイトで発信

期 間：2020 年秋～2021 年 3 月

方 法：①WEB への直接投稿（つぶやき）<https://voicefrom311.net>

②インタビューによる掲載（インタビューレポート）

③証言集を集めたページの設置

対 象：①被災された方々の声

②避難されている方々の声

③支援に携わっている方々の声

寄せられた声は Twitter でも発信。@voicefrom311 | <https://twitter.com/voicefrom311>

②みんなの集い（メモリアルイベント事業）

内 容：①フォーラムの開催（オンライン開催が前提）

キーノートスピーチの実施/分科会の実施（5～6 テーマ）

②わたしたちの宣言：3.11「ことばの集い」で集めた「ことば」から大切なことを紡ぎ、宣言する

日 時：2021 年 2 月 11 日（木）終日

場 所：東京都内から開催（オンライン開催）

対象者：東日本大震災に関心ある人（誰でも）/200 名予定

③つながりの集い（つながりの再構築事業）

内 容：特定の地域の日を設けて、オンラインでその地域の住民や支援団体、その地域に関わった支援団体、企業、ボランティア等が集まれる場を作ります。新型コロナウイルスの影響により人との接触が制限され、改めて人と人のつながりや対話の大切さが見直されている中、被災した地域とそこに関わった人をつなぎなおし、お互いが元気になる場を作ります。

日 時：2021 年 1 月から随時

場 所：オンライン上で開催

④それぞれの集い～わたしたちの思いと願い～

内容：2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生した「東日本大震災」から今年 2021 年 3 月 11 日で 10 年が経過し、社会的な節目となるであろう 2021 年 3 月に先立ち、被災された方や避難を余儀なくされた方、そしてその人々を支えてきた支援者や心を寄せてくれた方々と共にこの 10 年を振り返り、それぞれのことばに耳を傾け、その経験と教訓を東北の未来へとつなげる機会として、座談会形式で Voice from 3.11～わたしたちの思いと願い～「それぞれの集い」を開催。コロナ禍の中だからこそ、東北の被災者の声に耳を傾け、東北の未来についてみんなで集い、東北のこれからについて考えたいと願って企画。池本専務が座談会に参加。

日時：2021 年 3 月 18 日（木）18:30～20:30



【協働型災害訓練】

2-2 において詳細掲載。東日本大震災の経験と教訓を生かすべく、平成 25 年度国土交通省広域的地域間共助推進事業としてスタートした「協働型災害訓練 in 杉戸」に本年度も協力。市民キャビネット災害支援部会、（一社）協働型災害訓練、NPO 埼玉ネットが中心に取り組み復興支援活動の報告や防災訓練等を実施。大規模災害時には一人でも多くの命を助けるために、効率と統一された災害対応が必要になるが、この訓練では米国で誕生した ICS（アイシーエス※）を用い、将来発生し得る大規模災害発生時に即時助け合いの対応ができる仕組みをつくることを目指し活動を行っている。※Incident（現場）Command（指揮）System（システム）の略

【企業の社会貢献活動支援】

日本マイクロソフト株式会社における 10 年間の振り返りに連携パートナーとして参加。

5-2. 地域コミュニティ活動支援

専門家と連携し地域における防災教育システムを用意し、公民館や仮設住宅・復興住宅の集会所等を軸としたコミュニティの活性化のための支援事業を被災地の支援団体と連携し取り組む。

①東日本大震災復興支援

2011 年より実施してきた復興支援 IT ボランティアで関わった大槌町、大船渡市、陸前高田市の関係者と当時学生であったボランティアリーダーと一緒に震災から 10 年の節目のタイミングということで、2021 年度交流イベントを実施することを企画。

【IT ボランティア大交流会～震災後 10 年企画】

2021 年 3 月 11 日で東日本大震災の発生から 10 年という節目を迎えるにあたり、IT ボランティアでも現地との情報交換を通じ、交流の維持・活性化を図るイベントを実施する。

- ・ 主旨 ・ 目的

交流維持・活性化（主な活動地との交流維持・活性化／参加メンバー同士の交流維持・活性化）

情報整理・情報交換（活動地の現状の認識・発信／IT ボランティアの活動の振り返り）

- ・ 日時：2021 年 6 月以降の土日 14 時～16 時※16 時～17 時は Zoom 上で各自での懇談可

- ・ 交流地域：①【大槌伝承館】岩手県上閉伊郡大槌町

- ②【長洞元気村】岩手県陸前高田市広田町長洞地区

- ③【末崎】岩手県大船渡市末崎町

- ・ 東京側拠点：霞が関ナレッジスクエア スタジオ

- ・ 交流手段：Zoom ミーティング

- ・ 声掛け対象者：過去に活動した社会人・元学生、スポンサー企業関係者

- ・ 主催

IT ボランティア震災後 10 年企画 実行委員会（母体：復興支援 IT ボランティア）

公益社団法人ユニバーサル志縁センター

- ・ 協力

霞が関ナレッジスクエア

（母体：一般財団法人高度映像情報センター（AVCC））

5-3. 地域における震災を踏まえた調査研究

地域における震災を踏まえた調査研究を行なう。また、その成果を学会等のシンポジウムやポスター展示等で発表する。

【結果】本年度は未実施。

6. 機関運営（総会、理事会、事務局体制）

1 総会

2020 年 8 月 20 日 16 時 30 分～（新型コロナウイルス感染拡大防止のためみなし総会）

2 理事会

第 1 回理事会 2020 年 5 月 23 日 13 時～13 時 15 分 若者おうえん基金コロナ枠助成先承認

第 2 回理事会 2020 年 6 月 30 日 13 時～ 13 時 15 分 定例

第 3 回理事会 2020 年 8 月 18 日 15 時～ 定例

第 4 回理事会 2021 年 1 月 29 日 13 時～13 時 15 分 第 3 回若者おうえん基金助成先承認

第 5 回理事会 2021 年 3 月 12 日 10 時～12 時 定例

3 事務局体制

常勤 3 名（池本、小山田、岡部）

7. 資金状況報告

別紙

8. その他

2022 年 5 月 30 日

公益社団法人ユニバーサル志縁センター
2021 年度事業報告 (案)

<はじめに>

2022 年 2 月 24 日にロシア連邦がウクライナ侵攻を開始し、平和に暮らしていた人々の生活が一変し、戦闘によって多くの方が犠牲となりました。軍事的な侵攻と武力による攻撃に対して、強い抗議の意思を表明します。また、ご家族や住む場所を失い、いまだに避難を余儀なくされている多くの方々に対してこの場を借りて謹んでお見舞いを申し上げますと共に当センターにおいても出来る限りのことに取り組んでまいりたいと思います。

2021 年度は、新型コロナウイルス感染の広がりが収束せず、当センターの会員・理事の皆様的生活にも影響が及び、所属されている団体に置かれましても昨年度に引き続き対応に迫われたことと思います。当センターは多くの皆様からの援助をいただくことで、事業を推進することが出来ました。本当にありがとうございました。冒頭、本年度特に重点を置いて取り組んだ 3 つの事業を紹介させていただきます。

1 つ目は子ども・若者の自立支援活動です。今年度は定例で実施する「第 4 回若者おうえん基金助成」に加えて、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大を受け、日本ライフライン (株) や匿名個人の寄付を活用させていただき「若者おうえん基金新型コロナ緊急助成 2021」を実施しました。また JANPIA 新型コロナウイルス対応緊急支援助成を活用し全国の社会的養護で育つ (育った) 若者たちを伴走支援する団体に助成を行いました。このような活動の広がりを受け、2022 年児童福祉法改正に向けて、関係団体にアンケートを実施し、2021 年 6 月「社会的養護出身者など困難な環境にある若者の自立を支援する事業の制度化に向けた政策提言～2022 年児童福祉法改正への提言～」を提出しました。

2 つ目は厚生労働省「令和 3 年度 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業」です。生活困窮者自立支援制度を契機に機能強化が図られてきた「地域の就労支援」について、関係する部署や機関・団体等が参加するワークショップを通じて、改めて就労に関するニーズや対象者像、既存の活動や期待する取組み、それらを通じて実現する目標 (アウトカム) を「見える化」する取組みを試みました。その上で相談や支援プログラムの充実、企業等との関係づくりなどの活動・事業について地域ごとに体系化し、内発的な「就労支援の機能強化」を促進することを目的としました。具体的には 6 自治体の参加を得て、自立相談支援機関や自治体、社協コミュニティソーシャルワーカー、福祉施設、医療ソーシャルワーカー、保護司、外国人支援団体、協力事業所・企業等による参加型ワークショップを行い、体系化した改善課題に応じてコンサルテーション (発達障害ボーダー層の相談、体験プログラムの作成、事業所との関係づくり等)、解決のための活動に伴走しました。

3 つ目は Minecraft カップ 2021 全国大会を通じた困難を抱えた子どもたちへのコンピューターサイエンス教育の機会の提供です。2020 年から小学校においてプログラミング教育が必修化され、GIGA スクール構想の推進やオンライン授業が普及する中で ICT 教育のニーズが高まる中で、昨年に引き続きプログラミング体験および、デジタルなものづくりを通じた問題発見・解決を目指すツールとして、世界的に人気のある「Minecraft」を活用し、全ての子どもたちがプログラミング教育や、デジタルなものづくりに触れる事のできる機会創出を行っていくことを考え、Minecraft カップ 2021 全国大会を実施しました。マイクロソフト社からの助成が終了し、新たにパートナーとして積水ハウス (株)、日本ユニシス (現 BIPROGY (株))、三菱地所 (株)、農林中央金庫を迎え、参加人数 3,084 名、応募作品数 484 作品が集まり、全国 5 ブロックで予選を行い、2022 年 1 月に無事

最終審査会、授賞式を開催することが出来ました。

今年度も、事業を継続することが出来、前述したような緊急助成や制度改正に繋がる政策提言を推進できたのは会員団体、理事団体の皆様との活動の連携の成果であり、この場を借りて御礼申し上げます。

＜当センターの事業内容＞

当センターはNPO法人や社会福祉法人、労働組合、生協等の協同組合、社会的企業も含めた社会的経済セクターがゆるやかにつながることで、子ども・若者の自立支援、社会的経済セクターの協働、ユニバーサルなはたらく場づくり支援、大規模災害支援等によって、誰にとってもユニバーサルな地域社会づくりに寄与する5つの事業を行う。

1. 子ども・若者の自立支援事業

1-1. 子ども・若者等の自立を支える支援の仕組みの構築

児童養護施設在籍児の高等学校卒業後の進学率は全高卒者の割合に比べ著しく低く、進学しても一般の学生に比べ中退率も高い。退所後は生活等で困難に直面した際には家族の後ろ盾もない。そのような子ども・若者が自立していくために学識経験者や支援団体の関係者等が参画する首都圏若者サポートネットワーク運営委員会(※1)を組織し、以下の1～3の活動を行うほか、休眠預金を活用し、支援の仕組づくりの範囲を全国に広げていった。

※1 首都圏若者サポートネットワーク運営委員会は、当団体が推進する首都圏若者サポートネットワークおうえん基金事業の諮問機関であり、当団体の内部組織。

1. 首都圏若者サポートネットワーク 若者おうえん基金の運営
2. 就労・キャリア支援
3. 調査研究・政策提言

また、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、2009年1月1日以降の取引から10年以上、その後の取引のない預金等（休眠預金等）を社会課題の解決や民間公益活動の促進のために活用する制度が2019年度から始まった。休眠預金等活用法に基づく助成金事業を活用した事業を当団体でも実施していくことにつき、第2次5か年計画委員会で議論がなされたことを受け、以下の活動を開始した。

4. 休眠預金等活用法に基づく助成金事業

1-1-1. 首都圏若者サポートネットワーク 若者おうえん基金の運営

困難に直面する子ども・若者たちに伴走する支援者（退所児童等アフターケア事業、自立援助ホーム等のスタッフを想定）は行政からの補助金で主たる活動を行っており、使途の制約があるため子ども・若者の相談内容によっては補助金を活用できず自己資金やスタッフの自腹で対応する場合がある。そのため昨年度補助金とは異なる支援者にとって使い勝手の良い資金が継続的に集まる若者おうえん基金を創設し、公募を行い、基金に集まった寄付金額に応じて支援者への助成を行った。支援者による支援の対象者は、首都圏（東京都、埼玉県、神奈川県）の支援者が伴走可能な、措置経験の有無に係らず支援が薄い若者（おおむね30歳未満）とする。支援者は支援対象者と相談して支援申請を決める。

(1) 2021 年度新型コロナウイルス助成の実施

【趣旨】

日本ライフライン株式会社や個人の方からの寄付金を元に実施。

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、若者おうえん基金の助成先団体より、厳しい現況について報告を受け、感染予防や様々な活動自粛の影響を資金面で支える目的で、社会的養護からの自立支援を行う「伴走者」に対して、若者おうえん基金による緊急支援が必要と判断し新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急助成事業を実施した。

【対象】

全国の社会的養護の下に暮らす（暮らした）子どもたちをはじめ、社会的自立が困難な状況に置かれているおおむね 30 歳までの子ども・若者達を支援する「伴走者」

【対象事業】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により困難な状況をきたしている当事者への緊急支援を行う活動

【実施時期】

第一次公募期間（4 月 21 日～5 月 10 日）

第二次公募期間（5 月 11 日～6 月 3 日）

【助成金額】

全国の 59 団体へ、総額 11,079,700 円の助成を実施

(2) 第 3 回若者おうえん基金助成報告会の実施

若者おうえん基金の活動を広く知らせることを主な目的に実施

日時：2021 年 7 月 31 日（土）

主催：首都圏若者サポートネットワーク

共催：生活クラブ連合会

当日配信動画：第 3 回若者おうえん基金活動報告会 <https://youtu.be/xQtPP4EqEAY>

※当日の内容から公開可能な内容のみの公開。

【スケジュール】

■第一部

開会挨拶

村木厚子（首都圏若者サポートネットワーク 顧問）

基調講演～2022 年児童福祉法改正への政策提言～

若者おうえん基金 2020 年度活動報告

第 2 回若者おうえん基金助成先団体 助成事業活動報告

・先駆的实践枠 自立援助ホーム 樹の下ホーム 埼玉県

第一部総括コメント

伊藤由理子（首都圏若者サポートネットワーク運営委員・若者おうえん基金助成選考委員、生活クラブ連合会会長）

■第二部

第 3 回若者おうえん基金助成先団体 助成事業内容報告

・先駆的实践枠：一般社団法人 コンパスナビ 埼玉県

・伴走支援枠・先駆的实践枠：一般社団法人 Masterpiece 東京都

第二部総括コメント

伊藤由理子（首都圏若者サポートネットワーク運営委員・若者おうえん基金助成選考委員、生活クラブ連合会会長）

閉会挨拶

村木厚子（首都圏若者サポートネットワーク 顧問）

■その他報告団体

第 2 回若者おうえん基金助成先団体 助成事業活動報告

・ NPO 法人 ヒューマンフェローシップ 神奈川県（伴走支援枠）

第 3 回若者おうえん基金助成先団体 助成事業内容報告

・ 自立援助ホーム home 神奈川県（伴走支援枠）

・ 特定非営利活動法人 パノラマ 神奈川県（先駆的实践枠）

（ 3 ）若者おうえん基金の基金造成活動

【寄付金募集期間】 2021 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

【基金造成のキャンペーン期間】 2021 年 9 月から 12 月まで

■生協組合員からの寄付

生活クラブ東京、生活クラブ埼玉、生活クラブ神奈川

2021 年 9 月から 3 か月キャンペーン期間を設けて実施

■第 4 回若者おうえん基金クラウドファンディングの実施

第 4 回若者おうえん基金助成事業の基金造成のためクラウドファンディングを行った。

実施期間：2021 年 8 月 27 日から 11 月 25 日

達成金額：8,356,000 円

寄附者：602 人

クラウドファンディング記事の配信：

・ JETBOOK 作戦代表 山内ゆなさんインタビュー

<https://readyfor.jp/projects/wakamono2021/announcements/191761>

・ これまでの助成先団体紹介

寄付金控除型 #社会にいいこと #子ども・教育 #医療・福祉 #人権 #マイノリティ #貧困 #寄付金控除型 #新型コロナウイルス

養護施設や里親の下で育った若者をサポートする若者おうえん基金



若者おうえん基金



児童養護施設や里親のもとで育った子ども・若者が
困難を乗り越えられる社会をつくりたい！（若者おうえん基金）

寄付総額

8,356,000 円 目標金額 5,000,000 円

寄付者 募集終了日

602人 2021年11月25日

フォローする

プロジェクトは成立しました！

終了報告を読む

シェア ツイート LINEで送る noteで書く

・ 応援コメント掲載 など

■チャリティ自販機

(伊藤園自販機)

5 台：生活クラブ風の村、山九 (株)

3 台：(株) 石井鐵工所

1 台：パルシステム 熊谷セットセンター、くらしサポート・ウィズ、かどや製油 (株)、のむら産業、石井博様

(生活クラブ自販機)

7 台：生活クラブ飯能デリバリーセンター

■HP、SNS 等を通じた寄付の募集

期間：2021 年 1 月～2021 年 12 月

【シンポジウム】

第 4 回首都圏若者サポートネットワークシンポジウム Live～社会的養護から巣立った若者を地域で応援する～

■開催概要

日時：2021 年 10 月 10 日(日) 13 時 00 分～16 時 00 分

配信 URL：https://youtu.be/WrKRrpRC4DY

参加費：無料

■プログラム

第一部

講演「首都圏若者サポートネットワーク活動報告」(13:00～14:20)

1. 開会挨拶 (13:00-13:05)

- ・首都圏若者サポートネットワーク運営委員長
宮本みち子 (放送大学 名誉教授、千葉大学 名誉教授)

2. 共催団体挨拶 (13:05-13:10)

- ・生活クラブ連合会 会長
伊藤由理子 (首都圏若者サポートネットワーク運営委員、若者おうえん基金助成選考委員)
- 3. 基調講演 「学校でしか出会えない子どもたちへのアウトリーチ支援の実践について」
(13:10-13:45)

- ・特定非営利活動法人 パノラマ 代表理事 石井正宏 (先駆的实践者)

・コメント

首都圏若者サポートネットワーク 顧問

村木厚子 (内閣府 (孤独孤立対策) 参与、津田塾大学客員教授)

4. 首都圏若者サポートネットワーク活動報告 (13:45-14:20)

- ・首都圏若者サポートネットワーク活動報告：若者おうえん基金助成、体験就労、政策提言
- ・社会福祉法人 青少年と共に歩む会 自立援助ホーム 経堂憩いの家
松木良介 (伴走支援者)

第二部

シンポジウム「社会的養護から巣立った若者を地域で応援する」(14:30～16:00)

5. 協同組合による地域での取り組み報告 (14:30-15:10) ※順不同

- ・一般財団法人コープみらい社会活動財団理事長 (生活協同組合コープみらい副理事長) 永井伸二郎
- ・パルシステム生活協同組合連合会 地域支援本部総合福祉事業推進室 室長 沖倉紅児
- ・日本労働者協同組合 (ワーカーズコープ) 連合会 理事長 古村伸宏

・生活クラブ東京 副理事長 小寺浩子

6. パネルディスカッション (15:10-15:55)

コーディネーター:

・首都圏若者サポートネットワーク運営副委員長 藤井康弘 (元厚生労働省 障害保健福祉部長)

パネリスト(順不同):

永井伸二郎 (一般財団法人コープみらい社会活動財団)

沖倉紅児 (パルシステム生活協同組合連合会)

古村伸宏 (日本労働者協同組合 (ワーカーズコープ) 連合会)

小寺浩子 (生活クラブ東京)

7. 閉会挨拶 (15:55-16:00)

・首都圏若者サポートネットワーク運営委員 池田徹 (公益社団法人ユニバーサル志縁センター代表理事、社会福祉法人生活クラブ風の村 理事長)

■主催・共催・後援

主催 首都圏若者サポートネットワーク

共催 生活クラブ事業連合生活協同組合連合会

後援 全国自立援助ホーム協議会・生活協同組合コープみらい・パルシステム生活協同組合連合会
日本労働者協同組合連合会

(4) 第4回若者おうえん基金助成事業の実施

造成された基金を元に助成の公募を行う

【目的】

社会的養護の下に暮らす(暮らした)方をはじめ、社会生活が困難な状況に置かれている若者が自分らしく生きるための支援を伴走者と共に行う。

【対象】

社会的養護の下に暮らす(暮らした)方をはじめ、社会生活が困難な状況に置かれている若者への支援を、東京都、埼玉県、神奈川県内で行う「伴走者」。

【助成内容】

- ・伴走支援枠 子ども・若者たちに寄り添う伴走者の経費の補助 (上限 150 万円)
- ・先駆的实践枠 既存の制度では支援や活動が難しい先駆的实践 (上限 300 万円)

【実施スケジュール】

助成団体の公募期間: 2021 年 9 月 1 日~11 月 30 日

第一次選考会: 2021 年 12 月

第二回選考会: 2022 年 1 月

採択団体決定、助成金交付: 2022 年 2 月~3 月

【選考方法】

- ・一次審査: 書類選考
- ・二次審査: 面接

選考委員が必要性、緊急性、信頼性の評価基準を 5 点満点で評価し、その点数を踏まえて、選考委員の合議の上、理事会で決定しました。

【選考委員】

小木曾宏（委員長） 東京経営短期大学
 朝比奈ミカ 中核地域生活支援センターがじゅまる
 伊藤由理子 生活クラブ連合会
 岡本正 弁護士
 日野原雄二 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会

【広報】

WEB サイト、SNS での周知や、You Tube でのライブ配信イベント等を実施。

【第 4 回若者おうえん基金助成採択団体】

伴走支援枠

* 8 団体に総額 8,227,620 円を助成。

助成先団体	所在地	申請内容(主な使途)	金額(円)
一般社団法人Masterpiece	東京都	学費・家賃等の生活支援、定期面会相談など	1,500,000
特定非営利活動法人 DV対策センター	神奈川県	運転免許取得支援など(2名)	600,000
NPO法人神奈川子ども支援 センターつなぐ	神奈川県	住居一時金、生活支援など(8名)	1,500,000
NPO法人一粒の麦 自立援助ホーム マラナ・タ ハウス	東京都	訪問支援をおこなう費用など	475,000
一般社団法人アマヤドリ ステップハウスアマヤドリ	神奈川県	若者支援制度の空白にいる18歳以上の若者に対する自立支援 資金(複数名)	1,496,000
NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク WAKUWAKUシェルター	東京都	住居一時金、家賃支援など	512,300
一般社団法人若草プロジェクト	東京都	大学進学に向けた支援など	760,000
特定非営利活動法人 日向ぼっこ	東京都	大学院生活にともなう生活支援	1,384,320

先駆的実践枠

* 11 団体に総額 21,160,000 円を助成。

助成先団体	所在地	申請内容(概要)	金額(円)
認定特定非営利活動法人 みらいの森	東京都	【継続事業】リーダー実習プログラムに参加した児童養護施設退所者向けの卒業生ネットワーク構築プログラム	1,440,000
特定非営利活動法人 フェアスタートサポート	神奈川県	【継続事業】社会的養護下で暮らす／暮らした子どもたち向けの就職相談・就労体験などのキャリア教育	1,760,000
認定NPO法人育て上げネット	東京都	社会的養護・支援が必要な少年院出院者に対する相談支援・生活支援など	3,000,000
NPO法人子どもセンター・ピッピ 子どもシェルター・ピッピ	埼玉県	主に10代後半の女性を保護し衣食住を提供する子どもシェルター	2,400,000
一般社団法人Hygge 自立援助ホームhome	神奈川県	プレハブ小屋による支援拠点を設置し、学習支援、自立支援、コミュニティカフェ開設をおこなう	2,371,600
NPO法人子ども支援センター つながぐ	神奈川県	虐待や暴力被害から逃れて生活している若者に対し、中長期にわたるアウトリーチ支援をおこなう	3,000,000
NPO法人すみれブーケ すみれハウス	東京都	ケアリーパー向けシェアハウスの基盤整備、自立支援など	1,046,400
NPO法人DV対策センター	神奈川県	男子向け虐待被害者シェルターの運営、常駐の支援員配置とカウンセリング支援	1,500,000
一般社団法人アマヤドリ ステップハウスアマヤドリ	神奈川県	支援制度の空白にいる18歳以上の若者に対する伴走型相談事業と一人暮らしの見守り支援事業	2,392,000
一般社団法人 あまいろソーシャル・オフィス	東京都	児童養護施設の子どもへ退所後の関係性作り、退所者などの若者向けソーシャルワーク	750,000
一般社団法人青草の原 れもんハウス	東京都	新宿の拠点にて困難を抱える若者向けに居場所支援、学習支援などを実施	1,500,000

(5) その他 (生活クラブ連合会 2021 年度新型コロナ感染拡大下の緊急助成への協力)
若者おうえん基金の過去採択団体について、申請を希望する団体に推薦を行った。

【趣旨】

2020 年度新型コロナウイルスの緊急事態宣言による生活困窮者支援として、生産者とつながる生活クラブだからこそできる支援として生活クラブグループと生産者団体の協力により緊急のお米の支援を実施。

その後、組合員、生産者団体からの寄付を募り、生活に困窮している社会的弱者への支援活動を実施している団体に対し助成事業を実施。寄付は 26,637,500 円と多くの方から寄せられました。コ

コロナ禍の感染は未だに終息せず雇用環境など生活への影響も回復していないため、2021 年度も引き続き生活困窮者への方々への支援をこの寄付を原資として助成事業を実施。

【主催】 一般社団法人生活クラブ福祉事業基金

【助成の金額】 1 団体上限 30 万円

1-1-2. 就労・キャリア支援

首都圏若者サポートネットワーク就労・キャリアワーキンググループでは困難に直面した子ども・若者たちが安心して働ける環境を提供できる事業者を開拓し、それらの事業者と連携して、支援対象者にとって就労やキャリア向上につながるインターンシップ、アルバイト、中間就労、一般就労等の機会を用意する。参加する若者には、東京都ソーシャル・エンジェル・ファンド運営事業助成金、パルシステム地域づくり基金を活用し、就労支援金を提供した。協力事業者の開拓・リストアップ、支援対象者と協力事業者のマッチング等を支援対象者の希望に応じて行なった。

■体験就労プログラム

【実施期間】 2021 年 4 月～2022 年 3 月

【エリア】 東京都内全域

【コーディネーター】 一般社団法人くらしサポートウィズ、ワーカーズコープ

【体験就労プログラム概要】

東京都内の主に社会的養護の下に暮らす・または暮らしたことがある、おおむね 30 歳までの子ども・若者の体験就労マッチング就労体験を希望する場合、1 か月以内でニーズがマッチした就労体験の場を用意。その際、当事者向けにその期間働けない分として、1 人につき 3 万円程度の支援金を用意し一定期間就労体験を行なう。受入れ事業所にも受入れ補助金として 1.5 万円を支払う。体験を希望する側と受入れ側の希望が合わない場合、他の就労体験先を探す。

【相談・体験就労の状況】 面談実施者 4 名 体験先決定 6 件、体験終了 5 件

【就労体験マッチング 受け入れ事業所一覧】

- 一社) よって屋：片付け・引っ越し手伝いなど
- ワーカーズコープ：児童館、高齢者デイサービス
- コープみらい：店舗 品出し等
- ワーカーズコープ：保育園用務
- 生活クラブ：センター業務
- コープデリ：川越南センター 夕方倉庫業務

■体験就労プログラム関するニーズ調査 2022 概要

【調査目的】 東京、神奈川、埼玉の自立援助ホームを利用している若者の就労体験プログラムニーズがどのくらいあるのか、また、どのようなプログラム内容、情報があると利用しやすいかについて明らかにする。

【調査対象】 東京、神奈川、埼玉の自立援助ホーム 40 施設

【調査方法】 Google Form を利用したオンライン質問紙調査。自立援助ホーム全国協議会にご協力いただき、メールにて配布。

【謝金】 回答した自立援助ホームに 2000 円のショッピングカードを郵送

【調査期間】 2022 年 3 月 17 日～3 月 28 日（追加実施：4 月 6 日～4 月 15 日）

【回答施設数】 21 施設

【回収率】 52.5%

別紙 体験就労プログラムに関するニーズ調査 2022 調査結果報告書（簡易版）

1-1-3. 調査研究・政策提言

首都圏若者サポートネットワーク政策提言ワーキンググループが中心となり、助成事業などから見える社会的養護自立支援の諸課題に対応する施策の強化を求め、2022 年に予定されている児童福祉法の改正に向けた政策提言活動を行いました。提言の作成にあたっては、若者支援関係団体にアンケート調査を実施して意見を収集し、政策提言に反映させたほか、6 月の政策提言ではアフターケア事業全国ネットワークえんじゅと、11 月の政策提言ではさらに全国自立援助ホーム協議会と連名で行うことができました。

申し入れの結果、提言の内容が社会保障審議会社会的養護専門委員会の報告書に反映され、さらに、2022 年の通常国会で改正される児童福祉法案に反映されることになり、大きな成果がありました。具体的には、次の 3 点が挙げられます。

- ①アフターケア事業が法律に規定され制度化されたこと
- ②その対象者として里親や施設に措置・委託された経験のある者のみならず、在宅にいて自立支援が必要な状況にある者が含まれることになったこと
- ③18 歳を過ぎても必要に応じて、施設や里親のもとで継続して支援を受けることができること

この動向と重要な論点について全国の支援団体と情報共有し、意見交換を行うイベントを年度明け（4 月 14 日）に開催するほか、政策提言改正法案の成立後を見据え、法案に反映されなかった細部について、新制度の設置要綱や通知等に反映されるよう、さらなる政策提言を年度明けに検討する予定です。

【取り組み】

5 月 18 日～25 日	関係団体アンケート調査実施
6 月 15 日	厚生労働省子ども家庭局長に申し入れ・報道関係者向け発表会
6 月 16 日	孤独・孤立対策室長に申し入れ
11 月 9 日	厚生労働省子ども家庭局・新局長に申し入れ
11 月 25 日	野田聖子大臣（内閣府特命担当大臣、子ども政策担当、孤独・孤立対策担当大臣）への申し入れ

【関係団体アンケート】

実施期間：2021 年 5 月 18 日～25 日

実施方法：首都圏若者サポートネットワークがこれまでに助成情報を配信したことがある社会的養護アフターケア等の若者の自立支援を行う団体に WEB 調査票を配信し、WEB 上で回収した。

回答数：66 団体

報告書：「社会的養護アフターケア等の若者の自立支援に関する政策提言のための関係団体アンケート結果報告書（速報版）」（下記 HP にて公開）

【政策提言の連盟団体】

- ・首都圏若者サポートネットワーク
- ・全国自立援助ホーム協議会 (11 月の提言のみ)
- ・アフターケア事業全国ネットワークえんじゅ

【政策提言】

「社会的養護出身者など困難な環境にある若者の自立を支援する事業の制度化に向けた政策提言～
2022 年児童福祉法改正への提言～」

【ホームページでの告知・公開】

- ・ 6 月の政策提言に関する告知 <https://wakamono-support.net/news/408/>
- ・ 11 月の政策提言に関する告知 <https://wakamono-support.net/news/464/>

6 月の厚生労働省、孤独・孤立対策室への申し入れ、報道関係者向け報告会の様子



11 月の野田大臣、厚生労働省への申し入れの様子



別紙 社会的養護出身者など困難な環境にある若者の自立を支援する事業の制度化に向けた政策提言

別紙 社会的養護アフターケア等の若者の自立支援に関する政策提言のための 関係団体アンケート結果報告書（速報版）

1-1-4. 休眠預金等活用法に基づく助成金事業

首都圏にとどまらず、社会的養護経験のある若者を支援する全国の団体を支援するため、日本民間公益活動連携機構（JANPIA）が募集する「新型コロナウイルス対応緊急支援助成」資金分配団体に申請し、「社会的養護アフターケア事業新型コロナ緊急支援助成」が採択されました。

当事業は、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けている、社会的養護の下に暮らす(暮らした)方をはじめ社会生活が困難な状況に置かれている若者に伴走支援を行い、「社会的孤立」や「経済的困窮」からの脱却に繋げていく事業です。

【事業名】社会的養護アフターケア事業新型コロナ緊急支援助成

1. 2020 年度採択事業

【採択額（資金分配団体として受けた助成金額）】

89,796,000 円

【一次公募】

助成団体の公募期間：2021 年 3 月 30 日～4 月 30 日

助成金額：59,052,497 円

助成団体：13 団体

研修の実施：5 月 29 日、6 月 27 日

実行団体の事業期間：2021 年 6 月～2022 年 2 月（一部、開始時期が異なる団体あり）

【二次公募】

助成団体の公募期間：2021 年 5 月 11 日～6 月 3 日

助成金額：16,514,154 円

助成団体：4 団体

研修の実施：6 月 27 日

実行団体の事業期間：2021 年 7 月～2022 年 2 月（一部、開始時期が異なる団体あり）

2. 2021 年度採択事業

【採択金額（資金分配団体として受けた助成金額）】

107,966,850 円

【助成金額・団体】

公募期間：2022 年 1 月 24 日～2 月 10 日正午

助成金額：90,480,000 円

助成団体：13 団体

内定団体向け研修：2022 年 3 月 6 日

実行団体の事業期間：2022 年 3 月～2023 年 2 月の期間内で任意に設定（最大 1 年間）

1-2. 子どもの貧困対策に関する各種事業の推進（関連団体とのネットワークおよび情報交換、学習会への参加、研修会の開催等）

家庭間の経済格差が進み子どもの貧困が深刻化する中で 2014 年子どもの貧困対策法が施行され、子ども 食堂、学習支援等が各地で急増したが、これらの事業者の運営基盤は脆弱である。そこで、各地の子どもの貧困支援の事業者と連携し、運営支援や地域支援の紹介等を行なった。

（１）一般社団法人全国食支援活動協力会「こども食堂サポートセンター」への参画

家庭間の経済格差が進み子どもの貧困が深刻化する中で 2014 年子どもの貧困対策法が施行され、子ども食堂、学習支援等が各地で急増したが、これらの事業者の運営基盤は脆弱である。そこで、一般社団法人全国食支援活動協力会が各地の子どもの貧困支援の事業者(※2)と連携し、運営支援や地域支援の紹介等を行う。※2 各地のこども食堂が活動しやすくなるように、情報を流す仕組みをつくり、企業等と連携して、活動の環境整備を応援するプロジェクト「こども食堂サポートセンター」に参加・協力。

関連する下記の会合に池本専務が参加。

広がれ、こども食堂の輪！推進会議

2021 年 4 月 6 日（火）、7 月 1 日（木）、9 月 7 日（火）、2022 年 3 月 17 日（木）

子どもの居場所づくり推進に向けた学習会

2021 年 4 月 6 日（火）、5 月 24 日（月）、9 月 7 日（火）

こどもの居場所づくりのための SDGS 交流セミナー

2021 年 7 月 1 日（木）

休眠預金「持続可能な地域活動援助モデル構築事業」選定委員会

2021 年 4 月 24 日（土）、5 月 28 日（金）

全国食支援活動協力会 休眠預金事業中間成果シンポジウム

2021 年 11 月 9 日（火）

王将フードサービスの売上寄付を原資とした助成事業 選定委員会

2021 年 5 月 17 日（月）

毎日新聞東京社会事業団 こども食堂運営継続 応援プロジェクト 助成 選定委員会

2022 年 2 月 18 日（金）

厚労省 R3 年度補助事業 ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業 助成委員会

2022 年 2 月 17 日（木）、25 日（金）、3 月 2 日（水）、7 日（月）、8 日（火）、10 日（水）

上記委員会書面決議

2 月 28 日（月）、3 月 3 日（木）

（２）連合東京「子ども・若者支援プラットフォーム」への参画

連合東京が設立する子ども・若者支援プラットフォーム HOPE に参画し、子ども・若者の支援を連携して行っていく。本年度は以下の会合に出席。

設立準備委員会：2021 年 8 月 24 日（火）、9 月 28 日（火）、10 月 25 日（月）、11 月 24 日（水）

設立総会：2021 年 11 月 26 日（金）

企画・運営委員会：2022 年 1 月 27 日（水）、3 月 29 日（火）

(3) ドミノ・ピザ、『クリスマスのための特別な「無料ピザで地域支援」』への企画協力
子どもの貧困対策に関する各種事業の推進の一環として、ドミノ・ピザの『クリスマスのための特別な「無料ピザで地域支援」』に企画協力。

特設サイト : <https://www.dominos.jp/service/feedtheneed/xmas>

ノミネート期間 : 2021 年 11 月 8 日 (月) ～ 21 日 (日)

支援対象団体 : 全国の児童養護施設、自立援助ホーム、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、里親家庭、ファミリーホーム、アフターケア事業所、子ども食堂、学習支援団体

支援期間 : 2021 年 12 月 13 日 (月) ～ 19 日 (日) の午前 11 時から午後 10 時まで

支援団体数 : 1809 団体

支援先内訳 : 児童養護施設 290 施設、乳児院 44 施設、児童心理治療施設 28 施設

児童自立支援施設 35 施設、母子生活支援施設 96 施設、自立援助ホーム 101 施設

児童家庭支援センター 8 施設、ユニバーサル志縁センター 1 施設

首都圏若者サポートネットワーク助成先団体 9 施設、学習支援団体 文部科学省 HP 掲載団体 38 施設、子ども食堂 429 施設、こども宅食 31 施設、里親家庭 519 施設

ファミリーホーム 151 施設、アフターケア事業所 29 施設

(4) 子どもの貧困支援の事業者との連携事業

日本ライフライン (株) からのご寄付を頂き、寄付申込書に記載された以下の事業内容について 2 団体の助成申請を受け、理事会で審議を行い承認した。

① 日本ライフライン (株) 寄付申込書記載内容 :

子どもたちの自立を支援するためには、乳幼児期における特定の大人に対する愛着関係や生活習慣の獲得が極めて重要であることから、家庭養護の推進方策を検討し、政策提言を行う事業

団体名 : 子どもと家族のための緊急提言プロジェクト

申請代表 : 事務局長 今井 豊彦

URL : <https://familypolicy5s.jp/>

事業の目的・達成したい成果 :

新型コロナウイルスの災禍は、日本において子どもと子育て家庭への社会的支援の乏しさを浮き彫りにした。妊娠や出産、親と子をめぐる社会環境は激変しており、妊娠葛藤、産後うつ、育児の孤立、児童虐待などが増大している。特に妊娠・出産、乳幼児期の子育て について、切れ目のない支援の実現が急務である。

いま、国においても子ども・子育てにかかる福祉、教育、保健、医療などの縦割りを克服 し、一元的に所管する「こども庁」構想が検討され、安心して産み育てられる社会環境を つくることが目指されている。誰もが妊娠・出産から育児までを不安なく営めるようにす るため、あらゆる家族と子どもを継続的に支え、孤立させない環境を本気で実現すること が必要で、ひいては、少子化の危機の改善にも、日本の未来にも資するものと考える。

② 日本ライフライン (株) 寄付申込書記載内容 :

子どもたちの幸せな成長と自立を促すためには、虐待予防の観点も含めて、児童相談所に よる一時保護に至る前段階の、地域における 全ての子ども子育て家庭に対する支援が重要 であること

から、その支援体制構築の検討に資する事業

団体名：一般社団法人 共生社会推進プラットフォーム

事業名：我が国の社会的養護における家庭養護の推進方策と、子ども子育て支援、障害児支援、母子保健、教育、女性支援等他分野の支援施策との連携と協働の在り方に関する調査 研究

URL:<https://isephp.org/>

事業の目的・達成したい成果：

社会的養護において子どもの自立支援を考える際に、それぞれの子どもの成育歴や生育環境に起因する愛着の状況や生活習慣、自己肯定感が重要であることは言うまでもないが、特に乳幼児から児童相談所に保護された子どもたちについては、可能な限り家庭もしくは里親家庭で養育されること（家庭養護）が重要である。

また、社会的養護において子どもたちを養育するためには、里親や施設のみによる養育だけでは不十分である。児童相談所はもちろんであるが、一般家庭に対する子ども子育て支援施策や障害児支援、母子保健、教育、さらには女性支援、障害者支援等の関連諸施策との連携と協働、さらには総合化、包括化が不可欠である。こうした子ども関連施策の総合化、包括化は、「子ども庁」設置の議論にも見られるように、政府においても大きな論点となっている。

本調査研究においては、我が国で「家庭養護」を推進するための方策について、現状、課題、今後望まれる政策的な方向について検討するとともに、社会的養護と関連他分野の諸施策との連携と協働について、様々な地域における先進事例を収集、分析し、それらにおける連携上の課題について整理するとともに、それらを全国的に普及させていく方策についても検討し、とりまとめていきたい。

（５）内閣府 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの入会

元厚生労働事務次官村木厚子氏の紹介で、子どもの貧困支援の事業者と連携を促進するため内閣府孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに入会。

【孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとは】

孤独・孤立に関する多様なＮＰＯ等支援組織間の連携及び官民連携を促進することにより、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に継続して対応していくことを目的に「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を内閣府が設置。プラットフォームを通じ、複合的・広域的な連携強化活動、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動、先導的取組・学術研究等の情報共有、相互啓発活動等の実施により、会員の取組を支援していく。

2. 社会的経済セクターの協働事業

2-1. 人材育成研修の実施

特定非営利活動法人等で働くスタッフの人材育成研修は企業と比べ充実していないため、キャリア形成を含め、特定非営利活動法人等のスタッフの人材育成事業(関連団体とのネットワークおよび情報交換、講師派遣を実施。

【目標】年 4 回開催

【結果】2 回実施

(1) 凸と凹「マンスリーサポートプログラム」登録先限定集合研修・第 8 回

実施日：2021 年 11 月 12 日（金）

主催：合同会社めぐる

テーマ：コミュニティ・オーガナイズ

池本専務、小田川事務局長が講師として参加。

(2) ワーカーズコープ若者支援会議

実施日：2022 年 2 月 16 日（水）

主催：ワーカーズコープ

内容：学習会「生きづらさを受け止め合える地域づくりへ～コミュニティオーガナイズの手法を学ぶ～」

グループセッション「それぞれの地域・現場なりのスモールステップは？～第一歩を考えよう 若者支援の現場から～」

池本専務が講師として参加。

2-2. 政策提言のためのプラットフォーム運営

社会課題（地域共生、子どもの貧困、震災復興等）に取り組む事業者と連携し、現状の制度では対応できない事例を集め、NPO、生活協同組合、労働組合、共済、社会的企業等社会的経済セクター等のステイクホルダーが集まり、政策提言のためのプラットフォーム(※3)を形成し、課題解決のための政策を検討する場を設ける。

< 政策提言の流れ（案） >

1. 制度提案をするタイミング（選挙や毎年の概算要求の前など）に、運営委員や参加団体に対して、現状の制度では対応できない課題を募集する。（3 月）

2. 集まってきた課題を集約し、政策討論会を実施し提言の形にまとめる。（5 月）

3. まとまった提言を制度作りに係る人たち（候補者、役所の担当部局）などに届ける。（6 月）

4. 必要に応じて公開シンポジウム等を開催し、報告書にまとめる。

※3 2011 年に発足した政策提言プラットフォーム「市民キャビネット」の事務局の運営を当団体が担い、各ステイクホルダーへの働きかけや意見調整、関係機関(行政機関・議員を含む)への働きかけを行っている。また 2017 年に発足した首都圏若者サポートネットワークも各地域のアフターケアの課題を政策提言していくプラットフォームとしての機能を持つ。政策提言を事業として行う理事・会員団体との連携や首都圏若者サポートネットワークの調査研究・政策提言ワーキングとも連携を模索する。

1. 「広域的・地域間共助」第 9 回協働型災害訓練 in 杉戸—CDT2022—への参画

東日本大震災においては、都市と農村の交流連携や姉妹都市・友好都市連携など、地域活性化や地域振興を目的とした遠隔地との連携・交流の取組がきっかけとなって被災地の支援活動に発展するなど、平時に構築した連携の枠組みが有事の助け合いにおいて効果的に機能を発揮した。本法人理事団体の NPO 埼玉ネット、一般社団法人協働型災害訓練は行政間、行政と NPO・市民団体（以下 NPO 等という）との連携を支援し多数の広域的な地域間の相互支援（共助）活動を進めてきた。このような取組を有効に機能させるために、常日頃から連携する地域同士が「顔の見える関係」づくりを継続的に進めておくとともに、いざという時の手厚い支援に繋げるために、行政関係者のみならず、地域住民や企業、NPO 等など幅広い関係者を巻き込み、多様な階層が重層的な連携体制を構築することが必要と考え協働型災害訓練に参画した。今回の訓練は新型コロナウイルス感染拡大を受け、現地と ZOOM、Youtube を活用したハイブリッド形式で開催。

今年のテーマは「SDGs x 防災～アフターコロナの災害対応 CDT2022～」。

一昨年からはじまった新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、社会・経済・生活だけでなく、防災・減災においてもアフターコロナを視野に入れた活動が広まっています。今私たちはそんなパラダイムシフトの渦中にいます。今年の協働型災害訓練は「SDGs x 防災」をテーマとし、2015 年に国連総会で採択された「2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標 (SDGs)」が防災分野においてどう影響しているのかを考えながら学ぶ 2 日間となりました。

<開催概要>

■日時 2022 年 2 月 10 日（木）、2 月 11 日（金・祝） いずれも 9:00～17:30

■会場 彩の国いきいきセンターすぎとピア（埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根 4742-1）

■定員 会場参加のべ 200 名

■対象

- ・自治体や団体で防災減災の担当をしている方、興味のある方
- ・地域などで防災減災活動に関わっている方、興味のある方
- ・SDGs 防災や ICS（災害現場等の指揮系統や管理手法）に興味のある方など

■スケジュール

<講演アジェンダ>

【SDGs2】飢餓をゼロに

防災備蓄が当たり前の日本に！（防災備蓄収納プランナー協会・長柴美恵）

【SDGs3】すべての人に健康と福祉を

コロナ禍における杉戸幸手モデルの今（東埼玉総合病院・中野智紀）

【SDGs5】ジェンダー平等を実現しよう

防災・忘災啓発活動の種まき（歌う防災士しほママ・柳原志保）

【SDGs6】安全な水とトイレを世界中に

WOTA コロナ禍の水対策（WOTA 株式会社・金藤純子）

【SDGs9】産業と技術革新の基盤をつくろう

危機に強い組織について考える（名古屋大学/防災科研・島崎敢）

【SDGs10】人や国の不平等をなくそう

アフターコロナの避難所運営（埼玉県防災士会/彩の国会議・大澤サユリ）

【SDGs11】住み続けられるまちづくりを

地図を活用したプログラミング教材で減災 (株式会社ゼンリン)
【SDGs17】 パートナーシップで目標を達成しよう
IPW 版図上訓練 DX (立正大学 地球環境科学部・後藤真太郎)

■参加費

1人3,000円(税込/一律) →事前予約なら10%OFF!!(税込2,700円!!)

■主催 杉戸町・富岡町・川内村地域間共助推進協議会、一般社団法人協働型災害訓練(CDT)

■共催 立正大学地球環境科学部、市民キャビネット災害支援部会・スマートICT部会

■協力 埼玉県危機管理課/共助社会づくり課、株式会社ゼンリン、防災備蓄収納プランナー協会、WOTA株式会社、株式会社en-pal、東埼玉総合病院、埼玉県防災士会、全日本救助犬団体協議会、公益社団法人ユニバーサル志縁センター、NPO法人フードバンク埼玉、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」、埼玉県キャンプ協会、災害リスク評価研究所、code for saitama、ホワイトボックス、日本社会福祉事業協会他

2-3. 社会課題解決に取り組む事業者の情報発信支援

ホームページ(年12回程度)、メールマガジン(月1回)、インターネット放送(月1回)等情報発信支援のツールを用意し、社会課題解決に取り組む事業者の活動を全国の中間支援NPO等に紹介しました。

(1) メールマガジン

通常版: 月1回発行・臨時号: 随時

(2) イベント

今年度はコロナのためリアルイベントでの告知は未実施

(3) 動画配信

今年度はコロナのため未実施

2-4. 特定非営利活動法人等の基盤強化

特定非営利活動法人等からの起業・運営や会計・税務の相談を随時受け付けるとともに、必要に応じて専門家(当団体のNPO設立・運営相談インストラクター)による相談業務、法人運営者向けの研修会の開催、支援ツール(NPO活動保険、会計ソフトウェア、NPO法人会計日誌等)提供、特定非営利活動法人等のネットワーキングの場等の支援メニューを通して、特定非営利活動法人等の基盤強化を行う。特定非営利活動法人の起業・運営や会計・税務等の相談会や研修会は、当団体が主催して実施し、実施に際して、NPO支援東京会議(※4)に所属している税理士、公認会計士の先生方

などに講師や相談員を依頼している。

※4 NPO 支援東京会議は、NPO 支援組織や公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政書士などの有志により、専門家の立場から NPO や市民活動団体に対する団体運営や日常的な実務のサポートを東京都内を中心に行う団体で、当団体が事務局を担っている。

(1) 支援ツールの提供による機能強化

専門家派遣や講演会、NPO 支援ツールの販売等を継続して行う。

【専門家による起業・運営相談（会計・税務）】

目標：5 団体 結果：0 団体（コロナのため未実施）

【支援ツールの普及（NPO 活動保険、会計ソフトウェア等の販売）】

NPO 活動保険（保険代行社、あいおいニッセイ同和損害保険）

N-books 紹介（問い合わせ対応）

チャリティ自販機の設置（生活科学運営、生活クラブ風の村等）

会計日誌等ツールの販売（販売冊数は 652 冊※3 月 31 日現在）



(2) NPO 支援東京会議の事務局運営

NPO 支援東京会議（会計士、税理士等の専門家ネットワーク）の事務局。

【定例セミナー】年 0 回

今年度はコロナのため未実施

3. ユニバーサルな地域社会づくり事業

3-1. 志縁をつなぐ文化芸術活動の実施支援

普段 NPO 活動に接点を持たない住民が、地域で活動している NPO を知り、地域における関係構築を志縁(支援)することを目的に、地域の NPO 等がアーティストと連携した、チャリティコンサート等の文化芸術活動(文化祭)の開催支援を実施する。

【目標】ぬちゆいトークライブを1回開催

【結果】本年度は未実施。来年度以降、首都圏若者サポートネットワーク主催として「若者おうえん基金」を呼び掛けるような企画・開催をトキコ・プランニングと協議中

3-2. 困難を抱えた子どもたちへのコンピューターサイエンス教育の機会を提供

2020 年から小学校においてプログラミング教育が必修化され、プログラミング体験を通してプログラミング的思考を育み、また身近な問題発見・解決にコンピュータやソフトウェアの働きを活かし、よりよい社会を創っていく態度を養成することが期待されている。しかし、現時点では子どもたちがプログラミングに接する機会は限定的であり、地理的、或いは、環境的な差異なく、プログラミング体験の機会を提供することが急務となっている。

このような状況を踏まえ、プログラミング体験および、デジタルなものづくりを通じた問題発見・解決を目指すツールとして、世界的に人気のある「Minecraft」を活用し、全ての子どもたちがプログラミング教育や、デジタルなものづくりに触れる事のできる機会創出をコンクール形式で行っていくことを考え、特に、“届き辛い”とされる子供たちに対しては、技術者と支援者とが連携したサポート体制を組むことで、作品づくりにチャレンジする環境創りを行う。

本年度は大会パートナーに積水ハウス、日本ユニシス、三菱地所、農林中央金庫、UUUM、インプレスを迎え、より SDGs に深く取り組んだテーマを設定し、のべ 4,658 名の子どもたちからのエントリーがあった。今年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響から表彰式はオンライン上で開催しライブ配信を行った。

【募集作品テーマ】

「SDGs 時代みんなの家、未来のまち」

SDGs は、この地球上で、人々がずっと暮らし続けていくために、2030 年までに達成しないといけない 17 の目標です。「3：すべての人に健康と福祉を」「7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「15：陸の豊かさを守ろう」の 3 つのうち、1 つ以上の SDGs を取り入れて、全ての人が充実した暮らしを送ることができるワールドを制作してください。

【提出物】

1. 今大会の内容に応じて作成したマインクラフトのワールドデータ (.mcworld ファイル)
 2. 作品紹介の際に掲載するタイトル含むサムネイル画像 1 枚
 3. 作業時の工夫した点や注目ポイントなどの 5 つの質問に対する回答 (各 200 字以内)
- 上記に付随するワールド内のスクリーンショット 5 枚
4. 1 分以内のワールド内の動画
 5. ワールドの MakeCode のプログラムデータ※任意

【審査指標】

構想力：既存の枠にとらわれない発想で作品テーマを構想できているか

調査力：テーマに対して様々な調査を行えているか
技術力：プログラミングやレッドストーンが活用されているか
計画力：計画を立てて取り組むことができるか
作品完成度：上記をふまえて総合的に作品のクオリティが高いか

【審査方法】

1 次審査：オンライン投票。全応募作品を公式ホームページで公開。作品を応募した参加者によるピアボーディング(相互評価)を実施。

2 次審査：1 次審査を通過した 130 作品を全国 5 地区に分け、オンラインによる審査会を実施。

最終審査：最終審査会で参加者によるプレゼンテーションの発表、審査員による評価、各アワードの決定。

【大会概要】

エントリー：2021 年 7 月 12 日（月）～9 月 16 日（木）

作品応募：2021 年 9 月 1 日（水）～9 月 30 日（木）

参加対象：18 歳以下（2022 年 4 月 1 日時点）、1 人（個人）もしくは 30 人以内のチーム

※エントリーには保護者の同意が必要

【後援】

文部科学省、総務省、経済産業省、デジタル庁

【最終審査会・表彰式】

2022 年 1 月 30 日（日）

【審査委員】

鈴木 寛（東京大学教授、慶應義塾大学教授）

Kazu（動画クリエイター）

小宮山利恵子（スタディサプリ教育 AI 研究所所長、東京学芸大学大学院准教授）

正頭英和（立命館小学校教諭、Cross Education Lab 代表）

高崎 正治（王立英国建築家協会名誉フェロー建築家）

タツナミ シュウイチ（プロマインクラフター、マイクロソフト認定教育イノベーター（MIEE））

堀内容介（積水ハウス株式会社代表取締役副会長執行役員、財務・ESG 部門、TKC 事業担当）

【アドバイザー】

青砥 恭（全国子どもの貧困・教育支援団体協議会 代表幹事）

赤堀 侃司（日本教育情報化振興会会長、ICT CONNECT 21（みらいの学び共創会議）会長）

大西一平（プロフェッショナルラグビーコーチ）

岡田 武史（元サッカー日本代表監督）

鎌田和樹（UUUM 株式会社 代表取締役 CEO）

澤上多恵子（日本ユニシス株式会社業務執行役員 CRM 経営企画部長）

中井陽子（日本マイクロソフト株式会社業務執行役員パブリックセクター事業本部文教営業統括本部統括本部長）

若宮 正子 (NPO 法人ブロードバンドスクール協会理事、最高齢プログラマー)

【全体概要：地区ブロック代表審査員】

北海道・東北ブロック：小林義安（北海道星置養護学校ほしみ高等学園）

東京ブロック：川上尚司（八王子市立第八小学校）

関東6県・中部ブロック：星野尚（那須町教育委員会学校教育課）

関西・中国ブロック：圓井健史（兵庫県立視覚特別支援学校）

四国・九州・沖縄ブロック：福島学（多久市東原座舎西溪校）

【主催】

Minecraft カップ 2021 全国大会運営委員会

（構成団体：ICT CONNECT 21、ユニバーサル志縁センター）

運営委員長：鈴木寛、運営委員：赤堀 侃司、池本修悟 監事：岡本正

【参加について】

エントリー数：3,084 名

応募作品数：484 作品

【入賞】

大賞	「EREC -地球蘇生実験都市-」	熊谷武晴(1 人)	[山口県]
優秀賞【チーム部門】	「つなげるココロ ～人も動物も植物も笑顔のまち～」	Coderdojo Ishigaki(11 人)	[沖縄県]
優秀賞【個人部門】	「ふクリンシティ」	はやぶさ(1 人)	[大阪府]
アイデア賞	「みんながしあわせに暮らせる家と街 ～空中道路でいきものたちを傷つけずに暮らす～」	SDGs クラフト Kids(4 人)	[千葉県]
クリエイティブ賞	「New CodeTropolis」	Coding Lab Japan(19 人)	[東京都]
建築賞	「EREC -地球蘇生実験都市-」	熊谷武晴(1 人)	[山口県]
コーディング賞	「トイレをつかった TNT 発電」	佐伯 優樹(1 人)	[神奈川県]
チャンレンジ賞	「資源を大切に使う町 ～ゴミを有効活用しよう！～」	雄太朗(1 人)	[宮城県]
積水ハウス賞	「SDGs で未来を変えろ」	浦和マイクラ部 (CoderDojo 浦和) (9 人)	[埼玉県]
日本ユニシス BIPROGY 賞	「自然と共に育む未来 ～動物達と仲良く暮らすまち～」	7 人のクラフター(7 人)	[山形県]

三菱地所賞	「ふクリンシティ」	はやぶさ(1 人)	[大阪府]
農林中央金庫賞	「歴史が溶け合う SDG s の街〜過去・現在・未来の交差点〜」	吉川岳人(1 人)	[静岡県]
インプレス こどもと I T 賞	「私たちが考えた理想の街」	チーム逸般人(4 人)	[東京都]
Microsoft 賞	「がじゅまあるランド」	てだこマイクラフター(9 人)	[沖縄県]

【特別な支援が必要な団体の参加サポート】

Minecraft カップでは、子どもたちの学びの場をサポートする団体と協力して、Minecraft をつけた学習のサポートを実施。

特別サポートを行った団体

- ・ NPO 法人青少年自立援助センター YSC グローバルスクール
- ・ NPO 法人 さいたまユースサポートネット

NPO 法人さいたまユースサポートネット Minecraft アカウントの発行

児童向け体験会の開催

スタッフ向け研修 WS の開催、動画の提供

機材提供 (PC 6 台、Wi-Fi 7 台貸出)

NPO 法人青少年自立援助センター YSC グローバルスクール

Minecraft アカウントの発行

リモートサーバーの提供

【教育効果】

教育効果を測るアンケートを実施。

別紙 Minecraft カップ 2021 全国大会報告書 (速報版)

【多良木町プログラミング教育事業】

多良木町にプログラミング教育を根付かせるために、単発のワークショップではないものとした。地域でプログラミングを教えることを担うコーチの育成を行い、そのコーチとともにワークショップを企画・開催。そのことによりプログラミング教育事業を継続的に行う体制を目指すものとした。

子どもたちが作成する作品のテーマ：多良木町の子どもたちが願いを叶える多良木町を表現する。

対象：多良木町内の小学生 (4 年生～6 年生)

開催場所：一般財団法人たらぎまちづくり推進機構 事務所

人数：上限 25 名

日時：2022 年 3 月 12 日（土）～13 日（日）

時間：9:30～17:00(両日)

講師：タツナミシュウイチ（プロマイクラフター）・福島学



4. ユニバーサルなはたらく場づくり支援事業

4-1. ユニバーサル就労の普及

ユニバーサル就労(障がいがあったり、生活困窮状態にあるなど、様々な理由で働きたいのに働きづらいすべての人が働けるような仕組みを作ると同時に、誰にとっても働きやすく、働き甲斐のある職場環境を目指していく取り組み)に取り組む企業団体(※5)を増やすための普及啓発事業(シンポジウム、メールニュースの配信、イベント等での展示、各種メディアの取材対応 等)を実施する。

※5 ユニバーサル就労に取り組んでいる、NPO 法人ユニバーサル就労ネットワークちば、社会福祉法人生活クラブ風の村と連携している。

【活動内容】

文部科学研究基盤研究 B・補助事業「福祉課題への変革プログラムに取組む実践家と組織の評価キャパシティ形成支援法の開発」研究プロジェクトに NPO 法人ユニバーサル就労ネットワークちば、社会福祉法人生活クラブ風の村を紹介し、「ユニバーサル就労」の評価指標づくりを NPO 法人ユニバーサル就労ネットワークちばが中心となって行うこととなった。

4-2. ユニバーサル就労を推進するための調査、研究、政策提案

ユニバーサル就労等を地域社会において推進するために、これまで取り組んできた「生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業の評価ガイドライン」「自立相談支援事業の評価ガイドライン」を踏まえた調査、研究、政策提言を行う。

(過去実績)

※厚生労働省平成 27 年度社会福祉推進事業生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業評価ガイドライン作成事業

※厚生労働省平成 28 年度社会福祉推進事業就労準備支援事業評価ガイドライン検証事業

※厚生労働省平成 29 年度社会福祉推進事業自立相談支援事業評価ガイドライン作成・検証事業

※厚生労働省平成 30 年度社会福祉推進事業自立相談支援事業評価実践ガイド普及展開方法検討事業

本年度は文部科学研究基盤研究 B・補助事業「福祉課題への変革プログラムに取組む実践家と組織の評価キャパシティ形成支援法の開発」研究プロジェクトに参画し、厚生労働省社会福祉推進事業で作成した自立相談支援事業評価ガイドラインの改善作業に取り組むとともに厚生労働省「令和 3 年度 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業」を活用し「多様な地域連携による就労支援：現状把握と活動評価の PDCA」事業と題し、自立相談支援事業評価ガイドラインを活用した事業を実施した。

(1) 文部科学研究基盤研究 B・補助事業「福祉課題への変革プログラムに取組む実践家と組織の評価キャパシティ形成支援法の開発」研究プロジェクトの実施

【プロジェクトメンバー】

日本社会事業大学 大島巖氏

群馬医療福祉大学 新藤健太氏

A' ワーク創造館 西岡正次氏、他

【取り組み】

2021 年 4 月 5 日 (月) 自立相談支援事業評価ツールバージョンアップのためのワークショップ
2021 年 9 月 2 日 (木) 研究会：効果的援助要素の改定検討
2021 年 11 月 1 日 (月) 研究会：システムレベル・インフラ整備の研究計画議論
2021 年 11 月 15 日 (月) 研究会：研究計画、インタビューガイド検討
2021 年 11 月 25 日 (木) 研究会：システムレベルのプログラム理論・インタビューガイド検討
2021 年 12 月 13 日 (月) 研究会：システムレベルのプログラム理論検討
2021 年 12 月 27 日 (月) 研究会：システムレベルのプログラム理論検討
2022 年 3 月 20 日 (日) 研究成果報告会：小田川事務局長が報告「WS を通した現場人材の気づき・学び」

(2) 厚生労働省「令和 3 年度 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業」による「多様な地域連携による就労支援：現状把握と活動評価の PDCA」事業の実施

【事業の目的】

本事業は、生活困窮者自立支援制度を契機に機能強化が図られてきた「地域の就労支援」について、関係する部署や機関・団体等が参加するワークショップを通じて、改めて就労に関するニーズや対象者像、既存の活動や期待する取組み、それらを通じて実現する目標（アウトカム）を「見える化」するという、単純だが、適切なファシリテーション（中間支援）が欠かせない取組みを試みました。そして、相談や支援プログラムの充実、企業等との関係づくりなどの活動・事業について地域ごとに体系化し、内発的な「就労支援の機能強化」を促進することを目的としました。

【実施内容】（次ページ参照）

6 自治体の参加を得て、自立相談支援機関や自治体、社協 CSW、福祉施設、MSW、保護司、外国人支援団体、協力事業所・企業等による参加型ワークショップを行い、体系化した改善課題に応じてコンサルテーション（発達障害ボーダー層の相談、体験プログラムの作成、事業所との関係づくり等）、解決のための活動に伴走しました。

- ワークショップ：相談者像やニーズ、支援活動や事業、めざすアウトカムについて意見交換
- コンサルテーション：ワークショップを通して見えてきた改善・強化したい課題（多様な相談窓口での早期発見と専門支援への案内方法、就労体験や中間的就労の協力事業所の開拓や連携の進め方など、相談支援の強化策）に関する課題解決に伴走

- 地域の協力事業所（企業・農家等）の体験就労プログラム作り
- 各地域の人口関連（人的資源）データ集の作成

【参加自治体】

東京都小平市、長野県東御市、大阪府高槻市、富田林市、兵庫県伊丹市、大分県竹田市

【見えてきた課題】

- (1)多様な働き方、体験の機会が求められている
- (2)就労支援ニーズをもつ潜在的な生活困窮層が掘り起こせていない
- (3)就労支援を支える多様な連携が可視化されず、社会資源の活用が進んでいない
- (4)人材不足に悩む企業等の事情はコロナ禍でより厳しくなり、就労支援との連携に関心を高めている
- (5)以上の課題には関係する部署や機関・団体等による機能する「多様な連携」が欠かせない
- (6)地域の相談支援機能や社会資源の開拓・活用を推進・調整する機能や人材育成等を図る中間支援を強化する好機を迎えている

【今後に向けて】

上記課題は、早期発見の強化（一次相談と専門相談の重層化）から中間的就労の活用、定着支援等に関わる連携の強化（参加支援、地域づくりの重層化）にいたる支援体制の構築により推進されるものと考えます。関係部署や団体等の会議体設立にとどまらない、機能する連携を推進・調整する中間支援の実体化とそれを推進するワーカー（人材）の養成が欠かせません。

そこで、次年度はWAM（R3補正）助成を申請し、多様な地域連携によるプラットフォームの形成による、早期発見、早期支援の仕組み、中間的就労等の地域づくりを駆使した支援の強化等をサポートする中間支援のモデルを6地域（4府県以上）で検証することをめざしています。ポイントは、今年度の経験を活かし、主要な地域団体と協働し中間支援を担うワーカー養成（2人をOJT方式で）を行うほか、全国規模で中間支援ワーカー養成講座（リモート）に取り組みます。

また、参加型ワークショップの経験をもとに、相談支援や参加支援、地域づくりの体系化、そしてその改善・強化を通じた重層的支援のプラットフォーム整備のあり方を示すとともに、弊団体が蓄積する地域づくりの手法であるコミュニティ・オーガナイズの手法を活用していきます。

自治体（コーディネート 担当機関）	ワークショップ	
	1 ニーズと必要な取り組み 2 目指す変化・地域の姿	コンサルテーション
小平市（社協・こだいら 生活相談支援センター）	①11月5日 ②1月17日	11月8日 協力農家視察・体験就労プログラム作り 2月28日 報告会・フィードバック 2月28日 生困就労支援事業自己評価ガイダンス 3月3日 協力事業者向け研修会 3月 自己評価フィードバック
東御市（社協・生活・就 労支援センターまいさぼ 東御）	①12月22日 ②1月25日	2月17日 協力農家との体験プログラム作り 2月17日 生困就労支援事業自己評価ガイダンス 3月 自己評価フィードバック

高槻市（市・福祉相談支援課 暮らしごとセンター）（茨木 HW エリア）	令和 2 年度に実施	10 月～11 月 協力企業にて体験プログラムの作成・活用（体験のための自己紹介シート作りほか） 3 月 近隣自治体と共同した体験プログラムの活用
富田林市（市・子育て福祉部増進型地域福祉課）	①11 月 16 日 ②12 月 6 日	3 月下旬 体験や短期雇用等の支援プログラム強化（無料職業紹介の活用など）
伊丹市（市・健康福祉部地域福祉室地域・高年福祉課）	①12 月 17 日 ②1 月 18 日	2 月 25 日 報告会と相談の重層化（発達障害グレーゾーン層への就労相談・支援を事例に）
竹田市（市・社会福祉課）（NPO 法人おおいた子ども支援ネット）	①8 月 12 日 ②10 月 5 日	11 月 24 日 報告会・フィードバック 無料職業紹介の活用に向けた課題整理 2 月 25 日 就労相談の重層化研修

【参加自治体交流会・シンポジウム】

・タイトル：「多様な地域連携による就労支援：現状把握と活動評価の PDCA」参加自治体交流会・シンポジウム

・日時：令和 4 年 3 月 28 日（月）

交流会：10 時 00 分～12 時 30 分

シンポジウム：13 時 30 分～16 時 00 分

・会場：TKP ガーデンシティ PREMIUM 田町カンファレンスルーム 4D

（東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号 msb Tamachi 田町ステーションタワー S 4 階）

Zoom 会場とのハイブリッド開催

・交流会の内容

開会・趣旨説明

参加自治体の紹介 西岡正次氏（A' ワーク創造館副館長）

参加自治体からの報告と Q&A

<大阪府高槻市> 高槻市健康福祉部福祉事務所 福祉相談支援課 暮らしごとセンター 村上敦将氏

<東京都小平市> 小平市社会福祉協議会地域福祉推進課こだいら生活相談支援センター 上原哲子氏

<長野県東御市> 東御市社会福祉協議会 生活・就労支援センターまいさば東御 佐藤もも子氏

<大分県竹田市> 竹田市社会福祉課 甲斐正寿氏

<大阪府富田林市> 富田林市子育て福祉部増進型地域福祉課 竹口順子氏

<兵庫県伊丹市> 伊丹市健康福祉部地域福祉室地域・高年福祉課 古家孝一氏

コメント 唐木啓介氏（厚生労働省社会援護局生活困窮者自立支援室長）

・シンポジウムの内容

「利用しやすい就労支援に向けて多様な地域連携と地域づくりの進め方」

開会・趣旨説明 池本 修悟 氏 ユニバーサル志縁センター専務理事

あいさつ 池田 徹 氏 ユニバーサル志縁センター代表理事

講演 「地域連携による就労支援の展開 ～誰もが役割を持てる社会を目指して～」

米沢 秀典 氏 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室長補佐

報告

1 当事業の説明と各地域の注目ポイント

西岡 正次 氏 A' ワーク創造館 副館長・就労支援室長

2 大分県竹田市での取り組み

矢野 茂生 氏 おおいた子ども支援ネット 専務理事・事務局長

3 長野県東御市での取り組み

佐藤 もも子 氏 東御市社会福祉協議会 まいさぼ東御 主任相談支援員

4 取り組みの成果と展望

西岡 正次 氏

質疑応答

講演 「多様な連携（就労支援インフラ）づくりに向けて～プログラム評価の意義と方法～」

新藤 健太 氏 群馬医療福祉大学 社会福祉学部講師

今後に向けて ユニバーサル志縁センター事務局

5. 大規模災害時における復興支援活動事業

5-1. 復興活動に取り組む支援団体とのネットワークおよび情報交換、コーディネート等

東日本大震災や熊本地震等、大規模災害時に復興支援活動を行うとともに、復興支援活動に同様に取り組んでいる団体と意見交換の場を開催する(※6)。また、企業等(※7)による被災地支援におけるコーディネートを行う。

※6 東日本大震災支援全国ネットワークには、当団体が世話団体として参画

※7 企業等による被災地支援におけるコーディネートは当法人単独の事業として実施、これまでに、日本ヒューレット・パッカー社の福島県の高校等への社会貢献活動のコーディネート、日本マイクロソフト社による熊本市の避難者支援システムくまもと R ネットにおける協働事業、などに取り組んでいる。ほか、当団体が行ってきた復興支援 IT ボランティアにおいては、文部科学省、ヤフー株式会社、株式会社バッファロー、デル株式会社、一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社などと協働している。

【東日本大震災支援全国ネットワーク】

本年度も東日本大震災支援全国ネットワーク(JCN)に、世話団体として参画。

【Voice from 3.11】

Voice from 3.11 実行委員会は、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故から 10 年を一つの通過点と捉え、これまで被災者支援に関わってきた多様な組織に所属する「被災者」「避難者」「支援者」34 名の有志が集まり 2020 年 10 月にスタート。以降、話し合いを積み重ねながら、組織やプロジェクトとしての考えや思想ではなく、当事者や支援者の個人の「ことば」を大切に、さまざまな活動を展開してきた。JCN が事務局の中心となっており実行委員会形式で開催する Voice from 3.11 の実行委員に池本専務が参画。

・Voice from 3.11 主旨

2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東日本大震災(以下、3.11)から 10 年が経過します。社会的な節目となる 2021 年 3 月に、被災された方や避難を余儀なくされた方、そしてその人々を支えてきた支援者や心を寄せてくれた方々と共にこの 10 年を振り返り、それぞれのことばに耳を傾けることで、3.11 という事象について広く知って頂く機会に、そしてその経験と教訓を未来へとつなげる機会とする。

・Voice from 3.11 目的

社会的節目となる震災 10 年を機に、一人ひとりの復興に向けた取り組みの中で、被災された方や避難を余儀なくされた方、その人々を支える支援者、私たちが経験して気がついたことや大切にしてきた「それぞれの言葉」を広く伝えていくと共にアーカイブ化を図ります。そして地震と津波、原発災害によって及ぼした大きな課題とその解決に向けた取り組みを振り返り、このような惨劇を繰り返さないために、多くの方と共に考え、震災での教訓・気づきを、次の世代につなげ、社会化していくことを目的とする。

・ことばの集い

社会的節目となる震災 10 年を機に、被災された方、避難を余儀なくされた方、その人々を支える支援者など、私たちが経験して気がついたことや大切にしてきたことを「ことば」として集め、社会に広く伝えていく取り組み。今後、集まった 274 の「ことば」を後世に残すためアーカイブ化を図る。

・みんなの集い/それぞれの集い

「ことばの集い」で寄せられたことばを岩手・宮城・福島の方々と共に噛みしめ、共感し、自らの想いを語り合う集い。2021年2月11日「みんなの集い」、3月18、25日「それぞれの集い」と開催した。「声を上げられない人々」「優しさの連鎖」などの気づきが、これらの集いから生まれた。つながりの集い 震災で生まれた／再認識したそれぞれの地域での「つながり」を見つめなおし、被災者や支援者の「声」をあらためて大事にしていこうという取組み。岩手県宮古市・釜石市・陸前高田市、宮城県南三陸町（映像作成）・七ヶ浜町、福島県いわき市・富岡町、東京都（広域避難）で実施した。

・ことばから紡いだわたしたちの宣言

Voice from 3.11 に寄せられた多くの「ことば」と、集いで語られた「声」から、わたしたちは「気づき」を得た。わたしたちは、その「ことば・声・気づき」を多くの方と分かち合い、大切にして、一人ひとりの行動につながることを願い、7つの宣言をまとめた。

Voice from 3.11 ことばから紡いだ わたしたちの宣言



あの日のこと、あの日からの思いを忘れない

Voice from 3.11 の「ことばの集い」「みんなの集い」「それぞれの集い」「つながりの集い」で集まった、語られた「ことば」。あの日の悲しみ、あの日からの苦しみ、今までの感謝…等、多くの思いが詰まっている。被災していても、被災していなくても、そのいずれもが忘れられない、忘れてはいけないもの。わたしたちはその思いを忘れない。

声なき声に耳を傾け続ける

10年たって初めて震災に関する気持ちを表した声が多く届いた。「心に空いてしまった穴をどうしたら埋められるか」、「どうしたら防げたのか」、失われたものは、戻ることがない。今も考え、悩み続け声に出せない方もいる。届けられた声の陰に、形にならない声がある。わたしたちはそんな声にならない声にも耳を傾ける。

これまでの、あの時の、新しい「つながり」を大切にしてい

震災で気づかされた様々な「つながり」。わたしたちは人と土地、地域と関わりのなかで生きている。震災で失ったつながり。新しくできたつながり。寄せられた言葉からは、さまざまなつながりを大切に生きていこうとする思いが伝わってきた。わたしたちは一人ではなく、つながりによって誰かに支えられ、誰かを支えている。わたしたちはそのことを大切にしてい

若者の言葉を受け止め、ともに歩んでいく

子どもたちは大人が思う以上に家族や友達、地域や世の中の動きを見ていた。その中で感じた「違和感」「虚しさ」、新たに芽生えた「地元への希望」「確かな決意」。大人はこの思いに寄り添えてきただろうか。子ども・若者たちは、これから生きていく主体である。わたしたちは、これらの言葉を受け止め、社会を作る仲間として、ともに歩んでいく。

ひとりの気づきをみんなで分かち合う

東日本大震災は多くの気づきをわたしたちに与えた。その気づきは「いのちやくらしの尊さ」「つながりの多様さ」「コミュニティの大切さ」…本当に多様であった。それは必ずしもポジティブなものだけではないかもしれない。ただ、わたしたちが得たその気づきを一人の気づきに留めず、より多くの方と分かち合い、ともに何かを考える機会にしてい

原発事故がもたらした悲しみや苦しみに向きあい続ける

東日本大震災では、地震、津波災害に加え、原発事故を経験した。生まれ育った故郷や生活の場から離れての避難生活を続けられる人や、避難生活から故郷に戻られる人など、選択はそれぞれであり、選択できない人もいる。わたしたちはこの出来事を受け止め、個々の選択を尊重し、原発事故がもたらした悲しみや苦しみに向きあい続ける。

教訓を次の災害に必ず活かしてい

東日本大震災では、多くの「いのち」が奪われ「くらし」が壊された。そしてこれらを礎にした教訓が残されている。南海トラフの巨大地震、首都直下地震、気候変動による大規模風水害、噴火、「災害大国・日本」には、想定されている災害は数多くある。これらの災害にその教訓を必ず活かしてい

【協働型災害訓練】

2-2 において詳細掲載。東日本大震災の経験と教訓を生かすべく、平成 25 年度国土交通省広域的地域間共助推進事業としてスタートした「協働型災害訓練 in 杉戸」に本年度も協力。市民キャビネット災害支援部会、(一社)協働型災害訓練、NPO 埼玉ネットが中心に取り組み復興支援活動の報告や防災訓練等を実施。大規模災害時には一人でも多くの命を助けるために、効率と統一された災害対応が必要になるがこの訓練では、米国で誕生した I C S (アイシーエス※)を用い、将来発生し得る大規模災害発生時に即時助け合いの対応ができる仕組みをつくることを目指し活動を行っている。※Incident(現場)Command(指揮) System(システム)の略

5-2. 地域コミュニティ活動支援

専門家と連携し地域における防災教育システムを用意し、公民館や仮設住宅・復興住宅の集会所等を軸としたコミュニティの活性化のための支援事業を被災地の支援団体と連携し取り組む。

【東日本大震災復興支援】

2011 年より実施してきた復興支援 IT ボランティアで関わった大槌町、大船渡市、陸前高田市の関係者と当時学生であったボランティアリーダーと一緒に震災から 10 年の節目のタイミングということで、2021 年度交流イベントを実施することを企画したが、新型コロナウイルス感染拡大のため延期。

5-3. 地域における震災を踏まえた調査研究

地域における震災を踏まえた調査研究を行なう。また、その成果を学会等のシンポジウムやポスター展示等で発表する。

【結果】本年度は未実施。

6. 機関運営 (総会、理事会、事務局体制)

1 総会

定時総会	2021 年 6 月 21 日 10 時～12 時	
臨時総会	2021 年 11 月 25 日 9 時～9 時 15 分	役員交代、定款変更について

2 理事会

第 1 回理事会	2021 年 4 月 19 日 13 時～13 時 15 分	若者おうえん基金新型コロナ緊急助成 2021 助成先の承認について
----------	--------------------------------	--------------------------------------

第 2 回理事会 2021 年 5 月 25 日 (火) 15 時 30 分～17 時 30 分 定例

第 3 回理事会 2021 年 6 月 21 日 (月) 13 時～13 時 15 分 休眠預金活用新型コロナウイル

ス

対応緊急支援助成「社会的養護アフターケア事業」実行団体 採択団体の承認について

第 4 回理事会 2021 年 7 月 1 日 (木) 13 時～13 時 15 分 代表理事選任

第 5 回理事会 2021 年 11 月 1 日 (月) 9 時～11 時 役員交代、規約制定、マインクラフト
カップ事業経理、日本ライフライン様からの助成、休眠預金活用新型コロナ
ウイルス対応緊急支援助成申請報告、定款変更について

(第 1 号議案)

- 第 6 回理事会
の
2021 年 11 月 18 日 (木) 15 時～15 時 15 分 日本ライフライン株式会社から
助成に関する応募審査、承認について
- 第 7 回理事会
請、
2022 年 1 月 19 日 (水) 10 時～12 時 日本財団 2022 年度通常募集への申
休眠預金活用新型コロナウイルス対応緊急支援助成〈随時募集〉内定、ドミ
ノ・ピザ、『クリスマスのための特別な「無料ピザで地域支援」』への企画
協力、第 9 回協働型災害訓練 in 杉戸—CDT2022—への協力、令和 3 年 12 月
16 日付内閣府公益認定委員会からの確認依頼への対応、内閣府への変更認定
申請、休眠預金活用 2022 年度通常枠申請、令和 3 年度補正予算による WAM
助成 (コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動
助成事業) への申請、多良木町プログラミング教育事業の実施について
- 第 8 回理事会
認
2022 年 1 月 25 日 (火) 9 時～9 時 15 分 第 4 回若者おうえん基金助成先承
- 第 9 回理事会
ス
2022 年 2 月 28 日 (月) 13 時～13 時 15 分 休眠預金活用新型コロナウイルス
対応緊急支援助成「社会的養護アフターケア新型コロナ支援事業」実行団体
採択団体の承認について
- 第 10 回理事会
2022 年 3 月 9 日 (水) 15 時～17 時 定例

- 3 事務局体制
常勤 4 名 (池本、小田川、小山田、岡部)

7. 資金状況報告

別紙

8. その他

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格		団体種別	公益社団法人	資金分配団体
団体名			ユニバーサル志縁センター	
郵便番号			105-0004	
都道府県			東京都	
市区町村			港区新橋	
番地等			4-24-10 アソルティ新橋ビル502	
電話番号			03-6450-1820	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://www.u-shien.jp/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	Facebook：https://www.facebook.com/wakamonoSN	
			Twitter：https://twitter.com/wakamono_sp	
			You Tube：	
			https://www.u-shien.jp/jobsupport/	
設立年月日			2011年7月12日（前身団体設立）	
法人格取得年月日			2019年4月1日（公益社団法人）	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イケダ トオル
	氏名	池田徹
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	シラカワ マサオミ
	氏名	白川祐臣
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	17
理事・取締役数 [人]	15
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	16
常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	6
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	10
有給 [人]	10
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数〔団体数〕	29
団体正会員〔団体数〕	21
団体その他会員〔団体数〕	8
個人会員・ボランティア数	17
ボランティア人数(前年度実績)〔人〕	10
個人正会員〔人〕	6
個人その他会員〔人〕	1

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数〔件〕	29
申請前年度の助成総額〔円〕	171,285,975
助成した事業の実績内容	首都圏若者サポートネットワーク「若者おうえん基金」第5回:13件、20,470,000円／休眠預金活用助成「社会的養護アフターケア事業新型コロナ緊急支援助成」13件、75,467,975円／休眠預金活用助成通常枠23「地域若者サポートネットワーク設立事業」3件、75,348,000円

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	就労支援関連の助成実績 ・厚生労働省平成27年度社会福祉推進事業生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業評価ガイドライン作成事業 ・厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業就労準備支援事業評価ガイドライン検証事業 ・厚生労働省平成29年度社会福祉推進事業自立相談支援事業評価ガイドライン作成・検証事業 ・厚生労働省平成30年度社会福祉推進事業自立相談支援事業評価実践ガイド普及展開方法検討事業 ・厚生労働省令和3年度生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業 多様な地域連携による就労支援のPDCA ・WAM助成（令和3年度補正予算・コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動助成事業）生活困窮者等への中間的就労推進を核にした地域作りワーカー育成事業

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

必須入力セル

任意入力セル

(入力方法)

- 役員名簿には、貴団体に所属する役員すべてを記載してください。
 - 役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
 - 備考欄には、他の団体等との兼職関係(兼職先名称、兼職先での役割等)、申請団体における役員としての、今回申請する事業の実施に影響すると思われる情報を記載ください。
 - 氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)
 - 氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)
 - 生年月日(大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角)
 - 性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名をセルごとに入力してください。
 - 入力確認欄にcheckが表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
 - 黄色いセルは文字を入力すると白くなります。記入漏れがないようにすべての項目の入力をお願いします。
- (留意事項)
- ※記載例は、消して使用してください。
 - ※外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットの読みを入力してください。
 - ※提出の際は、本エクセルにてご提出ください(PDF等に変換はしないでください)。
 - ※上記の要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合がございます。
 - ※役職名は必ず役職を入れてください。
 - ※明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までです。

番号	入力確認欄	シイ	氏名	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	OK	ｲｸﾅ ﾋﾅﾅ	池田 穂						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	代表理事			
2	OK	ｼﾗｸ ﾏﾔﾐ	白川 祐臣						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	代表理事			
3	OK	ﾐﾅﾐ ﾐﾅ	兼間 遥子						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	副代表理事			
4	OK	ｲﾅﾐ ﾕﾅｺ	池本 修恒						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	専務理事			
5	OK	ｲﾉｳ ﾋﾅｼ	井上 肇						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	理事			
6	OK	ｲﾉｳ ﾏｸ	井上 優						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	理事			
7	OK	ﾐﾅﾐ ﾏｶｼﾞ	沖倉 虹児						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	理事			
8	OK	ﾄﾓﾀﾞ ﾘﾔｵｼ	豊島 亮介						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	理事			
9	OK	ﾏﾅﾌﾞ ﾐﾅﾐ	南部 美智代						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	理事			
10	OK	ﾋﾅｼﾞ ﾏﾞｲｼ	林 大介						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	理事			
11	OK	ﾋﾗﾉ ﾏｶｼﾞ	平野 寛治						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	理事			
12	OK	ﾔﾏﾓﾄ ﾋﾅﾙｷ	山根木 晴久						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	理事			
13	OK	ﾐﾅﾐ ﾏﾞｳ ﾋﾅ	小田川 華子						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	理事/事務局長			
14	OK	ｶﾅﾀﾞ ﾏﾔﾐ	金丸 正樹						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	理事			
15	OK	ﾔﾏﾀﾞ ﾏｶﾐ	山田 幸代						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	理事			
16	OK	ﾏﾅﾐ ﾏﾔﾐ	田中 正雄						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	監事			
17	OK	ﾔﾏﾓﾄ ﾏｶﾐ	山根 真知子						公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	監事			

規程類必須項目確認書(社団・財団・NPO法人等)

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	就労支援のための地域づくりコーディネーター育成事業
団体名:	公益社団法人ユニバーサル志縁センター
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
確認が必要です。E列に未記入があります。	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款			
(2)招集権者				
(3)招集理由				
(4)招集手続				
(5)決議事項				
(6)決議(過半数か3分の2か)				
(7)議事録の作成				
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。				
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款			
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること				
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則			
(2)招集権者				
(3)招集理由				
(4)招集手続				
(5)決議事項				
(6)決議 (過半数か3分の2か)				
(7)議事録の作成				
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること				
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程			
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程			
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程			
(2)報酬の支払い方法				

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	倫理規程			
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)				
(3)私的利益追求の禁止				
(4)利益相反等の防止及び開示				
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること				
(6)情報開示及び説明責任				
(7)個人情報の保護				
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則			
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること				
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること				
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程			
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること				
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること				
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程			
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること				
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程			
(2)職制				
(3)職責				
(4)事務処理(決裁)				
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程			
(2)給与の計算方法・支払方法				
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程			
(2)文書の整理、保管				
(3)保存期間				
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程			
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程			
(2)緊急事態の範囲				
(3)緊急事態の対応の方針				
(4)緊急事態対応の手順				
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程			
(2)会計処理の原則				
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別				
(4)勘定科目及び帳簿				
(5)金銭の出納保管				
(6)収支予算				
(7)決算				

公益社団法人ユニバーサル志縁センター定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人ユニバーサル志縁センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、NPO、協同組合、共済組合、企業、労働組合等が協働して、地域の課題に取り組む活動を応援し、社会目的にかなった経済活動や市民活動を広げ、ユニバーサル志縁社会の実現を目的とする。

(規律)

第 4 条 この法人は、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ユニバーサルな地域社会づくり支援
2. ユニバーサルな職場（ユニバーサル・オフィス）の普及
3. ユニバーサル農業・環境活動の推進
4. 地域をつなぐ文化芸術活動の推進
5. 社会的企業の主流化促進とNPOと企業の協働の推進
6. その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本国内において行うものとする。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 2 章 会員

(種別)

第 7 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第 8 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会において個別に審議の上入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会費)

第 9 条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第 11 条 正会員及び賛助会員は、申し出により任意に退会することができる。

(除名)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役員等

(種類及び定数)

第 14 条 この法人に、次の役員を置く。

理事 10 名以上

監事 2 名以内

- 2 理事のうち、2 名以内を代表理事とする。

(選任等)

第 15 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 理事会は、第 2 項で選定された業務執行理事の中から副代表理事、専務理事及び常務理事を選定しなければならない。ただし、副代表理事は 3 名以内、専務理事は 1 名とする。
- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第 16 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 代表理事、副代表理事、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 代表理事、副代表理事、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務遂行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権利を行使し義務を履行すること。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。(ただし、増員された当該監事の選任時が他の在任中の監事の選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時を経過している場合は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社

員総会の終結の時までとする)

- 4 理事及び監事は、第 14 条 1 項で定めた理事及び監事の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第 19 条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第 20 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬を支給することができる。また、職務を執行した非常勤の役員には、その対価として報酬を支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員等の報酬規程による。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第 21 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取扱いについては、第 48 条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第 22 条 この法人は、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、非業務執行等役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。

(会長及び顧問)

- 第 23 条 この法人に、会長及び若干名の顧問を置くことができる。
- 2 会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

- 3 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(会長及び顧問の職務)

第 24 条 会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第 4 章 社員総会

(種類)

第 25 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 26 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 27 条 社員総会は、一般法に規定する事項及び以下の事項を議決する。

- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員の報酬の額又はその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告
 - (5) 入会の基準並びに会費の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (10) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (11) 前各号に定めるもののほか、一般法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 29 条第 3 項に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第 28 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

(2) 議決権の3分の1以上を有する正会員から、決議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- 一 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
- 二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第29条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、その日時、場所、目的である事項を記載し、法令で定めるところにより社員の承諾を得て、電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。(ただし、社員総会に出席しない正会員が電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。)

(議長)

第30条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第31条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第32条 社員総会の議事は、一般法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第33条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 34 条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会規則)

第 36 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 5 章 理事会

(構成)

第 37 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 38 条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める内部管理体制の整備

(6) 第 22 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 39 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第 17 条第 5 号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 40 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、その日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 41 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

(議決)

第 42 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 43 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 44 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 17 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名しなければならない。

(理事会規則)

第 46 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第 47 条 この法人の財産の管理・運用は、専務理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 第 1 項の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の計算書類等については、毎事業年度の経過後 3 か月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第 1 項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第 50 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行うときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則)

- 第 51 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
 - 3 特定準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱規程による。

(剰余金の不配当)

- 第 52 条 この法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第 53 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。
- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第 54 条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 55 条 この法人は、一般法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産の贈与)

第 56 条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、社員総会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 57 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、認定法第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 58 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 59 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 60 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める理事会及び社員総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員等の報酬規程

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 63 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 61 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、社員総会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 62 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(公告)

第 63 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する

方法による。

第 11 章 補則

(委任)

第 64 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 65 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

1 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
氏名 池田 徹

2 住所 ■■■
氏名 池本　修悟

則 付

1 この定款は、この法人の成立した日から施行する。

2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 48 条の規定にかかわらず、この法人の成立した日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

3 文意を損なわない範囲での事務的な修正については事務局長に一任する

平成25年 9月 10日 一部変更

平成27年 6月 15日 一部変更

平成29年 6月 19日 一部変更

平成30年 1月 25日 一部変更

平成30年 6月 8日 一部変更

平成31年 4月 1日 一部変更

令和 3 年 11 月 25 日 一部変更

現在事項全部証明書

東京都港区新橋四丁目24-10アソルティ新橋ビル5階502
公益社団法人ユニバーサル志縁センター

会社法人等番号	0104-05-009744	
名 称	一般社団法人ユニバーサル志縁センター	平成29年 6月19日変更
		平成29年 7月24日登記
	公益社団法人ユニバーサル志縁センター	平成31年 4月 1日変更
		平成31年 4月11日登記
主たる事務所	東京都港区新橋四丁目24-10アソルティ新橋ビル5階502	
法人の公告方法	電子公告による http://www.npo-support.jp/u-shien/index.php やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。	
法人成立の年月日	平成23年7月20日	
目的等	目的 この法人は、NPO、協同組合、共済組合、企業、労働組合等が協働して、地域の課題に取り組む活動を応援し、社会目的にかなった経済活動や市民活動を助け、ユニバーサル志縁社会の実現を目的とし、次の事業を行う。 1. ユニバーサルな地域社会づくり支援 2. ユニバーサルな職場（ユニバーサル・オフィス）の普及 3. ユニバーサル農業・環境活動の推進 4. 地域をつなぐ文化芸術活動の推進 5. 社会的企業の主流化促進とNPOと企業の協働の推進 6. その他目的を達成するために必要な事業 平成30年 1月25日変更 平成30年 1月29日登記	
役員に関する事項	代表理事 池 田 徹	令和 3年 7月 1日就任
		令和 3年 7月 5日登記
	代表理事 白 川 祐 臣	令和 3年 7月 1日就任
		令和 3年 7月 5日登記
	理事 池 田 徹	令和 3年 6月21日重任
		令和 3年 7月 5日登記

東京都港区新橋四丁目24-10アソルティ新橋ビル5階502
公益社団法人ユニバーサル志縁センター

理事	井上 肇	令和 3年 6月21日重任
		令和 3年 7月 5日登記
理事	林 大 介	令和 3年 6月21日重任
		令和 3年 7月 5日登記
理事	平 野 寛 治	令和 3年 6月21日重任
		令和 3年 7月 5日登記
理事	池 本 修 悟	令和 3年 6月21日重任
		令和 3年 7月 5日登記
理事	兼 問 道 子	令和 3年 6月21日重任
		令和 3年 7月 5日登記
理事	井 上 優	令和 3年 6月21日重任
		令和 3年 7月 5日登記
理事	沖 倉 紅 児	令和 3年 6月21日重任
		令和 3年 7月 5日登記
理事	豊 島 亮 介	令和 3年 6月21日重任
		令和 3年 7月 5日登記
理事	白 川 祐 臣	令和 3年 6月21日重任
		令和 3年 7月 5日登記
理事	南 部 美 智 代	令和 4年 6月17日重任
		令和 4年 6月17日登記
理事	小 田 川 華 子	令和 3年 6月21日就任
		令和 3年 7月 5日登記
理事	金 丸 正 樹	令和 3年11月25日就任
		令和 3年12月 8日登記
理事	山 根 木 晴 久	令和 3年11月25日就任
		令和 3年12月 8日登記

東京都港区新橋四丁目24-10アソルティ新橋ビル5階502
公益社団法人ユニバーサル志縁センター

	理事	山 田 幸 代	令和 4年 6月17日就任
			令和 4年 6月17日登記
	監事	山 根 眞 知 子	令和 3年 6月21日重任
			令和 3年 7月 5日登記
	監事	田 中 正 雄	令和 3年11月25日就任
			令和 3年12月 8日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。 平成30年 1月25日設定 平成30年 1月29日登記		
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	この法人は、非業務執行等役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。 平成30年 1月25日設定 平成30年 1月29日登記		
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人		
監事設置法人に関する事項	監事設置法人		



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

令和5年4月6日

東京法務局港出張所

登記官

佐野哲也

